

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	2
1 計画策定の流れ.....	2
1-1 計画策定の背景と趣旨.....	2
1-2 計画の位置づけ.....	3
1-3 計画期間.....	4
1-4 計画の策定体制・策定方法.....	4
1-5 新たな国の動き.....	5
2 子ども・子育て支援新制度の概要.....	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	8
1 統計データからみた現状.....	8
1-1 人口の状況.....	8
(1) 人口の推移.....	8
(2) 出生等の状況.....	9
(3) 外国人の状況.....	10
(4) 将来の人口推計.....	11
1-2 世帯等の状況.....	13
(1) 世帯の状況.....	13
1-3 就労状況.....	15
2 子ども・子育て支援事業の現状.....	16
2-1 子ども・子育て支援事業(教育・保育サービス)の利用の現況.....	16
2-2 第1期計画の取組状況.....	18
(1) 事業などの目標の達成状況.....	18
(2) 方針別達成状況.....	19
(3) 成果指標による評価.....	19
3 アンケート調査結果の概要.....	20
(1) 調査の目的及び概要.....	20
(2) 主な調査結果.....	21
4 計画策定に向けた主な課題.....	24
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方.....	25
1 計画の基本的な考え方.....	25
1-1 基本理念.....	25
1-2 基本的な視点.....	26
1-3 基本方針.....	27
2 施策の体系.....	29
3 重点施策と成果指標.....	31
第4章 子ども・子育て施策の展開.....	32
I 妊産婦への支援.....	32
(1) 妊産婦の健康管理・健康づくり.....	32
II 乳幼児期の支援.....	33
(1) 幼児期の教育・保育の充実.....	34

(2) 多様な保育サービスの提供.....	35
(3) 幼稚園・保育所等・小学校との連携.....	35
(4) 乳幼児の健康管理の支援.....	36
(5) 子育てに関する学習の機会と仲間づくりの支援.....	36
III 学童期の支援.....	37
(1) 学童期の子どもの放課後の居場所の確保.....	38
(2) 学校教育の充実.....	39
IV 思春期の支援.....	40
(1) 思春期の子どもの居場所づくり.....	41
(2) 次世代の親の育成.....	41
V 妊娠期から思春期を通しての支援.....	42
(1) 子育て家庭の職業生活と家庭生活との両立支援.....	43
(2) 要支援児童と家庭への支援.....	44
(3) 障がいのある子どもと家庭への支援.....	46
(4) 子どもの貧困対策の充実.....	47
(5) ひとり親家庭への支援の充実.....	50
(6) 地域で取り組む交通安全と防犯対策.....	51
(7) 相談支援・情報提供の充実.....	53
第5章 子ども・子育て支援制度に基づく量の見込みと目標設定.....	55
1 将来人口の見通しと事業量推計.....	55
1-1 事業量推計の流れ.....	55
1-2 児童人口等の推計.....	56
(1) 児童人口の推計.....	56
(2) 家庭類型の算出.....	57
(3) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み.....	58
2 量の見込みと確保策.....	59
2-1 教育・保育提供区域の設定.....	59
(1) 教育・保育提供区域とは.....	59
(2) 区域設定.....	59
2-2 幼児期の学校教育・保育給付.....	59
2-3 地域子ども・子育て支援事業.....	62
3 新・放課後子ども総合プランに基づく取組について.....	69
第6章 計画の推進体制.....	72
1 計画の推進体制.....	72
2 進捗状況の管理.....	72
資料編.....	74
1 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要、結果(抜粋).....	76
2 伊勢市子ども・子育て会議委員名簿、会議開催状況.....	96
3 伊勢市子ども・子育て会議設置条例.....	98

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の流れ

1-1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、未婚化・晩婚化や、子育て家庭における孤立感と負担感の増加等による急速な少子化の進行が問題となっています。一方で、子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状にあり、都市部を中心とする保育所等の待機児童などが深刻な問題となっています。

このような状況を背景に、平成24年8月には「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行されています。

「子ども・子育て支援新制度」の3つの目的

- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ② 保育の量的拡大・確保
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実

伊勢市では、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「伊勢市次世代育成支援行動計画〈後期計画〉」の後継計画を一体のものとして、平成27年3月に「伊勢市子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）」（以下、「第1期計画」といいます。）を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

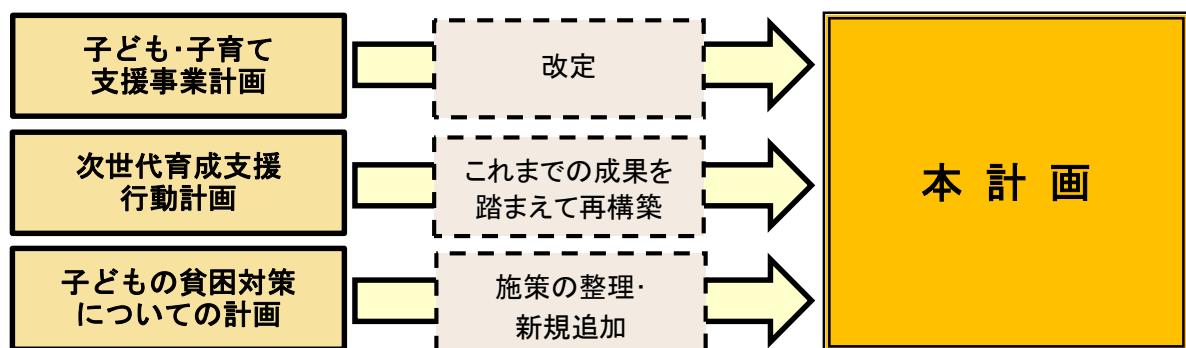
このたび、第1期計画の改定時期を迎え、策定後の「子ども・子育て支援法」の改正や国の新たな方向性を踏まえるとともに、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するため、「第2期伊勢市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

1-2 計画の位置づけ

① 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

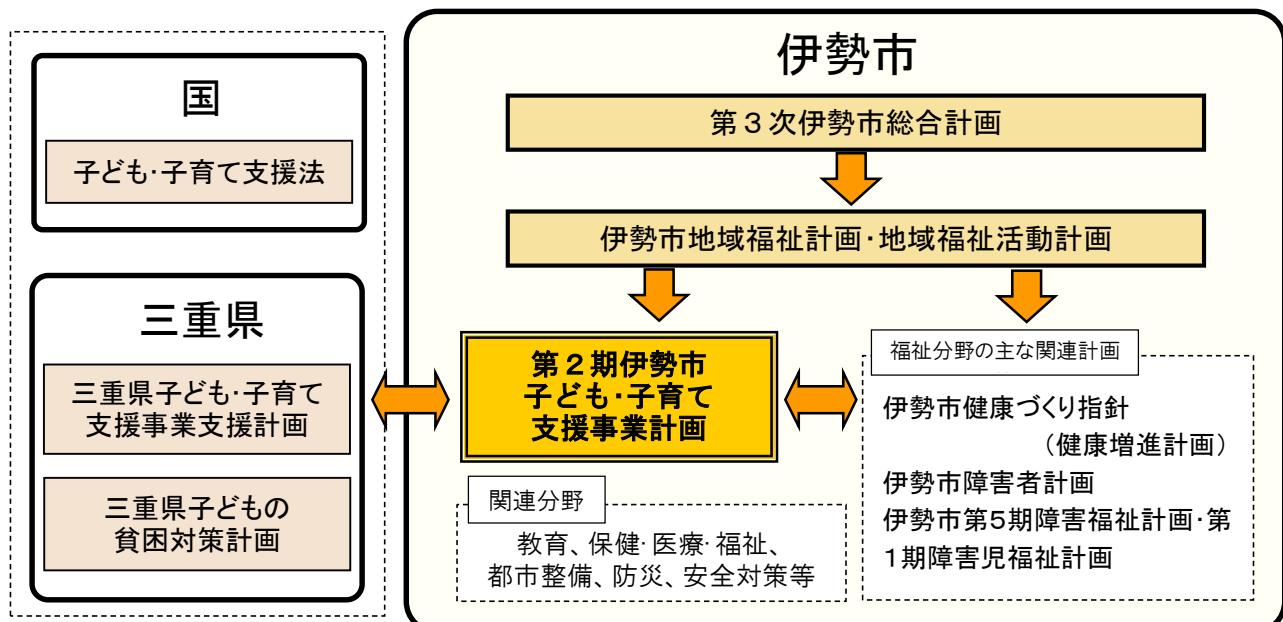
本計画には、次世代育成支援対策推進法第8条における「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条における「子どもの貧困対策についての計画」（市町村計画）を包含します。



② 本計画の位置づけ

本計画は、伊勢市総合計画の分野別個別計画に位置づけられ、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律、三重県子ども・子育て支援事業支援計画、本市の障害児福祉計画をはじめとした関連計画、関連分野との整合、調和及び連動を図っています。

本計画は、子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり、住民をはじめ、幼稚園、保育所等、学校、事業者、関係団体、行政等がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。



1－3 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とします。

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		中間 見直し			改定	本計画(第2期計画)			

1－4 計画の策定体制・策定方法

(1) 市民の意見・ニーズの把握と反映

本計画策定にあたっての市民ニーズの把握と市民意見の反映を目的に、子ども・子育て支援に関するアンケートの実施とパブリックコメントの実施を行いました。

① 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

本調査は、子育て中の保護者の皆様の現状や意見、子育て支援に関するニーズなどを正確に把握し、安心して子育てができる環境づくりに取り組むための基礎調査としてアンケートを実施しました。

② 計画案へのパブリックコメントの実施

より多くの市民の皆様からの意見を反映させるため、計画案について、令和元年12月16日から令和2年1月15日までパブリックコメントを実施し、意見の概要と、これに対する本市の考え方をホームページ等で公表しました。

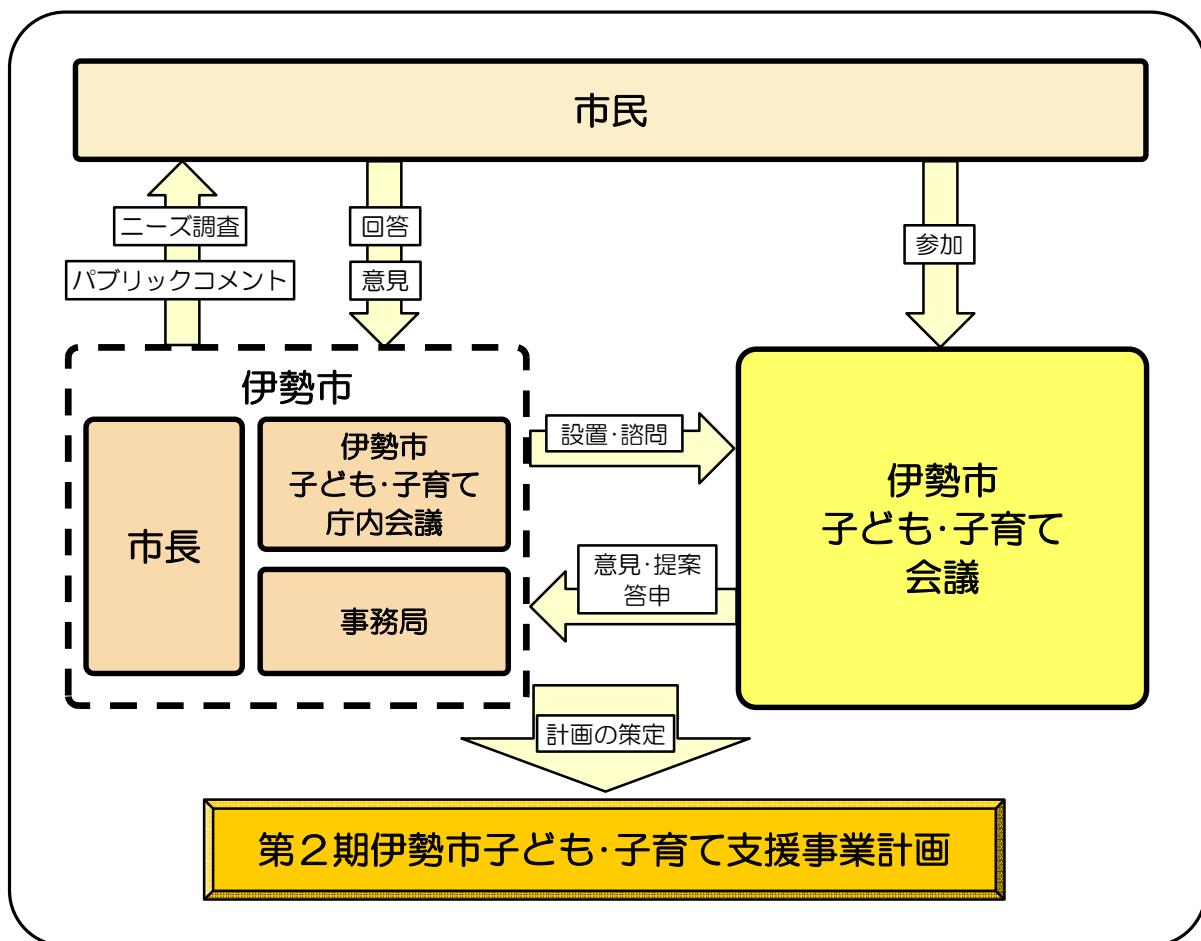
(2) 計画策定の体制

① 伊勢市子ども・子育て会議による検討

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき設置している「伊勢市子ども・子育て会議」の場で内容の審議等を行いました。当会議は、保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成されており、本市における特定教育・保育施設の利用定員の設定、幼児期の学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関です。

② 庁内組織による検討

本計画の策定に必要な各関連分野からの意見を求め、総合調整を図るため、関連分野担当課長を委員とする「伊勢市子ども・子育て庁内会議」を設置しました。



1-5 新たな国の動き

① ニッポン一億総活躍プラン(平成 28 年6月)

【子育ての環境整備】

- 保育、放課後児童クラブの受け皿確保、保育士の待遇改善、多様な保育士の確保・育成

【「希望出生率 1.8」に向けた取組】

- 女性活躍社会の実現、子育て世代包括支援センターの設置、不妊治療支援の充実、三世代同居・近居の環境づくり推進、困難を有する子ども・若者（発達障がい者など）等へ伴走型支援の実施

② 子育て安心プラン(平成 29 年6月)

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

- 「M字カーブ」の解消に向け、5年間で女性就業率 80%に対応できる受け皿の整備

2 子ども・子育て支援新制度の概要

平成 24 年 8 月、「子ども・子育て支援法」をはじめとした「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から本格的にはじまりました。

1. 施設型給付と地域型保育給付

◆施設型給付

施設型給付の対象事業は、「幼稚園」、「認可保育所」、「認定こども園」等の教育・保育施設です。市町村が保護者を対象に施設型給付費を支給することになりました。

ただし、施設型給付は、次の 2 つの給付構成が基本となっています。

1) 満 3 歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

2) 満 3 歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

◆地域型保育給付

新制度では定員が 19 人以下の保育事業について、市による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となっています。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の 4 種類から構成されています。

2. 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、基準に基づいて保育の必要性を認定し、給付を行います。認定区分には、次の 3 区分があり、保育を必要とする事由に該当する方は、年齢に応じて 2 号認定又は 3 号認定を受けます。1 号認定は、保育の必要性の有無に関わらず認定を受けることができます。

① 認定区分

区分	対象者	利用できる施設
1 号認定	子どもが満 3 歳以上で、専業主婦（夫）の家庭や就労時間が短い家庭	幼稚園 認定こども園（教育利用）
2 号認定	子どもが満 3 歳以上で、共働きの家庭	保育所 認定こども園（保育利用）
3 号認定	子どもが満 3 歳未満で、共働きの家庭	保育所 認定こども園（保育利用） 地域型保育

② 認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては、以下の3点について基準を策定しています（「伊勢市子ども・子育て支援法施行細則」等）。

◆事由

- 1) 就労：フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労
- 2) 就労以外の事由：保護者の疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市が定める事由

◆区分(月単位の保育の必要量に関する区分)

- 1) 保育標準時間：主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
- 2) 保育短時間：主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（本市では、下限時間を月48時間以上と設定）

◆優先利用

ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども、など。

3. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められています。本市で実施している事業の内容については、第5章で具体的に記載しています。

4. 幼児教育・保育の無償化

総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育施設等の利用に関する給付制度の創設を行う子ども・子育て支援法改正が行われました。これを受け、令和元年10月より、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの子どもや住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料が無料になりました。



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

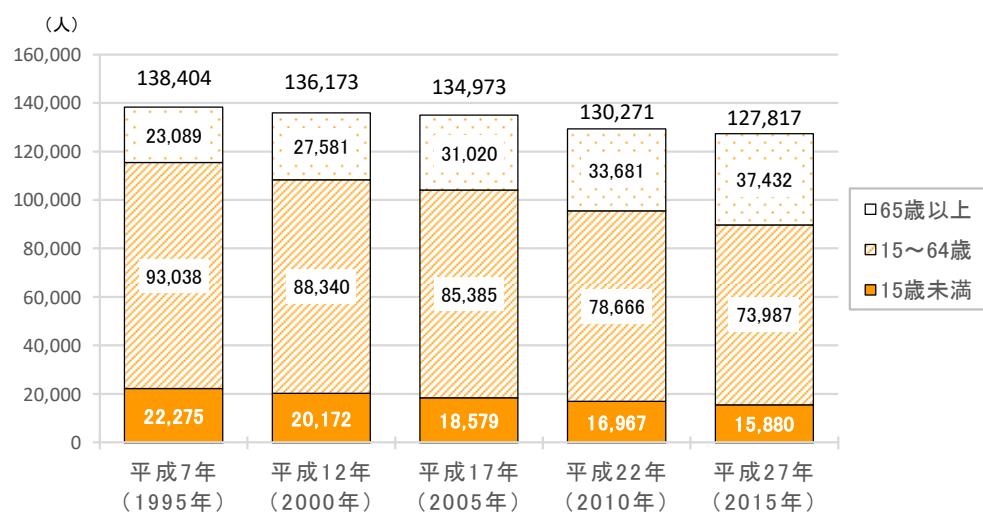
1 統計データからみた現状

1-1 人口の状況

(1) 人口の推移

- 本市の総人口は、平成7年まで13.8万人強で推移していましたが、減少傾向が続き、平成27年には12万7,817人となっています。
- 少子高齢化が進行し、年少人口（15歳未満の人口）は、平成7年から平成27年までの20年間で約6,000人減少し、総人口に占める割合は、16.1%から12.5%に低下しています。

■年齢3区分別的人口の推移

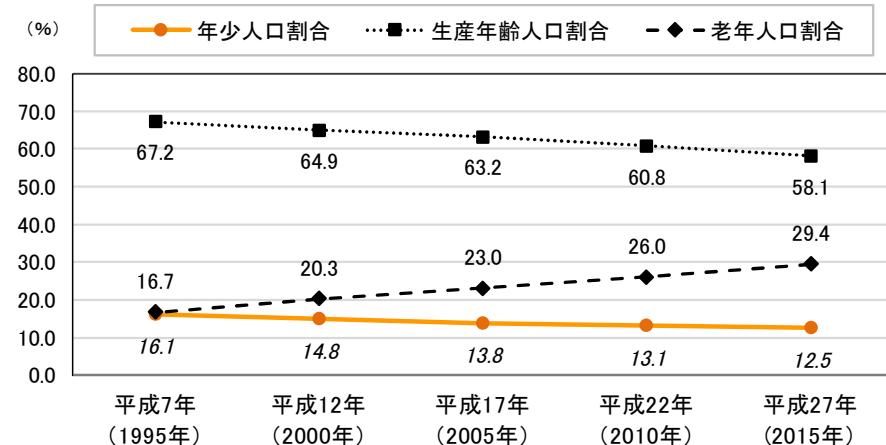


※平成7年～平成17年は、伊勢市、二見町、小俣町、御園村の合計より算出。以下同様。

※人口総数は年齢不詳を含むため、年齢3区分の合計とは一致しません。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■年齢3区分別人口割合の推移



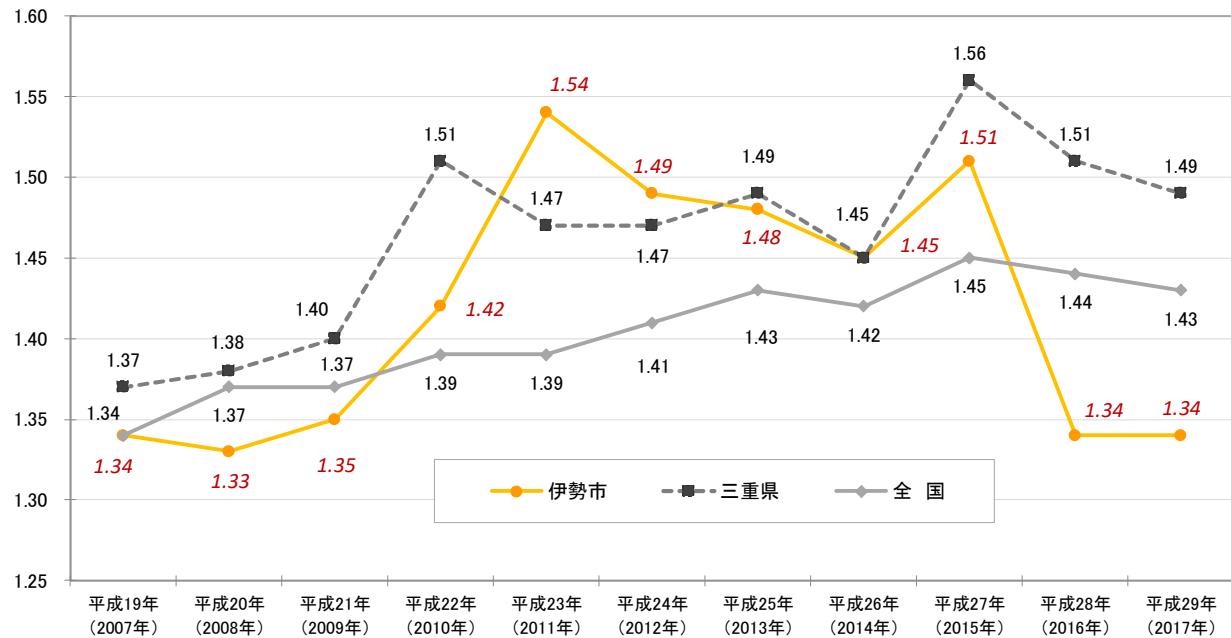
※割合は年齢不詳を除いて算出。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 出生等の状況

- 合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）の推移をみると、平成20年以降上昇して全国及び三重県を上回る水準となり、平成23年は1.54となったものの、人口を維持するのに必要な水準である2.07を大きく下回っています。また、近年は低下傾向もみられています。

■合計特殊出生率の推移



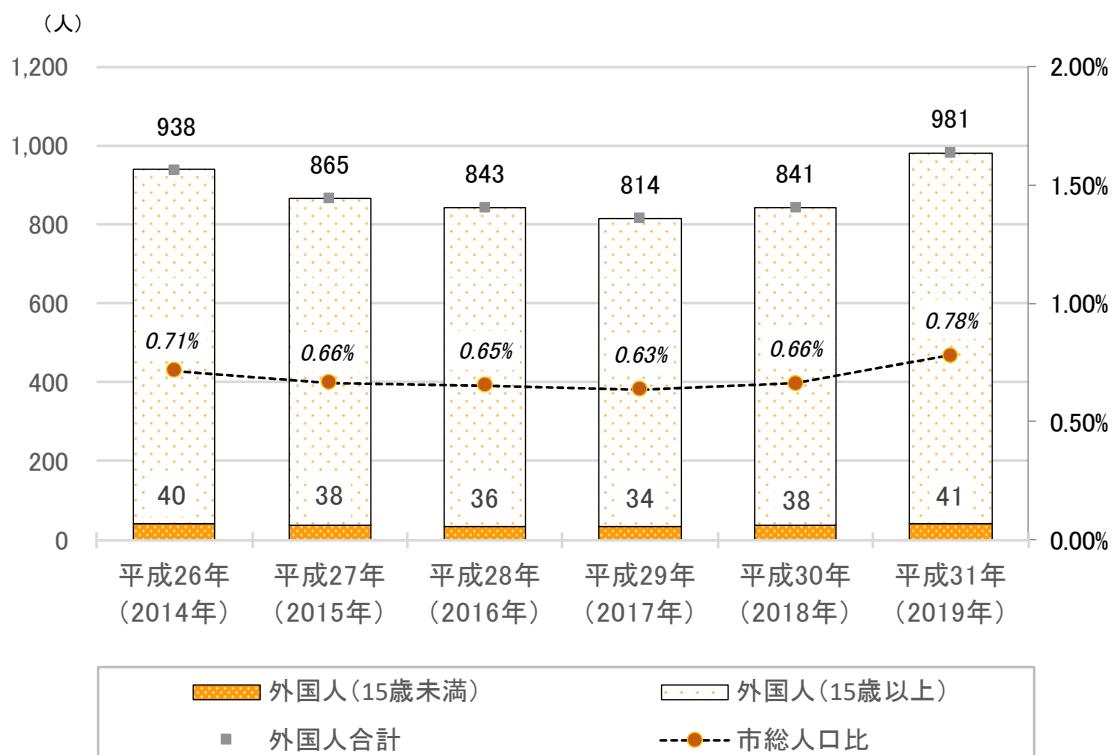
資料：三重県衛生統計年報、伊勢市人口統計情報



(3) 外国人の状況

- 本市の外国人の人口は、近年900人前後で推移しており、市の総人口に占める割合は1%未満となっています。平成30年に増加には転じているものの、年少人口（15歳未満の人口）も含め、顕著な変化はみられていません。

■外国人の人口及び割合の推移

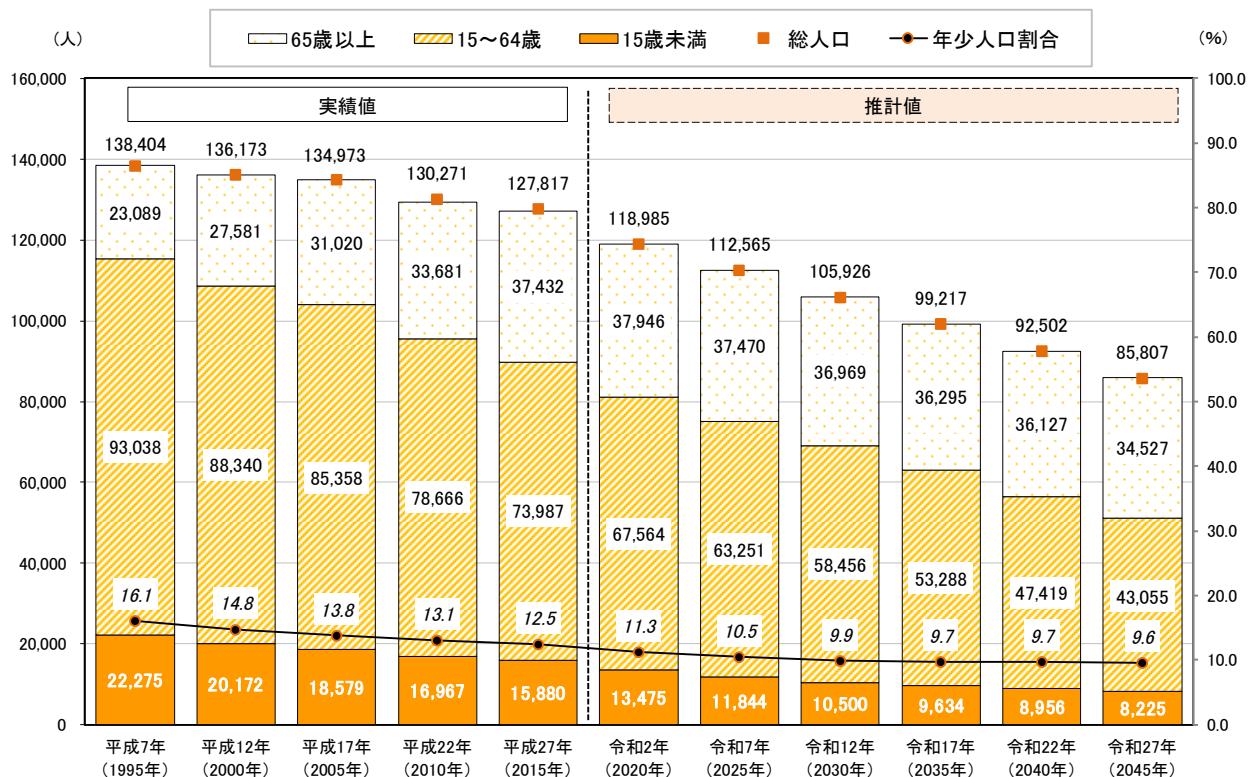


資料：伊勢市住民基本台帳(各年4月1日現在)

(4) 将来の人口推計

- 伊勢市人口ビジョンにおける将来人口の推計によると、本市の総人口は、今後10年間（令和2年～令和12年）で約13,000人減少し、令和27年には約86,000人になるとされています。
- 15歳未満の年少人口については、今後10年間で約3,000人減少し、本市の総人口に占める割合は、令和2年の11.3%から令和12年には9.9%へ、令和27年には9.6%へと低下することが見込まれています。

■年齢3区分別の人口推計

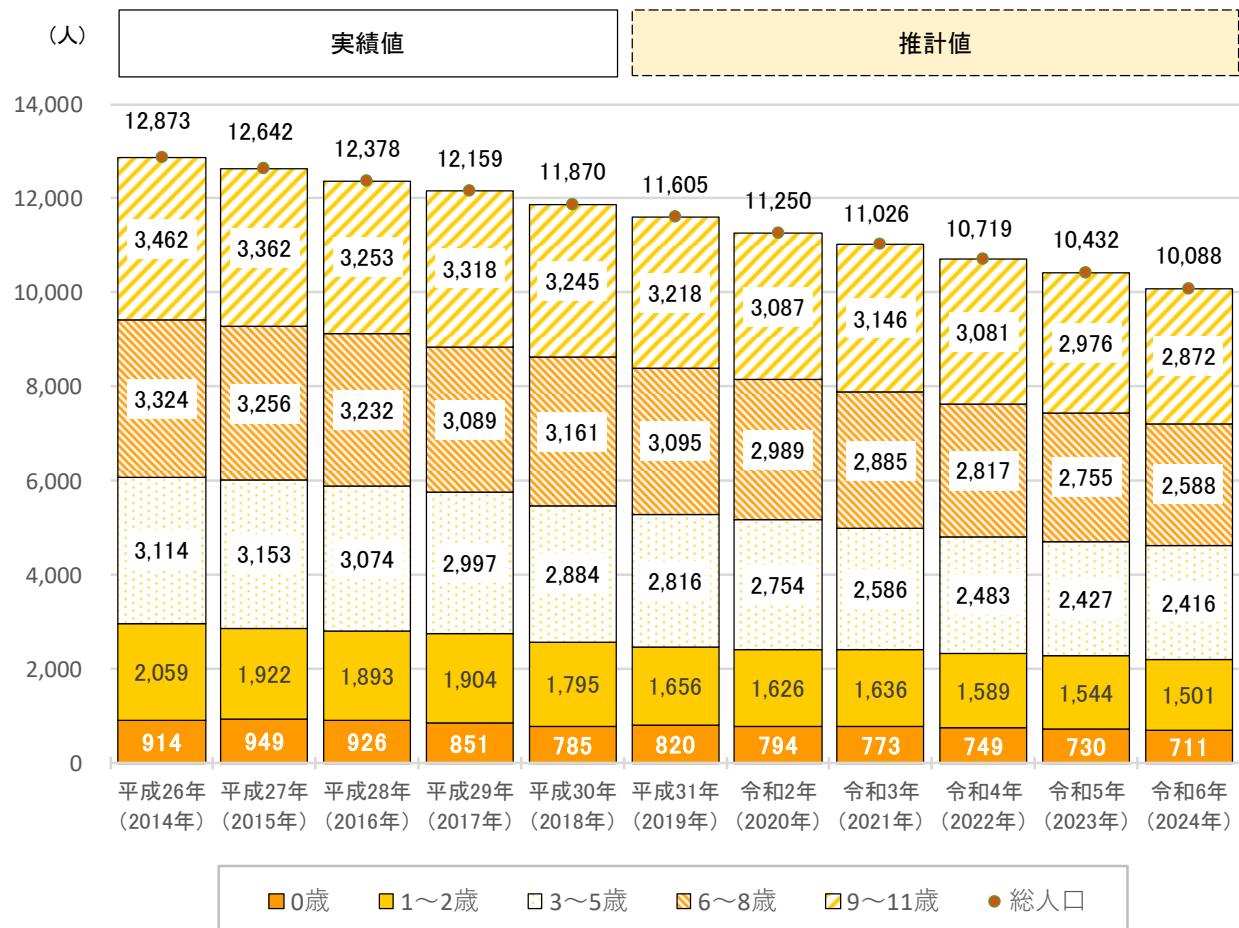


資料：伊勢市人口ビジョン

- ・児童人口について、平成26～30年の男女別1歳ごとの人口（各年4月1日現在の住民基本台帳人口）に基づき、コーホート変化率法（※）により平成31年～令和6年の児童人口を推計した結果、総人口（11歳以下の児童数）は平成30年の11,870人から令和6年には10,088人への減少が見込まれています。

※コーホート変化率法… 各コーホート（同じ年又は同じ時期に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

■児童の人口推計



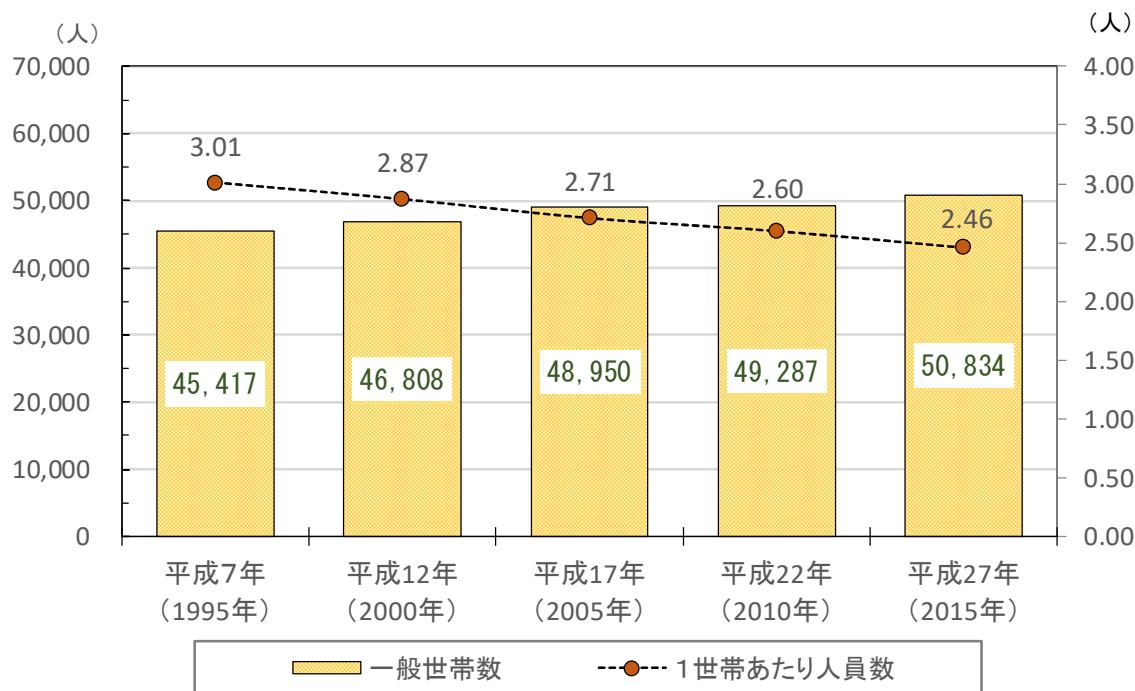
1-2 世帯等の状況

(1) 世帯の状況

① 一般世帯数の推移

- 一般世帯総数は増加し続けており、平成7年から平成27年までの20年間で約5,000世帯増加しています。
- 「1世帯当たりの人員」については減少を続けており、平成12年に3.00人／世帯を下回り、平成27年には2.46人／世帯となっています。

■一般世帯数と平均世帯人員の推移



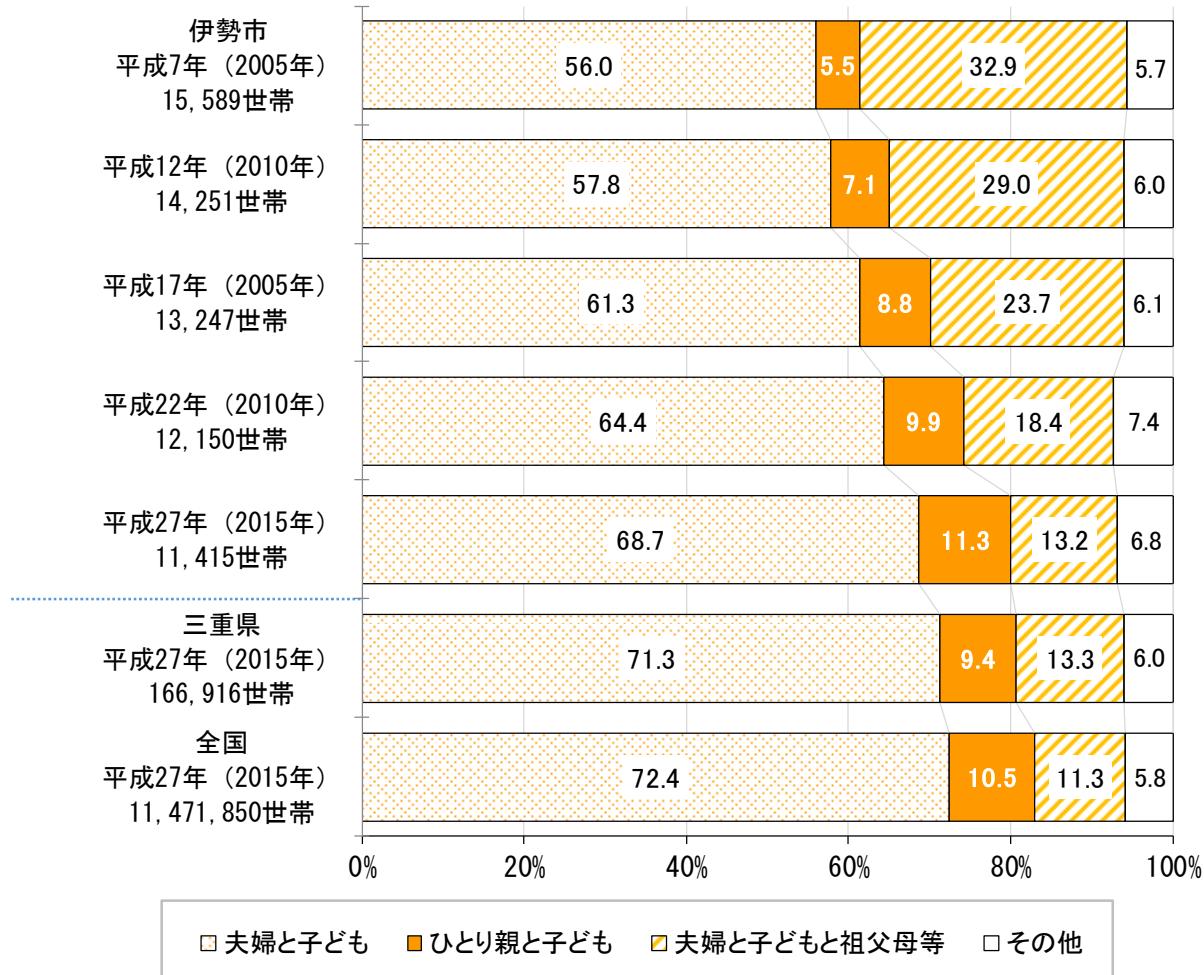
資料：国勢調査(毎年10月1日現在)



② 世帯類型の推移

- 18歳未満がいる一般世帯の世帯類型をみると、「夫婦と子どもと祖父母等」の割合が徐々に低下し、「夫婦と子ども」の割合が増加しています。
- 「ひとり親と子ども」の割合は増加傾向にあり、平成7年の5.5%から平成27年は11.3%となり、三重県平均9.4%や全国平均10.5%よりも高い割合となっています。

■18歳未満がいる一般世帯の世帯類型の推移

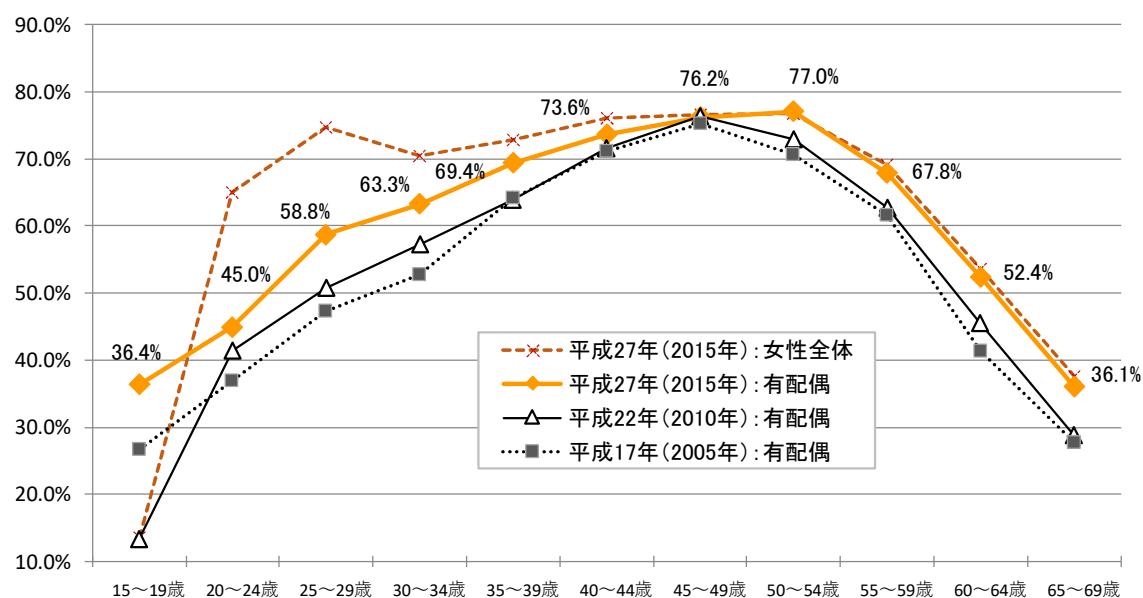


資料:国勢調査(各年10月1日現在)

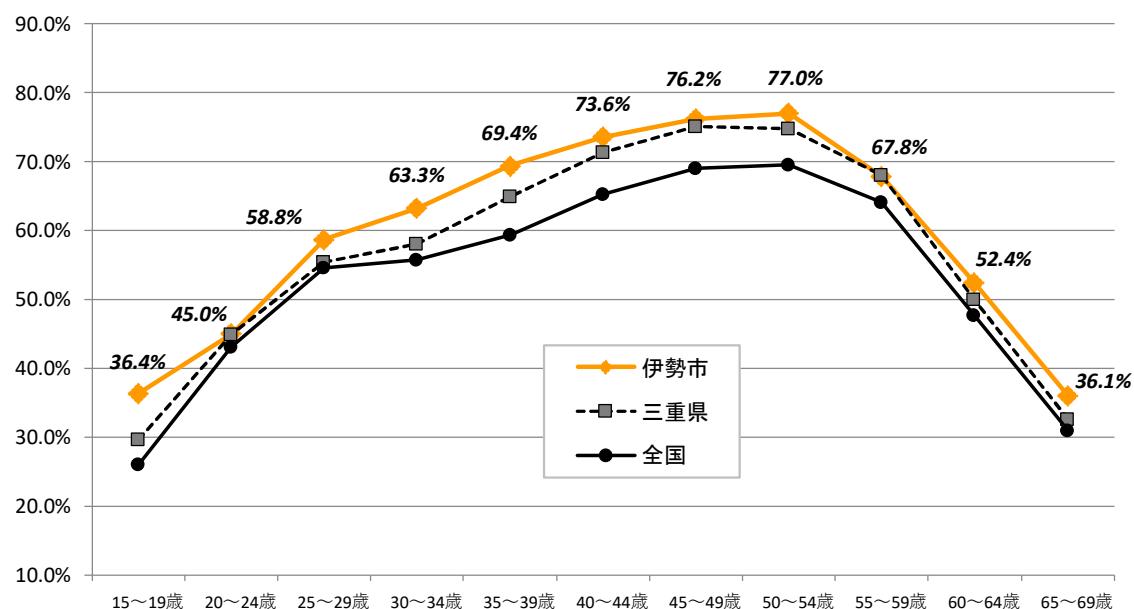
1-3 就労状況

- 女性の就業率について年齢5歳階級別（5歳刻み）でみると、有配偶女性の就業率は上昇傾向にあり、平成27年は全ての年齢層において平成17年、平成22年を上回っています。平成27年の女性全体の就業率と比較すると、有配偶女性の15～19歳は高いものの、20歳以降49歳までは低く、特に20～24歳、25～29歳で差が大きくなっています。
- 平成27年の有配偶女性の就業率について、全国平均、三重県平均と比較すると、本市の方が全体的に高い割合となっています。

■女性の5歳階級別就業率(伊勢市)



■有配偶女性の5歳階級別就業率 国及び県との比較(平成27年(2015年))



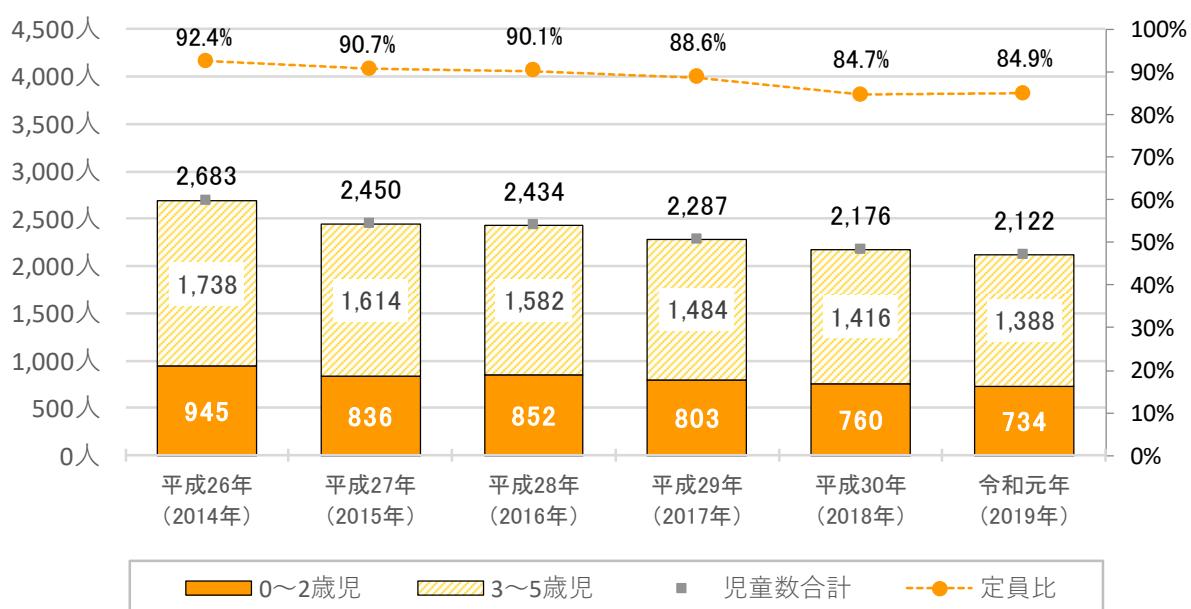
資料:国勢調査(各年10月1日現在)

2 子ども・子育て支援事業の現状

2-1 子ども・子育て支援事業(教育・保育サービス)の利用の現況

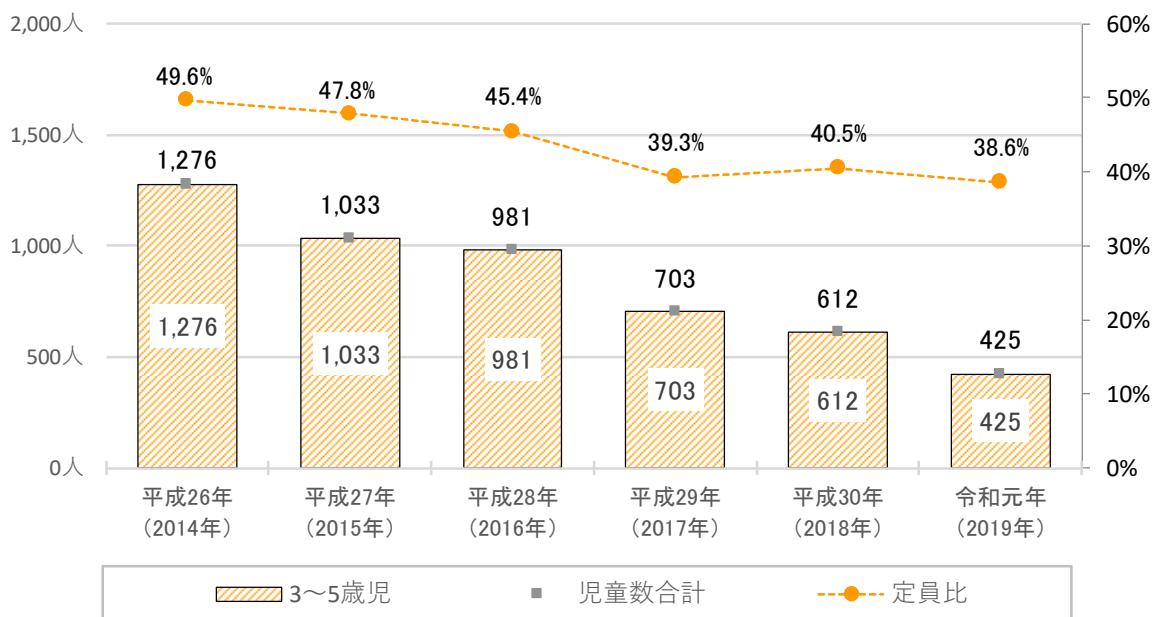
- 保育所の利用者数は平成26年の2,683人から徐々に減少し、令和元年には2,122人となっています。定員に対する比率も90%前後から80%台半ばへと低下しています。
- 幼稚園の利用者数は減少傾向が続き、定員に対する比率は50%未満で推移しています。
- 平成27年度より、新制度による認定こども園へ移行する施設が増えたことで、認定こども園の利用者数も平成27年の601人から令和元年には1,303人へと、約2倍に増加しています。定員に対する比率は90%前後で推移しています。

■保育所の利用状況の推移



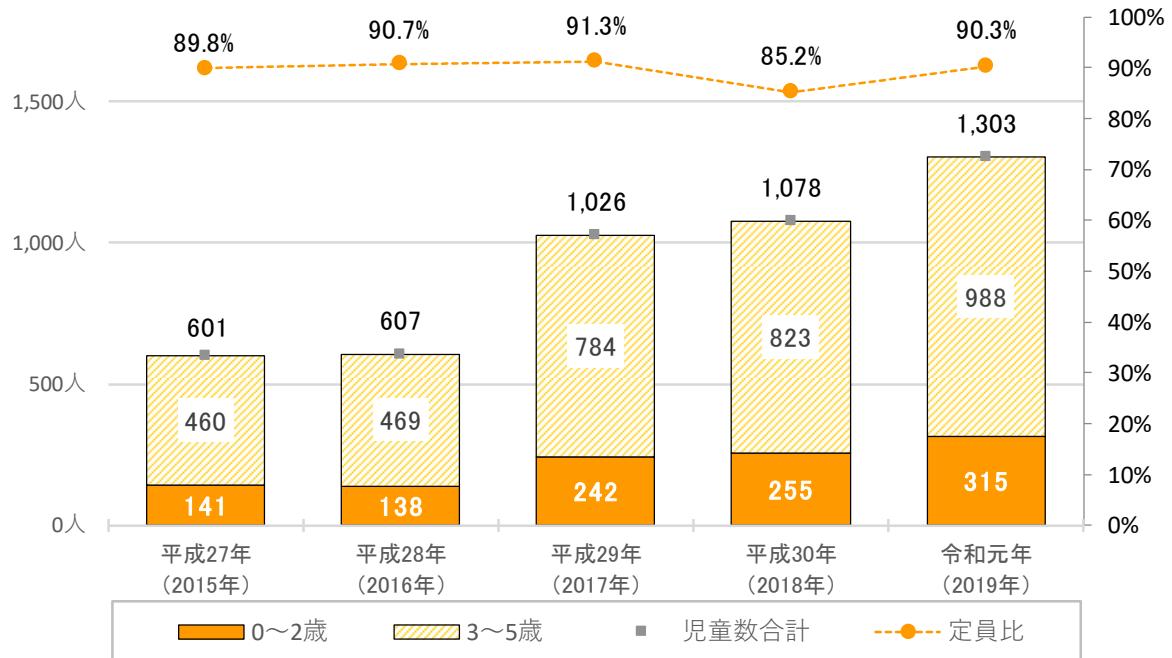
※各年5月1日現在

■幼稚園の利用状況の推移



※各年5月1日現在

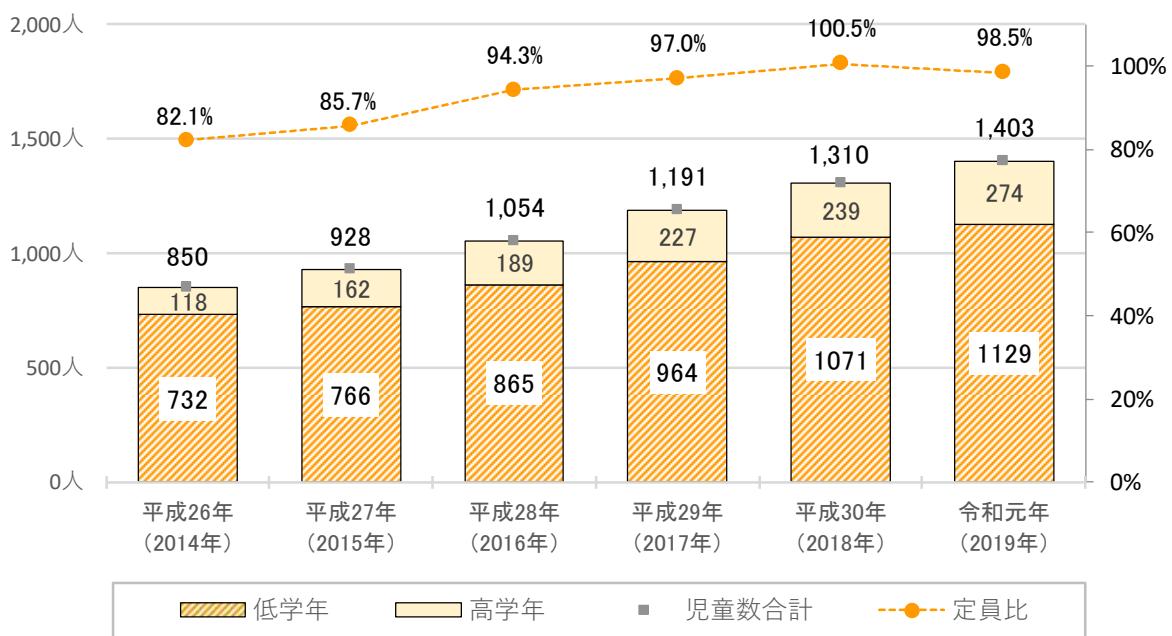
■認定こども園の利用状況の推移



※各年5月1日現在

- 放課後児童クラブの利用者数は増加傾向にあり、令和元年は前年比 93 人増の 1,403 人、定員に対する比率は 98.5% となっています。

■放課後児童クラブの利用状況の推移



※各年5月1日現在

2-2 第1期計画の取組状況

(1) 事業などの目標の達成状況

- ・ 幼児期の学校教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業として取組を行った各事業について、目標事業量に対する達成状況をみると、全12事業18項目のうち、◎（達成）が10項目、○（達成見込）が5項目、△（未達成見込）が3項目となっています。

	第1期計画		
	目標事業量 (平成31年度)	達成状況 (平成30年度)	評価
通常保育事業 家庭で子どもの保育にあたる者が、就労・疾病・看護などの理由により保育できない場合に、その子どもを保育所で保育する事業	3歳児未満	1,142人	1,012人 ○
	3歳児以上	2,906人	2,765人 ○
妊婦健康診査 妊娠期を健康で安全に過ごしていただくために、妊婦一般健康診査を14回実施する事業		100%	97.1% ○
一時預かり事業 保護者の疾病や冠婚葬祭、介護・育児疲れなどの理由により、保育所を利用していない子どもの保育が困難になったときに、一時的に子どもを預かる事業	幼稚園型	17か所	17か所 ◎
	幼稚園以外	5か所	4か所 △
子育て短期支援事業（ショートステイ） 保護者の疾病、出産、冠婚葬祭や育児不安などにより、家庭において養育を受けることが困難となった子どもを一時的に児童養護施設などにおいて預かる事業		3か所	3か所 ◎
延長保育事業（時間外保育） 11時間を超えて保育所を開所し、長時間の保育ニーズに対応する事業		11か所	10か所 △
病児・病後児保育事業 病中・病後の子どもを一時的に小児科併設施設などにおいて預かり、子育てと仕事などの両立をサポートする事業	960人	974人	◎
	1か所	1か所	◎
ファミリー・サポート・センター事業 子育てを助けてほしい人の要望に応じて、子育ての手伝いができる人を紹介し、一時的に子どもを預かる事業		1か所	1か所 ◎
乳児家庭全戸訪問事業 生後1～2か月頃に、保健師や助産師が家庭を訪問し、赤ちゃんの身体計測や子育ての相談に応じる事業		915人	862人 ○
地域子育て支援拠点事業 子育ての不安感などを緩和し、子どもが健やかに育つように、子育て家庭の交流の場の提供や、子育てに関する講座の開催、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを行う子育て支援拠点施設	51,000人	42,894人	○
	7か所	5か所	△
放課後児童健全育成事業 保護者が就労している家庭などの小学生を対象として、放課後における遊びや生活の場を確保して健全な育成を図る事業	1,200人	1,310人	◎
	27か所	29か所	◎
養育支援訪問事業 養育支援が必要となっている家庭を対象に、保健師等による養育支援を訪問により行う事業		30件	38件 ◎
利用者支援事業 子育て支援に関する制度、施設、サービス等をスムーズに利用できるよう専門員がサポートを行う事業	基本型・特定型	1か所	1か所 ◎
	母子保健型	1か所	1か所 ◎

※平成30年度の段階では目標量に達していない場合でも、ニーズを満たしている場合や令和元年度に達成が見込まれる場合は○「達成見込」として整理。

(2) 方針別達成状況

- 第1期計画の基本方針に設定した個別施策について、平成30年度までの達成状況の評価・検証を行った結果、全65の目標・指標の達成度は95.4%でした。

項目		1. 達成	2. ほぼ達成	3. 未達成	4. 見直し	計	
基本方針	I 妊産婦への支援	2	2	0	0	4	
		50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
	II 乳幼児期の支援	18	4	1	0	23	
		78.3%	17.4%	4.3%	0.0%	100.0%	
	III 学童期の支援	7	2	0	0	9	
		77.8%	22.2%	0.0%	0.0%	100.0%	
	IV 思春期の支援	0	3	0	0	3	
		0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
	V 妊娠期から思春期を通しての支援	20	4	2	0	26	
		46.4%	39.3%	14.3%	-	100.0%	
総計		47	15	3	0	65	
		72.3%	23.1%	4.6%	0.0%	100.0%	

※達成度は「1. 達成」と「2. ほぼ達成」を合わせたもの。

※計画終期は平成31(令和元)年度。達成状況は平成30年度。

※1事業について2つ以上の課で担当している場合には、担当課数でカウント。

(3) 成果指標による評価

■計画全体の評価指標(アンケート調査結果)

評価項目	伊勢市次世代育成支援行動計画<後期>		第1期計画
	目標(平成26年度)	達成状況(平成30年度)	
①子育てに関して不安や負担を感じる人の割合	就学前保護者	50.0%より低い	42.0%(達成)
	小学生保護者	57.1%より低い	43.0%(達成)
②希望した時期に、希望した保育サービスを利用することができたと感じる人の割合	就学前保護者	35.6%より高い	48.6%(達成)
③子育てに関する悩みや不安の相談相手がいない人の割合	就学前保護者	0.6%より低い	2.1%(未達成)
	小学生保護者	0.0%を維持	3.8%(未達成)
④仕事と子育ての両立を図るよう努めている人の割合	就学前保護者	38.2%より高い	母親 42.0%(達成) 父親 34.8%(未達成)
	小学生保護者	44.3%より高い	母親 53.2%(達成) 父親 34.2%(未達成)

※第1期計画では目標指標を定めていないため、伊勢市次世代育成支援行動計画<後期>の目標・指標を使用。

3 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的及び概要

- 本調査は、計画を策定するにあたり、市内全域の子育て中の保護者の皆様の現状や意見、子育て支援に関するニーズなどを正確に把握し、安心して子育てができる環境づくりに取り組むために行いました。

●調査対象者及び調査方法

項目	乳幼児用	小学生用
対象者	市内在住の0歳～乳幼児の児童を養育する保護者から1,500人を無作為抽出	市内在住の小学生の児童を養育する保護者から1,500人を無作為抽出
実施時期	平成31年1月10日（木）～平成31年1月28日（月）	
配布・回収方法		郵送による配布・回収

●調査票の回収状況

種別	配布数	有効回収数	有効回収率
乳幼児用	1,500票	866票	57.73%
小学生用	1,500票	890票	59.33%
全体	3,000票	1,756票	58.52%

【参考】平成25年度実施の伊勢市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（以下、「前回調査」とします）
の有効回収率…乳幼児用48.5%、小学生用46.7%

●調査結果の見方

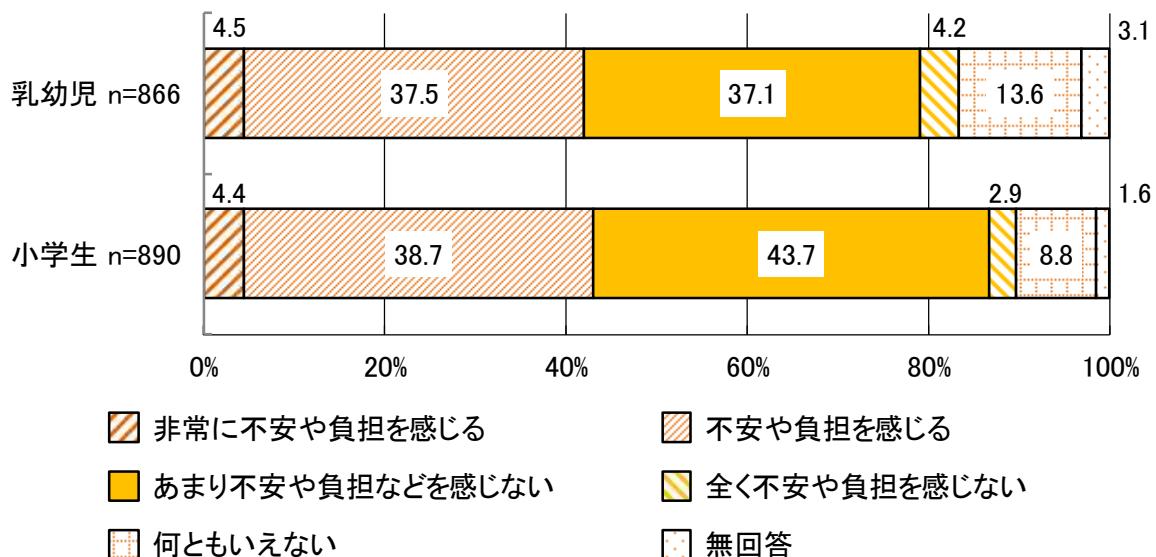
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n (number of case)」は、集計対象となった回答者数（あるいは回答者を限定する設問の限定条件に該当する人）を表しています。

(2) 主な調査結果

① 「子育てに関して不安や負担などを感じることはありますか」

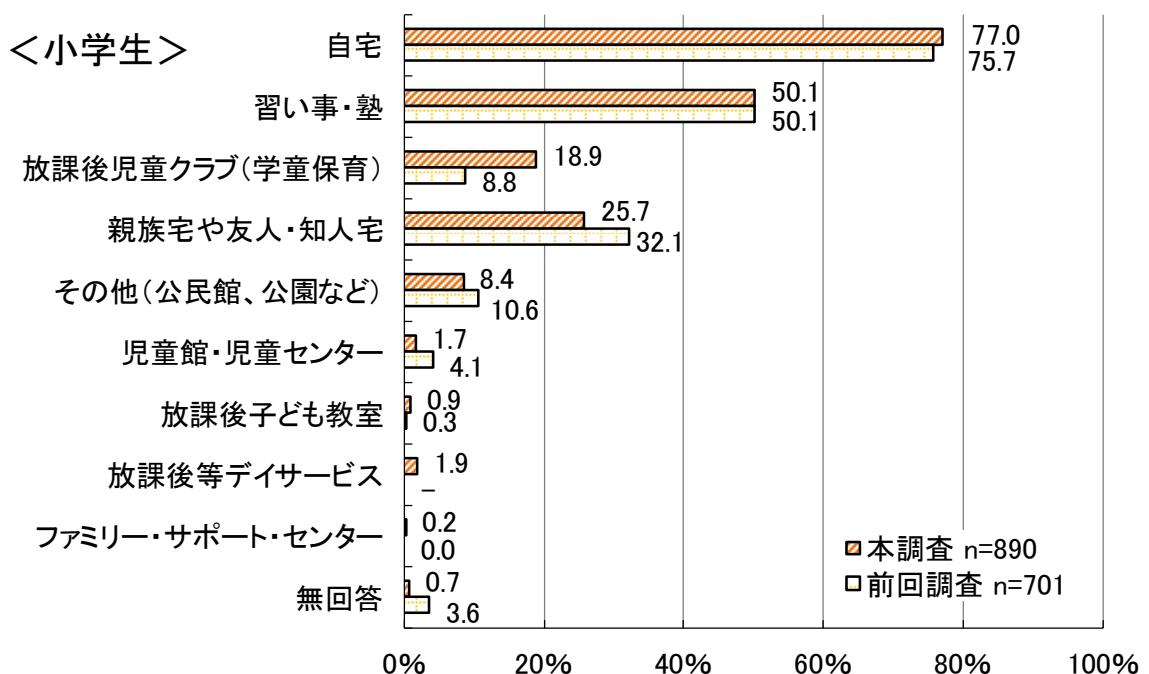
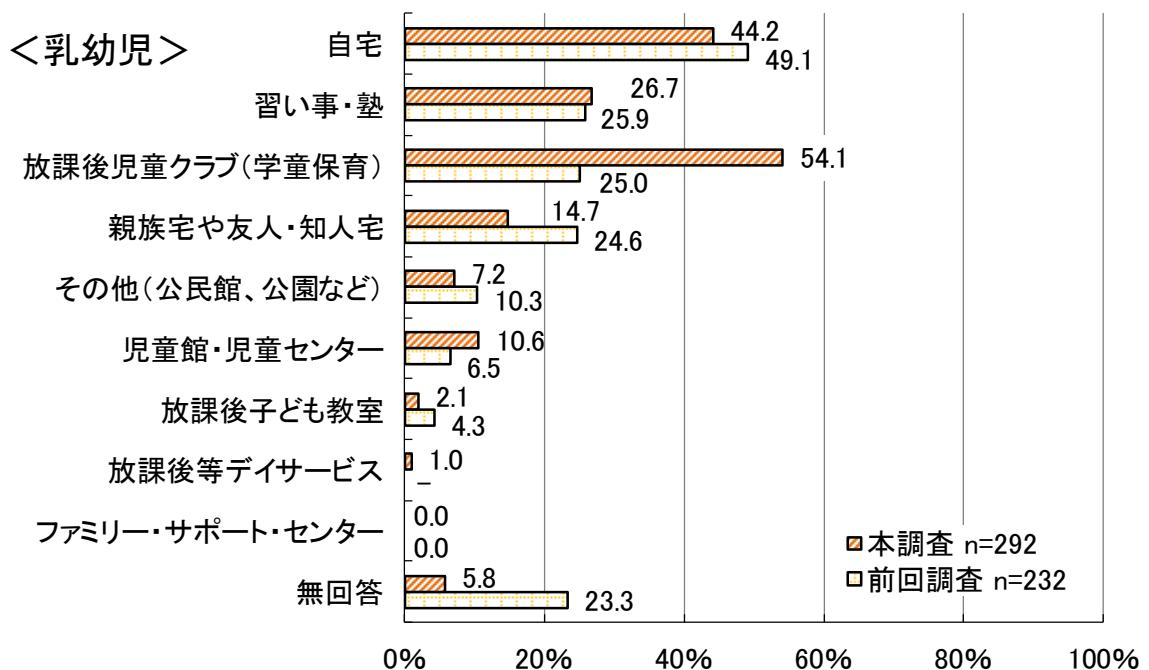
- 乳幼児では『不安や負担を感じる』が42.0%、『不安や負担を感じない』が41.2%となっています。小学生では『不安や負担を感じる』が43.0%、『不安や負担を感じない』が46.6%となっています。

※『不安や負担を感じる』は「非常に不安や負担を感じる」と「不安や負担を感じる」を『不安や負担を感じない』は「あまり負担や不安を感じない」と「全く不安や負担を感じない」をそれぞれ合計したもの（四捨五入により端数が合わない場合があります）



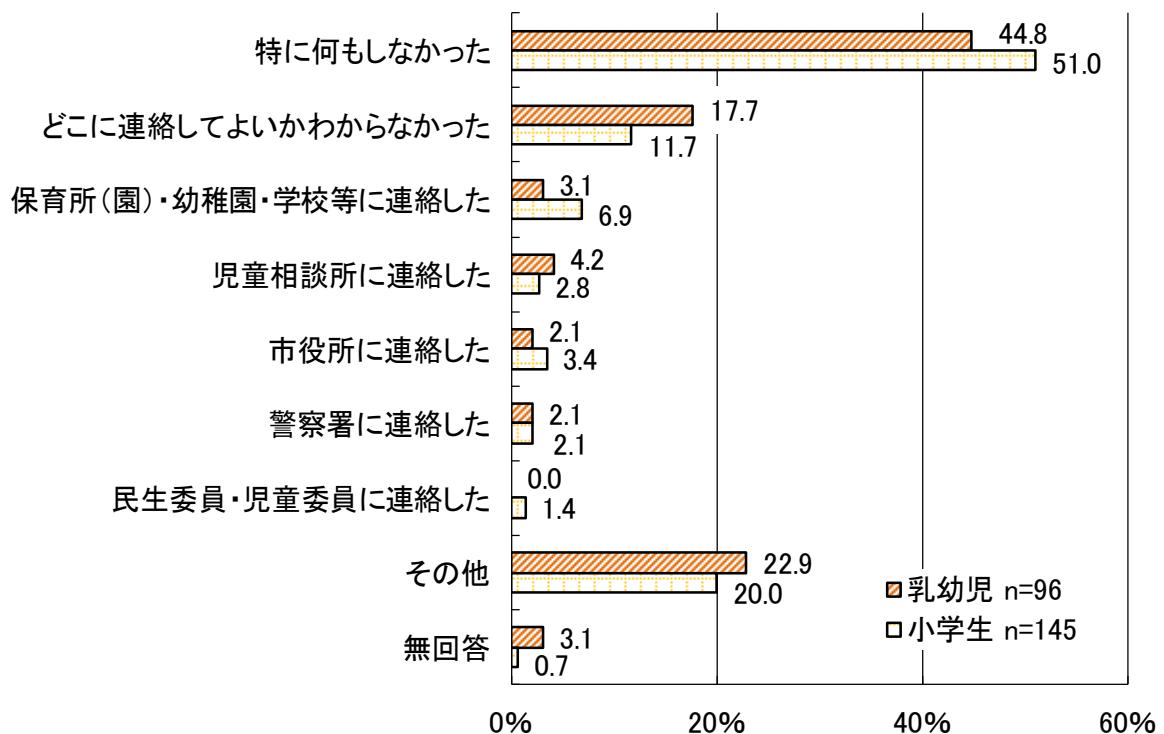
② 「小学校にあがったときは、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか
／放課後の時間をどのような場所で過ごしていますか」

- ・ 乳幼児では「放課後児童クラブ（学童保育）」が54.1%と最も多く、次いで「自宅」（44.2%）、「習い事・塾」（26.7%）と続いています。
- ・ 小学生では「自宅」が77.0%と最も多く、次いで「習い事・塾」（50.1%）、「親族宅や友人・知人宅」（25.7%）と続いています。
- ・ 前回調査と比較すると、乳幼児と小学生ともに『放課後児童クラブ（学童保育）』がそれぞれ29.1%、10.1%と増加しています。



③ 「『虐待を見たり聞いたりしたことがある』または『虐待かどうかわからないが、おかしいなと思ったことがある』とお答えの方は、そのとき、どのような対応をしましたか」

- ・ 乳幼児では「特に何もしなかった」が44.8%と最も多く、次いで「どこに連絡してよいかわからなかった」（17.7%）、「児童相談所に連絡した」（4.2%）と続いています。
- ・ 小学生では「特に何もしなかった」が51.0%と最も多く、次いで「どこに連絡してよいかわからなかった」（11.7%）、「保育所（園）・幼稚園・学校等に連絡した」（6.9%）と続いています。



4 計画策定に向けた主な課題

1. 子育て支援サービスの充実

本市の出生数や年少人口も減少傾向にありますが、女性全体の就業率が上昇を続ける中、核家族化の進展により日常的に子育てを手助けしてもらえる世帯が少なくなってきており、保育の需要は高まっています。また、希望する結婚や出産を後押しし、仕事との両立を図りながら安心して子育てを行うことができる環境を整備することが課題となっています。

 各教育・保育サービスの提供体制を確保し、多様な子育て支援サービスの充実が必要。

2. 子育てのネットワークづくりの支援

アンケート調査では、子育てに関して不安や負担を感じる割合が、乳幼児・小学生の保護者ともに4割を超え、教育やしつけの方法等について多くの保護者が悩んでいることがうかがえます。妊娠期から乳幼児期、学童期に至るまで、子育て家庭を対象にきめ細かなサポートや情報提供を継続して行っていくことが必要です。

 子育て世代包括支援センターにおける相談サポートと情報発信の強化が必要。

3. 放課後児童クラブの充実

国的新・放課後子ども総合プランでは、保育の必要性の有無に関わらず、放課後の子どもたちの安全な居場所づくりを確保する積極的な取組が求められています。また、アンケート調査においても、放課後児童クラブの利用意向は前回調査と比べても大きく増加しています。

 利用定員の拡充や活動内容の工夫が必要。

4. 児童虐待の防止

アンケート調査では、「児童虐待を見たり聞いたりしたことがある」、「虐待かわからぬいが、おかしいなと思ったことがある」と回答した方のうち、「特に何もしなかった」が回答者の半数を超えていました。また、「どこに連絡してよいかわからなかった」との回答も多くあります。

 虐待に関する正しい理解と防止に向けた意識啓発や、適切な支援につながる仕組みづくりが必要。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 計画の基本的な考え方

1-1 基本理念

子どもは、生まれながらに無限の可能性を持ち、家族にとってかけがえのない存在であるとともに、社会全体の財産であり、これから伊勢市を担い、未来をつくる大切な存在です。

子育ては、保護者が第一義的責任を有するものであり、家庭は教育の原点、出発点であるとの認識を前提としつつ、子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、子ども・子育て支援を進めなければなりません。

子ども・子育て支援は、児童の権利に関する条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすものであり、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達、健やかな育ちを等しく保障し、一人ひとりが本来持っている育つ力を伸ばすことが必要です。そして、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進め、男女を問わず、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、親として成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが重要となります。

本市では、全ての子どもの健やかな成長を実現するために、行政や学校、地域コミュニティをはじめ、地域社会全体で子どもの成長を見守り、子育てを助け合えることをめざします。保護者自身も、家庭のみならず、地域の中で様々な人々とつながりを持ち、地域社会に参画し、連携して、地域の子育て支援に役割を果たしていく、手をつないで子どもが笑顔で過ごせるまちづくりを進めます。

本計画では、これらを踏まえ、以下の基本理念を掲げます。

つながりで 子どもの笑顔と
健やかな育ちを実現するまち いせ

「伊勢市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書」（平成31年3月）では、「伊勢市は子育てをしやすい」と考える保護者は、乳幼児、小学生ともに8割以上と非常に高く、この高い満足度を維持・向上していくことができるよう取組を進めていきます。

1-2 基本的な視点

◆子どもの育ちの視点

子どもは、家族から愛情を受け、信頼されることによって、家族の一員としての様々な役割を果たしながら自然に成長していく力を持っています。子どもの権利が保障され、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮するとともに、子どもが次代を担い、次代の親となるために心豊かな人間性を育み、自立して家庭を築くことができるよう、自らが育つ力を大切にする取組を進めます。

◆親としての育ちの視点

子育てにおいて最も重要な役割を果たすのは親であり、周囲の支援を受けながら実際に子育てを経験することで親自身としても成長していきます。愛情ある子育てが次代に継承されるよう、子育てに対する不安や負担の軽減に努め、親としての自覚と責任を育む「親育ち」の過程を支援します。

◆地域での支え合いの視点

子どもの成長にとってより良い環境づくりのためには、地域社会全体で子どもや子育てを見守り、支えることが必要です。地域の支え合いや見守りの力を活用し、行政、教育、地域がつながり、子育て家庭の支援を進めます。

◆全ての子どもと家庭への支援の視点

子どもは家族のかけがえのない存在として、また、これからの中社会を担う力として、全ての子どもと全ての子育て家庭への社会的な支援が必要です。子育ての孤立化や児童虐待、障がい、疾病、貧困など、子どもと家庭を取り巻く広範な課題に対して、様々な取組を進めます。



1-3 基本方針

第1期計画からの基本方針と第2章で述べた課題を踏まえ、妊娠・出産からのライフステージにあわせた支援を行い、子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組みます。

I 妊産婦への支援

妊婦の心と体の健康は、出産時の安全性確保や生まれてくる子どもの発育に大きな影響を与えます。また、家族の協力や保健・医療による支援のもとに妊娠・出産することは、より良い子どもの育成環境を生み出します。

妊産婦への支援については、妊産婦が安心して子どもを産み育てるために保健事業の充実と啓発を行います。

II 乳幼児期の支援

乳幼児期は、子どもの健やかな成長や正しい生活習慣づくりの基礎として重要な時期です。しかし、核家族化や親の就労形態の多様化などにより、親の子育てに対する精神的、身体的、さらに経済的な負担感や不安感は増大しています。

乳幼児期については、子育て家庭の多様な就労形態や保育ニーズに対応した教育・保育サービスの提供や、地域の子育て支援体制の強化を図ります。

III 学童期の支援

学童期は、多くの人の交流や集団生活・活動を通じて社会性や自主性を身につける重要な時期です。また、いじめや不登校など、子どもの心のケアや心の教育が求められる時期でもあります。

学童期については、放課後等に安全に過ごせる居場所を確保し、子どもの健全育成活動を推進するとともに、学校教育における教育・指導内容の充実を推進します。

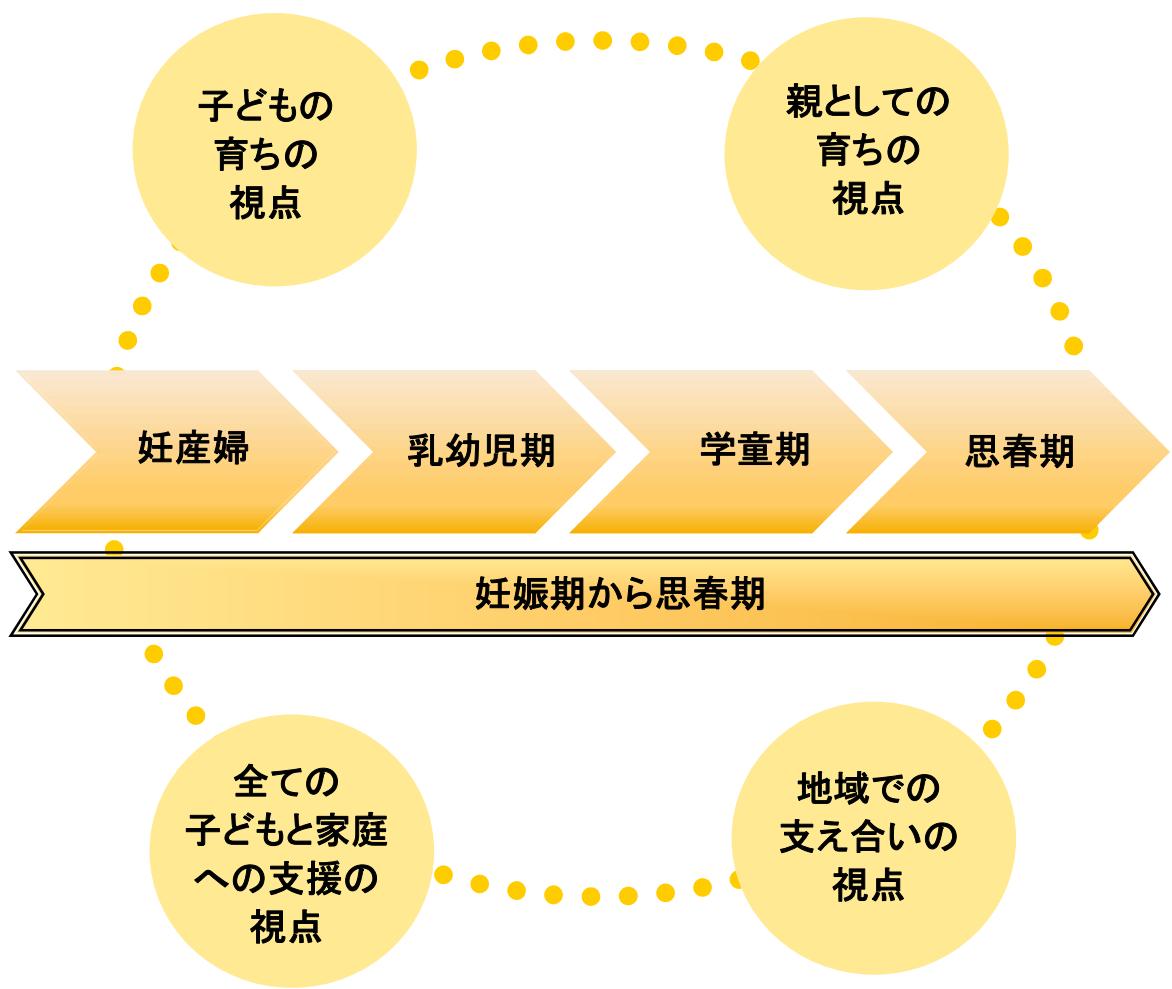
IV 思春期の支援

思春期は、家族への愛情を理解するとともに、しっかりとした自らの職業観を持つなど、次世代の親として自立していくために重要な時期です。

思春期については、家庭・学校・地域が協働し、保健・福祉・産業の連携のもと、次世代の親となるための基礎づくりを支援します。

V 妊娠期から思春期を通しての支援

妊娠期から思春期を通しての支援は、子育て家庭が抱える個々の事情に応じた相談支援を行い、悩みや不安の解消に努め、家庭の状況や子どもの特性にあわせて適切な支援を行っていきます。また、子どもが事件や事故の被害にあわないよう、地域での安全対策に取り組みます。



2 施策の体系

基本方針	基本施策	個別施策
I 妊産婦への支援	(1)妊産婦の健康管理・健康づくり	妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査の充実 妊娠出産包括支援事業 産後の健康管理支援 妊産婦訪問指導 不妊不育治療の支援の充実
II 乳幼児期の支援	(1)幼児期の教育・保育の充実	幼児教育の質の向上 保育所における保育の充実 幼稚園・保育所の認定こども園化の支援 事業所内保育所の設置などの検討 保育料の適正化 実費徴収に係る補足給付を行う事業 スマート保育の導入(ICTの活用)
	(2)多様な保育サービスの提供	一時保育事業(預かり保育)の充実 子育て短期支援事業(ショートステイ) 延長・休日保育の充実 病児・病後児保育の充実 ファミリー・サポート・センター事業の充実
	(3)幼稚園・保育所等・小学校との連携	幼稚園と保育所等、小学校との連携強化
	(4)乳幼児の健康管理の支援	新生児訪問指導の充実 乳幼児の健康教室 乳幼児訪問指導
	(5)子育てに関する学習の機会と仲間づくりの支援	子育て支援センターの充実 子育てサークルの育成・支援 乳幼児期の家庭での教育に関する意識の向上 乳幼児の事故予防 園庭開放の活用
III 学童期の支援	(1)学童期の子どもの放課後の居場所の確保	放課後児童クラブ事業の充実 放課後子ども教室の充実 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体型による事業実施 児童センター事業の充実
	(2)学校教育の充実	地域と学校の連携強化 体験的活動の充実 心の教育の推進 子どもの心のケアの充実 不登校対策の推進

基本方針	基本施策	個別施策
IV 思春期の支援	(1)思春期の子どもの居場所づくり	中学生・高校生が自主的に活動できる場の提供
	(2)次世代の親の育成	乳幼児とふれあう場づくり 規則正しい生活習慣や疾病予防のための知識を提供する キャリア教育の推進
V 妊娠期から思春期を通しての支援	(1)子育て家庭の職業生活と家庭生活との両立支援	男性の家事や育児への参加啓発 育児休業の取得促進 男女がともに子育てや家事に取り組む意識づくり
	(2)要支援児童と家庭への支援	養育支援訪問事業 外国人在住者への支援・配慮 児童虐待防止の支援の充実 子どもの自立に向けた支援 多胎育児家庭への支援
	(3)障がいのある子どもと家庭への支援	特別支援教育の推進 障がいのある子どもの教育・保育の充実 障がいのある子どもと家庭への支援 医療的ケア児への支援
	(4)子どもの貧困対策の充実	教育の支援、生活の支援、保護者への就労支援、 経済的支援、包括的かつ一元的な支援
	(5)ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭への自立支援、経済的支援、包括的支援
	(6)地域で取り組む交通安全と防犯対策	地域の自主防犯意識の高揚 防犯環境の整備 交通安全の啓発活動の充実 犯罪情報の周知徹底
	(7)相談支援・情報提供の充実	利用者支援事業 民生委員・児童委員、主任児童委員による相談・助言活動の推進 子育て支援の取組に関する情報発信の強化 親育ち支援の充実 子どもの権利擁護の推進



3 重点施策と成果指標

今後、特に必要性の見込まれる施策を重点施策として設定し、成果指標として目標値を定め、その達成状況について評価・検討を行います。

(1) 妊娠期から幼児期の切れ目のない支援

妊娠出産包括支援事業を中心に、安心して妊娠・出産・子育てができるよう助産師、保健師がママをサポートします。また、子育て支援センターの充実を図り、乳幼児期における育児の不安や悩みの相談、子育て支援事業の情報提供を行います。

(2) 放課後児童への支援の充実

新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実を図り、放課後の子どもたちが安全に過ごせる場所を提供し、学習やスポーツ・文化活動や地域の方々との交流活動に取り組みます。

(3) 次世代の親の育成

将来、親世代となる子どもたちに、保育現場や事業所での職場体験等を通じて、子どもや家庭の大切さや働くこと、生きることの尊さを学ぶ機会の提供を推進します。

(4) 子どもたちの笑顔を守る

子どもの権利を擁護し、子どもたちの笑顔を守っていく取組として、子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されないよう、貧困対策を充実させます。また、児童虐待防止の支援を充実し、虐待の未然防止と家族の養育機能の再生・強化に努めます。

■計画全体の成果指標(アンケート調査結果等)

評価項目	目標値 (令和6年度)	
①子育てに関して不安や負担を感じる人の割合	就学前保護者	45.0%以下
	小学生保護者	45.0%以下
②放課後児童クラブに対する満足度 (「満足」「ほぼ満足」の回答を合わせた割合)	小学生保護者	全項目 80.0%以上
③規則正しい生活習慣のため、子どもが毎日朝食を食べていると回答した割合	小学生保護者	90.0%以上
④虐待を見たり聞いたりしたとき、「どこに連絡してよいかわからなかった」との回答割合	就学前保護者	15.0%以下
	小学生保護者	10.0%以下
⑤伊勢市が子育てをしやすい市だと思う人の割合	就学前保護者	80.0%以上
	小学生保護者	80.0%以上

第4章 子ども・子育て施策の展開

I 妊産婦への支援

(1) 妊産婦の健康管理・健康づくり

妊婦の心と体の健康は、出産時の安全性確保や生まれてくる子どもの発育に大きな影響を与えます。また、家族の協力や保健・医療による支援のもとに妊娠・出産することは、より良い子どもの育成環境を生み出します。妊産婦が安心して子どもを産み育てるために保健事業の充実と啓発を行います。

(1) 妊産婦の健康管理・健康づくり

【めざす姿】 安全な妊娠・出産のために、健診を進んで受けるとともに、正しい健康づくりの知識を妊産婦・家族が習得できるよう、医療機関や家族との連携を含めた保健事業が展開されている。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査の充実	妊婦の健康を守り、安心して出産に臨めるよう、医療機関と連携し、妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査を実施します。母子健康手帳交付時に必要性等を周知します。	妊婦健康診査受診率 …100% 【確保策】 (妊婦健康診査) 第5章2-3 ①	健康課
妊娠出産包括支援事業	安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠期から子育て期への切れ目のない支援を強化します。全妊婦に、母子保健コーディネーターが母子健康手帳を交付する際に、安心サポートプランを作成し、いつでも相談できる関係を築き、また、ママ☆ほっとテラス（子育て世代包括支援センター）では、助産師などによる産前産後のサポートを実施します。	サポートプラン実施率 …100%	健康課
産後の健康管理支援	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない産婦の健康診査の実施及び支援が必要な産婦への産後ケア事業を実施します。		健康課
妊産婦訪問指導	母子健康手帳交付時の面談や妊婦健康診査の結果、指導の必要なハイリスク妊婦や若年など特定妊婦を対象に、医療機関と連携し支援します。また、継続した支援が必要な妊産婦を対象に、保健師等が訪問、相談を行います。		健康課
不妊不育治療の支援の充実	不妊不育治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊不育治療に要する費用の一部を助成します。また、県の不妊相談センターの紹介や医療機関と連携を図り不妊不育に関する相談に応じます。		健康課

※表中の「目標・指標」は令和6年度末の状況です。

II 乳幼児期の支援

(1) 幼児期の教育・保育の充実

(2) 多様な保育サービスの提供

(3) 幼稚園・保育所等・小学校との連携

(4) 乳幼児の健康管理の支援

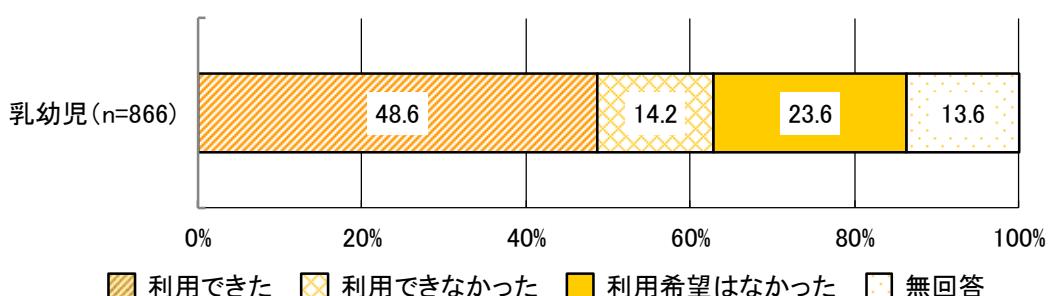
(5) 子育てに関する学習の機会と仲間づくりの支援

乳幼児期は、子どもの健やかな成長や正しい生活習慣づくりの基礎として重要な時期です。しかし、核家族化や親の就労形態の多様化などにより、親の子育てに対する精神的、身体的、さらに経済的な負担感や不安感は増大しています。

これらに対応するため、子育て家庭の多様な就労形態や保育ニーズに対応した教育・保育サービスの提供や、地域の子育て支援体制の強化を図り、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、保育の専門知識・技能に基づき助言等の支援を行う幼児教育アドバイザーの育成・配置、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮を進めます。

また、子育てのための施設等利用給付についても円滑に実施します。

アンケート調査によると、これまでに、希望した時期に、希望した保育サービスを「利用できなかった」と回答している人が7人に1人程度（14.2%）みられています。平成25年度の前回調査と比較すると、「利用できた」割合はやや増加しているものの、「利用できなかった」の回答割合には大きな変化はみられず、さらなる保育サービスの充実が必要です。



(1) 幼児期の教育・保育の充実

【めざす姿】子育て家庭の多様な就労形態や保育ニーズに対応できるよう、幼児期の教育・保育サービスが充実している。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
幼児教育の質の向上	研修や他の幼稚園との交流を通じて、幼児教育関係者の資質の向上を図るとともに、幼児教育に対する地域の理解を深められるよう、情報提供や交流、教育成果の発表の場づくりなど開かれた園づくりを進めます。	乳幼児教育専門講座開催…1回	学校教育課
			教育研究所
保育所における保育の充実	保育所における自己評価を推進するとともに、保育士などの資質・専門性向上のため、幼児教育アドバイザーを配置し、保育所内外の研修に積極的に取り組みます。また、幼稚園教諭と保育士の合同研修の機会を設けます。	研修会開催回数…6回	こども課
幼稚園・保育所の認定こども園化の支援	既設の認定こども園における状況を十分検証しながら、市内全体の教育・保育施設の適正配置を考慮しつつ、地域の状況に応じて認定こども園化を検討します。また、私立施設の認定こども園化の意向を尊重し、認定こども園に関する情報提供や助言を適宜行うなどにより移行を支援していきます。	こども課	
			学校教育課
			教育総務課
事業所内保育所の設置などの検討	育児・介護休業制度の取得や事業所内で預けられる事業所内保育所の設置を関係機関と連携して事業主を対象に周知します。	広報活動等実施回数…1回	商工労政課
保育料の適正化	経済状況などを勘案し、多子世帯やひとり親世帯に配慮した保育料を設定します。		こども課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況などを勘案し、幼稚園を対象に保護者が支払う給食費の副食費相当額の費用を助成します。	対象世帯への支給率…100% 【確保策】 (実費徴収に係る補足給付を行う事業) 第5章2-3 ⑫	教育総務課
スマート保育の導入(ICTの活用)	保育に関する計画や記録、児童の登降園管理、保護者との連絡など公立保育園等における業務のICT化を推進することで、保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備していきます。また、私立保育園等を対象に、同様のシステムを導入するために要した費用の一部を助成します。		こども課

※表中の「目標・指標」は令和6年度末の状況です。

(2) 多様な保育サービスの提供

【めざす姿】子育て家庭の多様な保育ニーズに対応できるよう、一時保育等の保育サービスが充実している。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
一時保育事業 (預かり保育) の充実	保護者のニーズに応じるために、公立幼稚園の実情にあった預かり保育を実施します。 また、一時的に保育が必要となった子どもを保育所などにおいて預かるサービスの充実を図ります。	公立幼稚園での預かり保育実施率…100% 一時保育実施か所数…6か所 【確保策】 (一時預かり事業) 第5章2－3 ②	教育総務課 こども課
子育て短期支援事業(ショートステイ)	一時的に児童の養育が困難になった家庭へ子育て短期支援事業(ショートステイ)の適切な提供を実施します。	実施か所数…5か所 【確保策】 (子育て短期支援事業) 第5章2－3 ③	こども課
延長・休日保育の充実	保護者のニーズの増加への提供体制を維持するため、サービスの充実を図るとともに、延長保育の実施施設を拡大します。	延長保育実施か所数…12か所 休日保育実施か所数…2か所 【確保策】 (延長保育事業) 第5章2－3 ④	こども課
病児・病後児保育の充実	医療機関併設の施設において病児・病後児の預かりを実施するとともに、事業の周知を図ります。	年間の延べ利用児童数…960人 【確保策】 (病児・病後児保育事業) 第5章2－3 ⑤	こども課
ファミリー・サポート・センター事業の充実	センターの会員数の増大に努めるとともに、多様な需要に応えられるよう提供会員のスキルアップを進めます。また、ひとり親家庭など、事情に応じて早朝・夜間・宿泊の受け入れに柔軟に対応していきます。	会員数(提供会員・両方会員の合計)…150人 【確保策】 (ファミリー・サポート・センター事業) 第5章2－3 ⑥	こども課

※表中の「目標・指標」は令和6年度末の状況です。

(3) 幼稚園・保育所等・小学校との連携

【めざす姿】幼稚園と保育所等の連携が強化され、幼児期の学校教育が充実していると同時に、小学校との連携により切れ目のない支援が行われている。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
幼稚園と保育所等、小学校との連携強化	幼稚園・保育所等・小学校の連携強化を図り、途切れのない支援を行います。また、幼稚園と小学校の交流の場の充実に努めます。	公立幼稚園・公私立保育所等と小学校との情報交換・交流…100%	学校教育課 こども課

※表中の「目標・指標」は令和6年度末の状況です。

(4) 乳幼児の健康管理の支援

【めざす姿】 子どもの健康を維持し、正しい生活習慣が身についている。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
新生児訪問指導の充実	育児不安が大きい新生児期に、個々の家庭へうかがい、保健師などの専門職による訪問指導を実施し、子育てを支援します。特に、子育ての負担を感じ、育児に戸惑っているなど継続的な関わりが必要な家庭には、継続的に支援します。	対象者数…711人 【確保策】 (乳児家庭全戸訪問事業) 第5章2-3 ⑦	健康課
乳幼児の健康教室	子育て支援センターにおいて、子育てに関する各種講座を開催します。	講座受講者数…12,000人	こども課
	子どもの病気や健康に関する正しい知識を普及します。また、要請に応じて、保健師、栄養士、歯科衛生士等の専門職による育児教室を開催します。	乳幼児の健康教室実施回数…14回	健康課
乳幼児訪問指導	健康診査の結果、継続観察が必要な子ども、未受診者などへは、保健師が家庭訪問を実施します。		健康課

※表中の「目標・指標」は令和6年度末の状況です。

(5) 子育てに関する学習の機会と仲間づくりの支援

【めざす姿】 乳幼児期の子どもの健康や子育てに関する学習の機会等を通じて、仲間づくりができている。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
子育て支援センターの充実	子どもを連れて集まり子育てに関する相談や仲間づくりが行える場として、子育て支援センターのさらなる事業の充実を図ります。	子育て支援センター設置か所数…6か所 【確保策】 (地域子育て支援拠点事業) 第5章2-3 ⑧	こども課
子育てサークルの育成・支援	子育て支援センターや各地域の保育所が主体となって、仲間づくりができる子育てサークルの立ち上げや運営の支援を行います。		こども課
乳幼児期の家庭での教育に関する意識の向上	乳幼児期の家庭での教育の重要性を認識し、より良い親のあり方について、幼稚園・保育所等や子育て支援センター、伊勢市生涯学習センター等における育児教室・相談などの機会を通じて、親としての意識を高めます。	社会教育課 学校教育課 こども課	
乳幼児の事故予防	新生児訪問や幼児期の健診や教室などのあらゆる機会において年齢に応じた具体的な事故予防対策についての学習機会を提供します。		健康課
園庭開放の活用	幼稚園・保育所等の開所時間を利用した園庭開放を活用して、親同士の仲間づくりを推進します。		学校教育課 こども課

※表中の「目標・指標」は令和6年度末の状況です。

III 学童期の支援

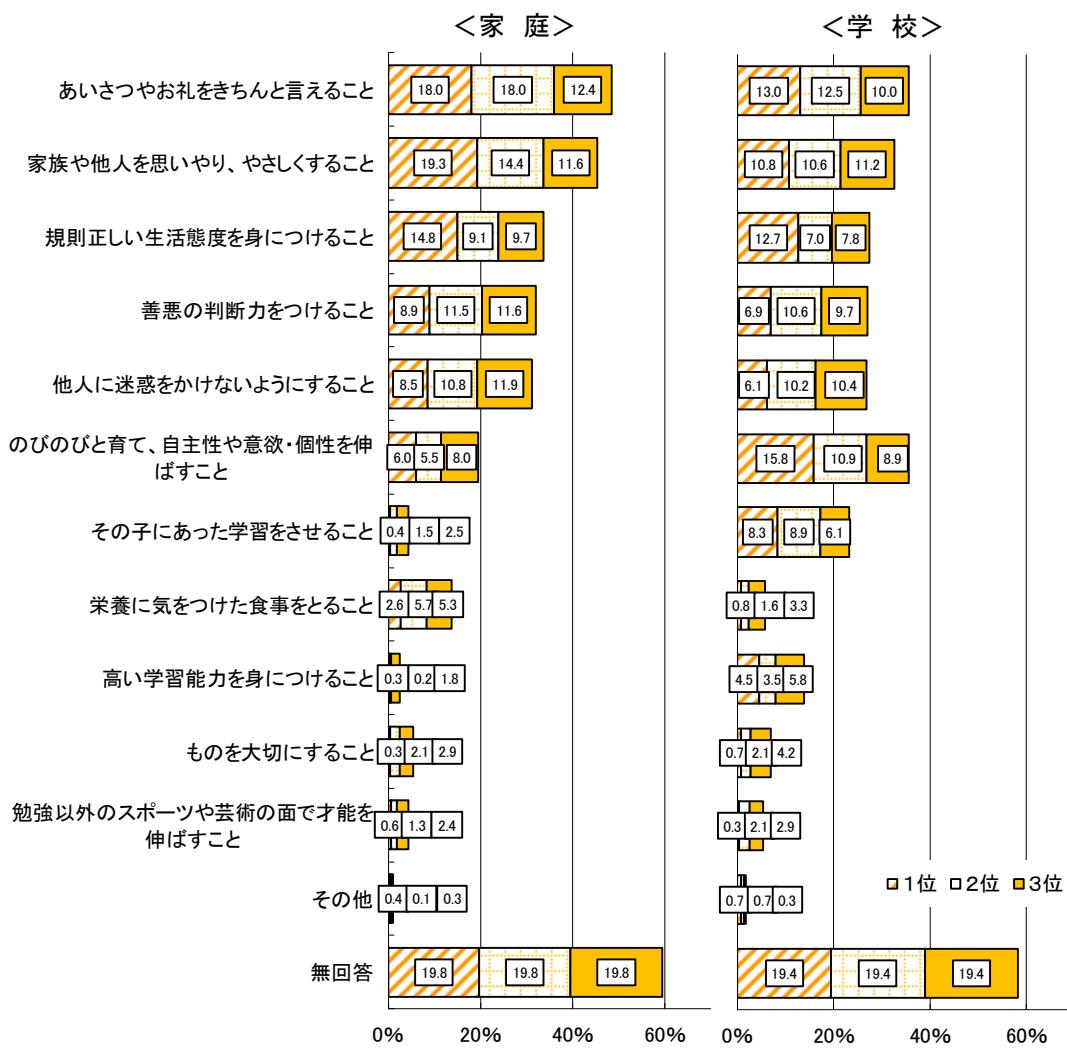
(1) 学童期の子どもの放課後の居場所の確保

(2) 学校教育の充実

学童期は、学校教育やスポーツなどの地域活動を通じて強い心と体をつくるだけでなく、多くの人の交流や集団生活・活動を通じて社会性や自主性を身につける重要な時期です。また、いじめや不登校など、子どもの心のケアや心の教育が求められる時期もあります。

学童期については、放課後等に安全に過ごせる居場所を確保し、子どもの健全育成活動を推進するとともに、学校教育における教育・指導内容の充実を推進します。

アンケート結果では、家庭で大切にしていることとして「あいさつやお礼をきちんと言えること」、学校で大切にしてほしいことでは「のびのびと育て、自主性や意欲・個性を伸ばすこと」の回答が最も高くなっています。教育に対する家庭の意識や期待の変化も見据えながら、これらに応えていくことが必要です。



(1) 学童期の子どもの放課後の居場所の確保

学童期の子どもの放課後の居場所を確保する動きとして、国では平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」が策定されました。また、平成30年9月には当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向を踏まえた「新・放課後子ども総合プラン」が策定されています。本市の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく具体的な取組については、第5章に記載しています。

【めざす姿】全ての児童が、放課後や休日等に安心・安全に活動できる場がある。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
放課後児童クラブ事業の充実	放課後に保護者のいない家庭の小学生を対象とする放課後児童クラブ事業の充実を図ります。また、民間クラブの安定運営を図るための助成を行います。	放課後児童クラブ設置か所数…31か所 【確保策】 (放課後児童健全育成事業) 第5章2-3 ⑨	こども課
放課後子ども教室の充実	学校統廃合に関する情報を共有するとともに各小学校等と学校施設の活用について調整を行い、小学校の余裕教室や公共施設などを活用します。また、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の運営等に関わる実務者と連携を図り、地域の方々の参画を得ながら、特別な配慮を必要とする児童への対応を含め、放課後子ども教室の充実及び計画的な実施を行います。	実施日数…120日	社会教育課
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体型による事業実施	一体型事業の実施に係る立地要件を調査・把握した上で小学校施設を活用し、一体型事業の実施に係る地域への説明と協力依頼を行い、地域の方々の参画を得ながら事業を実施します。	事業実施か所…2小学校区	社会教育課 こども課
児童センター事業の充実	既存の児童センターについて、児童の関心の高いイベントを取り入れるなど内容を充実します。また、地域住民や地域の各種団体の協力を得たイベントの開催など、地域と連携した施設づくりを進めます。		こども課

※表中の「目標・指標」は令和6年度末の状況です。



(2) 学校教育の充実

【めざす姿】 子どもが学校生活や地域活動を通じて、個性豊かに「生きる力」を伸ばす環境が整っている。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
地域と学校の連携強化	地域と学校が相互理解を深め、支援し合えるよう学校開放デーを計画する、学校評議員から意見を聞く、保護者アンケートの結果を公表するなど、開かれた学校づくりに努めます。		学校教育課
体験的活動の充実	地域とのふれあい活動、自然や環境に関する活動、文化体験の活動、ボランティア活動など、地域の協力も得ながら体験活動の充実をめざします。		学校教育課
心の教育の推進	道徳や人権学習の時間だけでなく、教科や特別活動の時間を含めたあらゆる教育活動を通じて、地域と連携した体験活動を取り入れるなど、「心の教育」を推進します。	教育講演会…2回 教職員研修講座…18回 乳幼児教育専門講座…1回 出前講座『情報モラル教育等』開催…50回	教育研究所
子どもの心のケアの充実	いじめや非行、犯罪、児童虐待等による子どもの精神的なダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもやその保護者に対するカウンセリングや相談など、学校と関係機関が連携し、状況に応じたきめ細かなケアができる体制を整備します。	カウンセリングルーム 総合推進事業 教育相談員（コンサルタント）、臨床心理士による支援 子ども家庭支援ネットワークを通じた関係機関との連携、子どもやその保護者に対する相談支援	教育研究所 こども課
不登校対策の推進	不登校など家に閉じこもりがちな子どもを対象に適切な対応を図れるよう、教育支援センターNESTを中心に、不登校の要因や支援方法の研究、不登校の子どもに対する相談や家庭訪問、専門家によるカウンセリング及びスポーツなど体験活動を通じた心のケア、保護者に対する啓発活動など、総合的な対策を実施します。	不登校児童生徒支援研修会…2回 ホッと Line NEST…2回	教育研究所

※表中の「目標・指標」は令和6年度末の状況です。

IV 思春期の支援

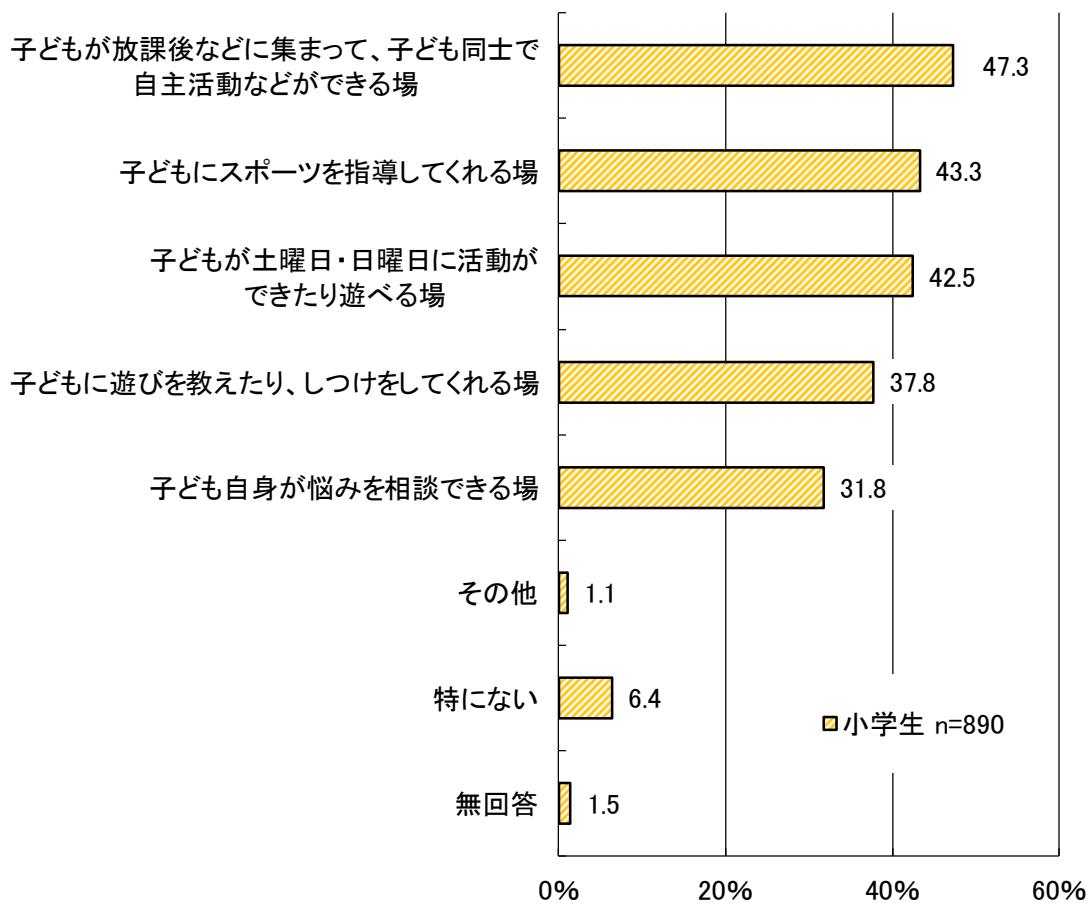
(1) 思春期の子どもの居場所づくり

(2) 次世代の親の育成

思春期は、家族への愛情を理解するとともに、しっかりとした自らの職業観を持つなど、次世代の親として自立していくために重要な時期です。

思春期については、家庭・学校・地域が協働し、保健・福祉・産業の連携のもと、次世代の親となるための基礎づくりを支援します。

小学生保護者のアンケート調査結果によると、身近な地域で、子ども同士の交流などができる望ましい場として、「子どもが放課後などに集まって、子ども同士で自主活動などができる場」、「子どもにスポーツを指導してくれる場」、「子どもが土曜日・日曜日に活動ができたり遊べる場」がそれぞれ4割を超えて上位にあがっています。子どもの成長・発達に応じた地域社会における居場所や活動の機会が求められています。



(1) 思春期の子どもの居場所づくり

【めざす姿】放課後などに自主的に活動できる居場所が身近な地域にある。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
中学生・高校生が自主的に活動できる場の提供	地域の児童館等における青少年の受け入れと活動支援を推進するとともに、世代間交流や各種イベントを通じて、青少年が活動できる場を提供します。	社会教育課	こども課

※表中の「目標・指標」は令和6年度末の状況です。

(2) 次世代の親の育成

【めざす姿】将来親世代となる子どもたちが、自分の健康に関心を持ち、心身ともに健康な成人期を迎えることができる。また、家庭の大切さや子どもを産み育てる喜びを学び、自らの職業観を育む機会がある。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
乳幼児とふれあう場づくり	中学生の時期に子どもや家庭の大切さの理解を促進できるよう、赤ちゃんとふれあい、助産師、保健師等から講義を受けることで、小さな子どもや家庭について知ることにより、共感能力を高める機会の提供を推進します。		学校教育課
規則正しい生活習慣や疾病予防のための知識を提供する	適切な生活習慣(運動・食生活・睡眠)や予防接種などの疾病予防に関する情報提供を行います。また、学校などの関係機関と連携し、喫煙防止、飲酒防止について、正しい知識の普及を図ります。		健康課
キャリア教育の推進	様々な教育活動にキャリア教育の視点を取り入れ、子どもたちが自分の将来に夢や目標を持ち、働くことや職業についての理解を深めることができます。また、地域・企業等と連携して職場講話、職業体験等の学習を進めます。		学校教育課
	高校生や大学生が自己の職業適性や将来設計について考え、主体的な職業選択や高い職業意識の育成が図られるよう、地元企業の協力を得ながら、職場の見学会やバズツアーを行います。また、インターンシップへの支援にも取り組みます。		商工労政課

※表中の「目標・指標」は令和6年度末の状況です。



V 妊娠期から思春期を通しての支援

(1) 子育て家庭の職業生活と家庭生活との両立支援

(2) 要支援児童と家庭への支援

(3) 障がいのある子どもと家庭への支援

(4) 子どもの貧困対策の充実

(5) ひとり親家庭への支援の充実

(6) 地域で取り組む交通安全と防犯対策

(7) 相談支援・情報提供の充実

職業生活と家庭生活との両立を推進し、ワーク・ライフ・バランスを社会全体の運動として広げていくよう家庭、地域、事業所などを対象に普及・啓発し、子育てを支える環境づくりを整備するとともに、子どもが事件や事故の被害にあわないよう、地域での安全対策に取り組みます。

障がい児や社会的養護が必要な子ども、貧困状態にある子ども、夜間の保育が必要な子ども、外国につながる幼児等、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等を利用できるように配慮し、個々の子どもや家庭の特性に応じた切れ目のない適切な支援も推進していきます。

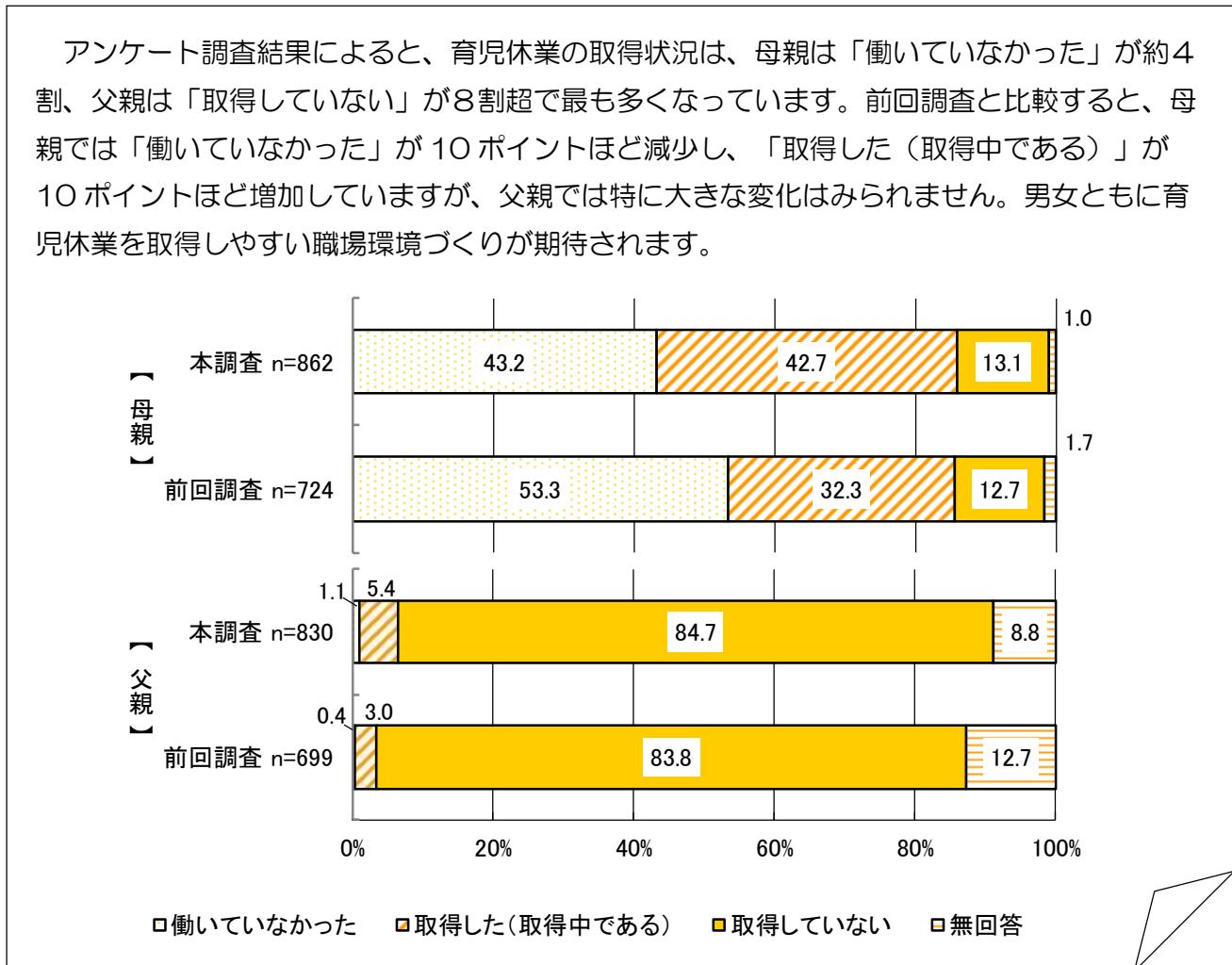
児童虐待防止対策では、児童虐待の早期発見、早期対応のため母子保健部門などの関係機関と連携を深め適切な支援につなげます。

また、虐待の発生予防に向けた取組として、子育て世代包括支援センターや利用者支援事業等の身近な場所における切れ目のない継続的な支援を行うほか、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅延なく児童相談所へ事案を送致し、連携した対応を図ります。

子どもの権利擁護を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、子育て世代包括支援センターや乳幼児健診の場、保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行います。

(1) 子育て家庭の職業生活と家庭生活との両立支援

【めざす姿】母親の育児の負担を軽減し、家族をあげての子育て意識を醸成する。



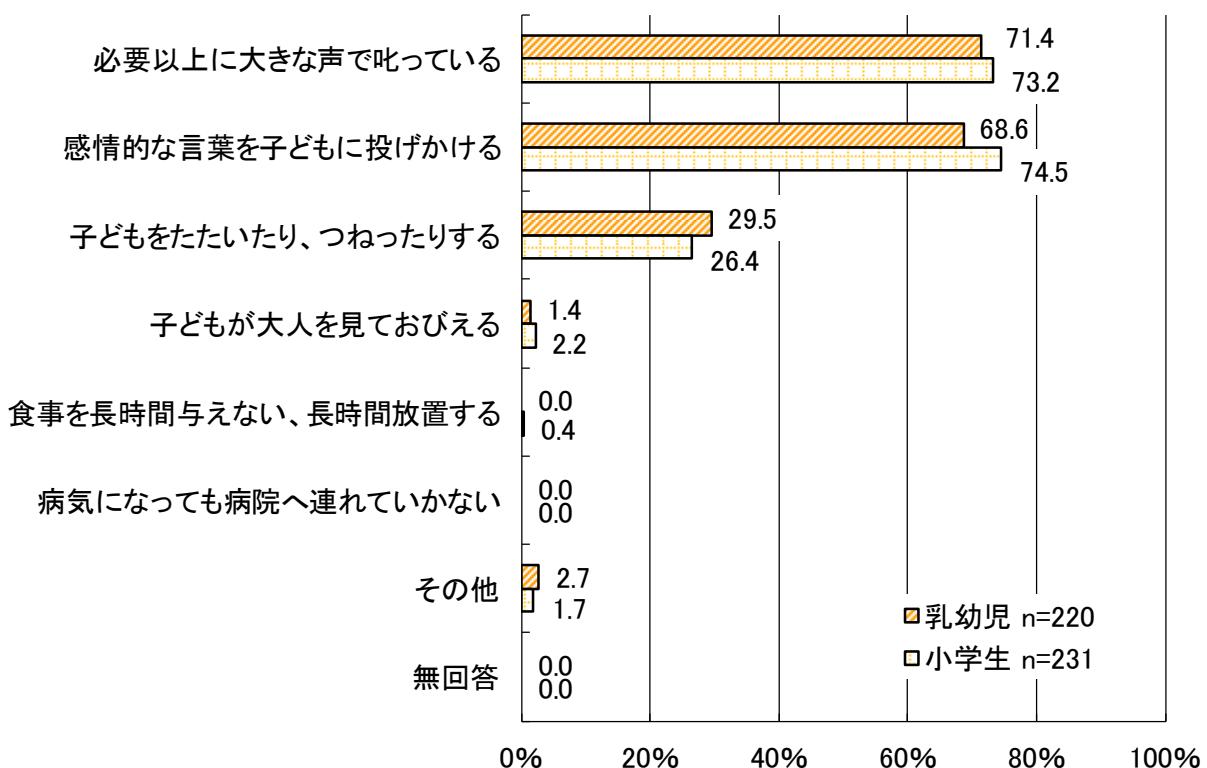
個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
男性の家事や育児への参加啓発	男性の家事や子育てへの理解と参加を啓発します。子育て支援センターにおける父親を対象とした講座を実施します。	男性の家事や育児への参加を啓発する事業への参加人数…40人	市民交流課
		子育て支援センターにおける父親対象講座実施回数…7回	こども課
育児休業の取得促進	男女ともに子育てのために一定期間仕事を休業できる育児休業の取得を促進するために、関係機関と連携して事業主や市民等への啓発に努めます。	広報活動等実施回数…1回	商工労政課
男女がともに子育てや家事に取り組む意識づくり	母親だけに育児や家の負担がかからないよう、父親と母親が協力して行う意識を社会全体に広げるため、各方面への啓発に努めます。特に子育て中の男性が育児、家事に参加できるよう、働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスを進めることを、事業主や従業員双方に情報提供を行います。		市民交流課

※表中の「目標・指標」は令和6年度末の状況です。

(2) 要支援児童と家庭への支援

【めざす姿】関係機関の連携により、養育の支援が必要な家庭への支援や、外国につながる幼児等、特別な支援が必要な子どもの健全育成支援や、虐待防止の取組が充実している。

アンケート調査結果によると、自身が子どもに対して虐待をしていると感じたことが「ある」との回答は、乳幼児の保護者、小学生の保護者ともに4人に1人程度（乳幼児 25.4%、小学生 26.0%）で、「ある」場合の状況としては、乳幼児の保護者では「必要以上に大きな声で叱っている」が、小学生の保護者では「感情的な言葉を子どもに投げかける」が最も多くなっています。児童虐待は身近に起こり得る問題であることを意識し、支援につなげていくことが必要です。



個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭を早期に発見できる体制づくりに努めるとともに、支援の必要な家庭に対し、関係機関と連携をとりながら育児支援を行います。	必要な家庭への訪問実施率…100%	健康課
		【確保策】 (養育支援訪問事業) 第5章2-3 ⑩	こども課
外国人在住者への支援・配慮	外国人在住者の幼児の保育所・幼稚園等への受け入れについて、関係者で情報共有に努めるとともに、事業者や保育士等を対象に、外国語対応の支援や配慮等に関する研修の実施や補助事業の活用など、必要に応じて検討します。		こども課
児童虐待防止の支援の充実	伊勢市子ども家庭支援ネットワークを構成する各関係機関が連携し、支援の必要な家庭の把握や、家庭相談員・保健師等による家庭訪問、子育てサービスの提供などの実施により子育て環境の改善と負担軽減を図り、虐待の未然防止と家族の養育機能の再生・強化に努めます。 また、広報、リーフレット配布、街頭啓発などにより児童虐待防止に係る市民の意識向上に努めます。 今後、子ども家庭総合支援拠点の設置をすすめ専門性を高めた支援体制づくりに取り組みます。		こども課
			健康課
子どもの自立に向けた支援	里親や児童養護施設等を退所する子どもが安定した生活が送れるよう、関係機関と連携し自立に向けた支援を行います。 また、児童相談所や関係機関と連携し里親の開拓や支援につながる普及啓発を行います。		こども課
多胎育児家庭への支援	多胎妊娠が安心して出産できるよう妊娠出産包括支援事業によるサポートを行います。また、多胎育児家庭の負担感や孤立感などの軽減のため、養育支援訪問事業の利用促進や交流会などの支援に取り組みます。		健康課
			こども課

※表中の「目標・指標」は令和6年度末の状況です。

(3) 障がいのある子どもと家庭への支援

【めざす姿】関係機関の連携により、障がいのある子どもへの支援が充実している。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
特別支援教育の推進	小・中学校において、障がいのある子どもを受け入れる施設設備や個に応じた支援が必要な児童・生徒のための特別支援教育の充実に努めるとともに、巡回相談員を派遣し、特別な支援の必要な子どもを対象にその支援方法等の助言を行います。		学校教育課
障がいのある子どもの教育・保育の充実	障がいのある子どもが幼稚園や保育所で障がいのない子どもと同様に教育・保育サービスを受けられるよう、医療、保健、福祉の各関係機関が連携し、設備や器具の整備の充実や教員の加配、支援員の配置など、受け入れ状況に応じた教育・保育の環境整備を推進します。		こども課 教育総務課
障がいのある子どもと家庭への支援	障がいのある子どもを持つ家族や障がいのある子どもの発達を支援するとともに、保護者が安心して子育てができるよう発達に関する個別相談を実施し、関係機関とのコーディネート機能の充実に努めます。また、障害児相談支援や障害児通所支援の提供体制を確保するとともに、障がいのある子どもを介護する家族の一時的な休息を図るため、日中一時支援事業の充実に努めます。	発達支援室における相談件数…800件	こども発達支援室 健康課 障がい福祉課 こども課
医療的ケア児への支援	医療が必要な障がいのある子どもが入所している保育所等に、加配補助員、看護師等を配置します。また、児童が利用している訪問看護ステーションの看護師を保育所等に派遣し、児童、保育所職員へ医療的ケアの専門指導支援を行います。		障がい福祉課 こども課

※表中の「目標・指標」は令和6年度末の状況です。

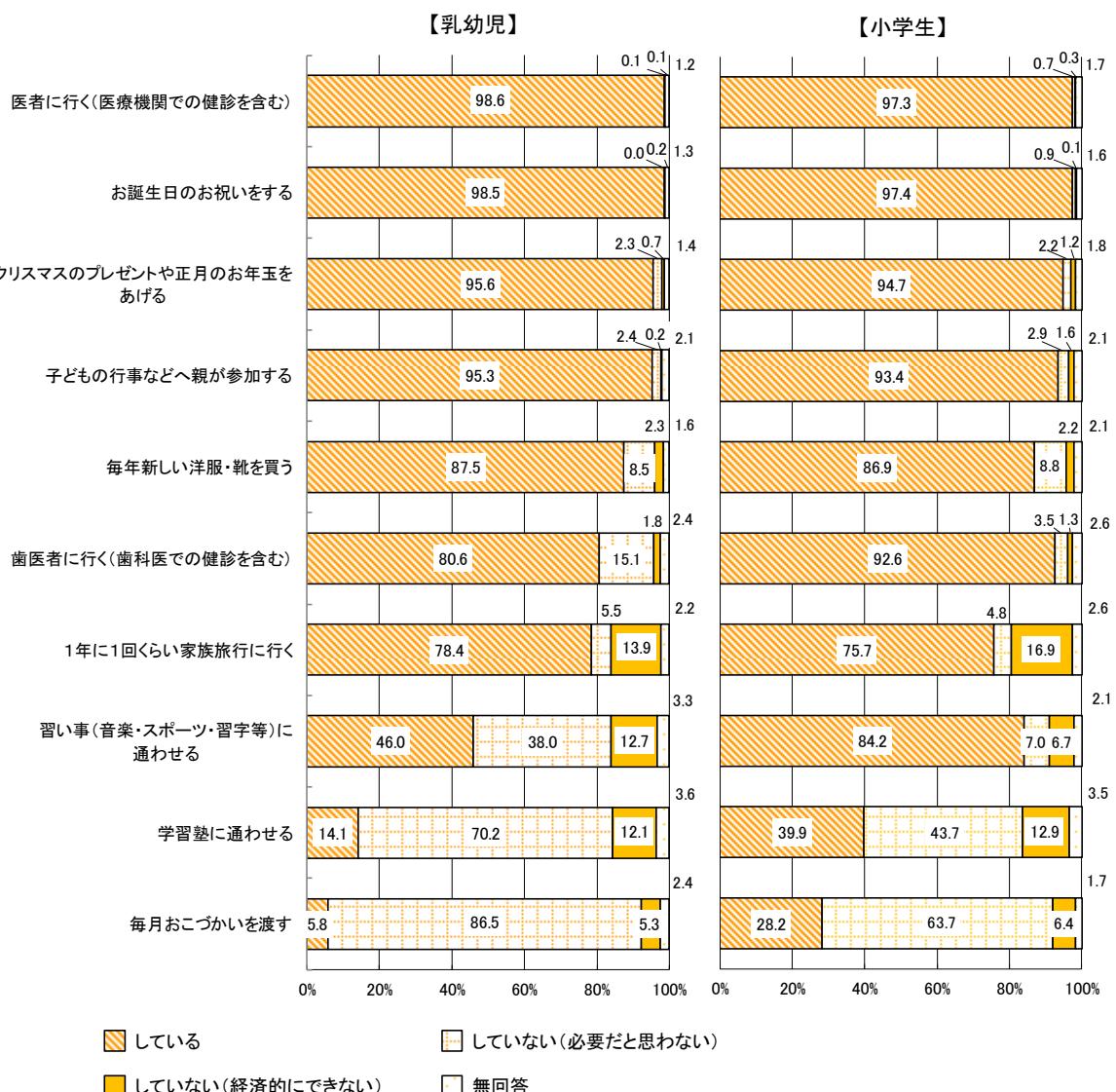


(4) 子どもの貧困対策の充実

子どもの貧困対策の充実に向けた動きとして、国では平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。それらの動きを踏まえ、本市でも各分野での連携を図り、総合的な対策が推進できるよう、子どもの貧困対策に関する計画を本項目にまとめています。

【めざす姿】子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等が図られている。

アンケート調査結果によると、子どもに対して家庭で「している」ことでは、乳幼児の保護者、小学生の保護者ともに「医者に行く」と「お誕生日のお祝いをする」が最も多くなっています。「していない（経済的にできない）」は、乳幼児の保護者、小学生の保護者ともに、「1年に1回くらい家族旅行に行く」、「習い事（音楽・スポーツ・習字等）に通わせる」、「学習塾に通わせる」が、いずれも10%超と多くなっています。子どもが貧困に陥りやすい家庭の状況に気づき、必要な支援につなぐことができる環境の整備が求められています。



① 教育の支援

- ・家庭の経済的状況に左右されることなく子どもが学習できる環境を整備する。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
生活困窮家庭 学習・生活支援事業	生活保護・生活困窮家庭への訪問等により、子どもの生活・育成環境の改善、教育及び就労(進路選択等)に関する情報提供、助言や関係機関との連絡調整等を行います。	高校等への進学率… 100%	生活支援課
子ども学習 サポート事業	生活保護世帯、生活困窮世帯とひとり親世帯の子どもを対象に、子どもの居場所を兼ね、基礎学力、学習意欲や学習習慣の定着を図るため、個々の状況や学力に応じた個別指導形式の学習支援を行う無料学習塾を実施します。		生活支援課

※表中の「目標・指標」は令和6年度末の状況です。

② 生活の支援

- ・生活困窮状態からの早期脱却を図る。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
生活困窮者 自立相談支援 等事業	生活保護に至らない生活困窮の方の相談に応じ、困窮状態からの早期脱却を図り、かつ将来の貧困の連鎖を防止するために、包括的な支援を提供します。		生活支援課

※表中の「目標・指標」は令和6年度末の状況です。

③ 保護者への就労支援

- ・就労支援を通じて子育て家庭の経済的安定を図る。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
生活保護受給者等就労自立促進事業	生活保護・児童扶養手当・住居確保給付金の各受給者ならびに生活困窮者を対象に、労働局・ハローワークと地方公共団体（福祉事務所等）の各機関が連携し、効果的・効率的な就労支援を実施します。		生活支援課 こども課
生活困窮者就労準備支援事業	生活に困窮し、かつ直ちに就労することが困難な方への相談に応じるとともに、生活サイクルの立直し・社会復帰への支援、就労に必要な基礎的なスキルの習得支援、就労訓練支援を行います。		生活支援課
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の父又は母の就労に看護師等、専門的な資格取得を促進し、養成機関の受講期間における生活の負担軽減のための給付金を支給します。	養成機関を修了時に資格を取得し、就職につなげた割合…100%	こども課
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父又は母の就労に必要な資格取得のための受講料の一部を負担する制度です。市が指定する教育訓練講座の受講修了後に受講料の一部を支給します。	受給者数…5人	こども課
高卒認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、修了した及び合格した時に受講費用を負担します。	受給者数…3人	こども課

※表中の「目標・指標」は令和6年度末の状況です。

④ 経済的支援

- ・支援が必要な家庭に経済的な支援を行う。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
就学援助	公立の小・中学校に通う児童・生徒がいる経済的に困っている家庭に、学用品費・給食費・修学旅行費などの一部を援助します。	経済的理由を要因とした長期欠席の児童生徒数…〇人	学校教育課
伊勢市奨学金	経済的理由で修学困難な高校生・中等教育学校生（後期課程）・高等専門学生・大学生に、返済の必要のない給付型奨学金を支給します。		学校教育課
児童扶養手当	父母の離婚などにより、父親又は母親と生計が同じでない児童を養育されているひとり親家庭等に手当を支給します。（所得制限あり）		こども課
こども医療費助成	出生から中学校卒業までの子どもの保険適用分の自己負担相当額を助成します。		医療保険課
一人親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の保護者と子どもを対象に、保険適用分の自己負担相当額を助成します。		医療保険課
生活扶助事業	生活保護を必要とする世帯に、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を目的とした支援を行います。		生活支援課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付(県事業)	ひとり親家庭及び寡婦を対象に、三重県が実施する母子・父子・寡婦福祉資金貸付の相談や申請の受付を行います。	申請件数…10件	こども課

※表中の「目標・指標」は令和6年度末の状況です。

⑤ 包括的かつ一元的な支援

- ・支援が必要な家庭を早期に発見し、必要な支援につなぐ。

個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
行政内部や行政、学校、関係機関・団体等の連携体制の構築	市内において貧困状況にある子ども及びその保護者を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう、連携体制を整備します。		福祉総務課
			生活支援課
			こども課
			学校教育課

※表中の「目標・指標」は令和6年度末の状況です。



(5) ひとり親家庭への支援の充実

【めざす姿】ひとり親家庭への支援が充実している。

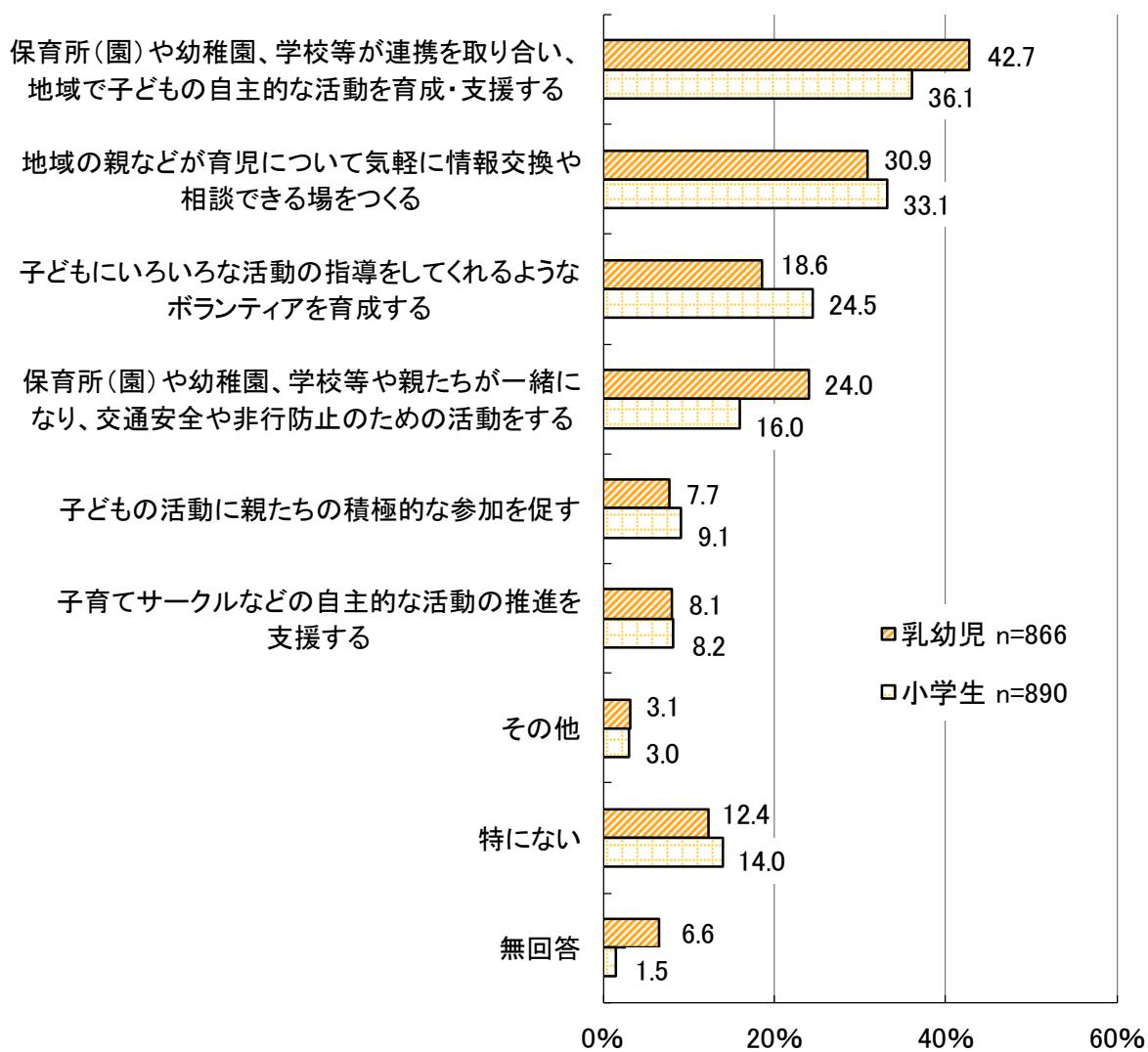
個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
児童扶養手当 【再掲】	父母の離婚などにより、父親又は母親と生計が同じでない児童を養育されているひとり親家庭等に手当を支給します。（所得制限あり）		こども課
一人親家庭等 医療費助成 【再掲】	ひとり親家庭等の保護者と子どもを対象に、保険適用分の自己負担相当額を助成します。		医療保険課
高等職業訓練 促進給付金 【再掲】	ひとり親家庭の父又は母の就労に看護師等、専門的な資格取得を促進し、養成機関の受講期間における生活の負担軽減のための給付金を支給します。	養成機関を修了時に資格を取得し、就職につなげた割合…100%	こども課
自立支援教育 訓練給付金 【再掲】	ひとり親家庭の父又は母の就労に必要な資格取得のための受講料の一部を負担する制度です。市が指定する教育訓練講座の受講修了後に受講料の一部を支給します。	受給者数…5人	こども課
高卒認定試験 合格支援事業 【再掲】	ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、修了したとき及び合格したときに受講費用を負担します。	受給者数…3人	こども課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付(県事業) 【再掲】	ひとり親家庭及び寡婦を対象に、三重県が実施する母子・父子・寡婦福祉資金貸付の相談や申請の受付を行います。	申請件数…10件	こども課
子ども学習 サポート事業 【再掲】	生活保護世帯、生活困窮世帯とひとり親世帯の子どもを対象に、子どもの居場所を兼ね、基礎学力、学習意欲や学習習慣の定着を図るため、個々の状況や学力に応じた個別指導形式の学習支援を行う無料学習塾を実施します。	高校等への進学率…100%	生活支援課
母子・父子自立支援員による包括的支援	ひとり親家庭及び寡婦の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・助言・指導を行い、就労のための主体的な能力開発の取組をハローワークと連携して支援を行い、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。		こども課

※表中の「目標・指標」は令和6年度末の状況です。

(6) 地域で取り組む交通安全と防犯対策

【めざす姿】地域で自主的に防犯や交通安全対策に取り組んでいる。

アンケート調査結果によると、安心して子育てをするために、身近な地域で必要だと思う取組として、乳幼児の保護者、小学生の保護者ともに、「保育所（園）や幼稚園、学校等が連携を取り合い、地域で子どもの自主的な活動を育成・支援する」、「地域の親などが育児について気軽に情報交換や相談できる場をつくる」との回答が多くなっています。子どもの安全・安心に向けて、地域の関係者が連携して取り組むことが期待されています。



個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
地域の自主防犯意識の高揚	地域住民を対象に、防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図るため、関係機関・団体と連携し、自治会、老人会、PTA等を対象とした地域安全講習会を実施します。また、市民の防犯意識の向上を図り、犯罪を抑止するための青色防犯パトロールを実施します。	地域安全講習会の開催回数…35回 青色防犯パトロール実施回数…95回	危機管理課
防犯環境の整備	犯罪のない安全で安心なまちづくりのために、防犯環境の整備を行い、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進します。また、子どもがいつでも助けを求められる「子どもを守る場所」等の周知等を推進します。また、小学校入学時に防犯笛などの配布を行います。	危機管理課 ----- 学校教育課	
交通安全の啓発活動の充実	地域の交通安全意識を啓発するため、毎月11日の「交通安全の日」だけではなく、別の日にも関係機関が参加し、交通安全の街頭指導を行うなどの活動を充実します。		交通政策課
犯罪情報の周知徹底	警察署などからの犯罪情報を関係機関などへ迅速に提供し、犯罪情報の周知を図ります。	危機管理課	

※表中の「目標・指標」は令和6年度末の状況です。



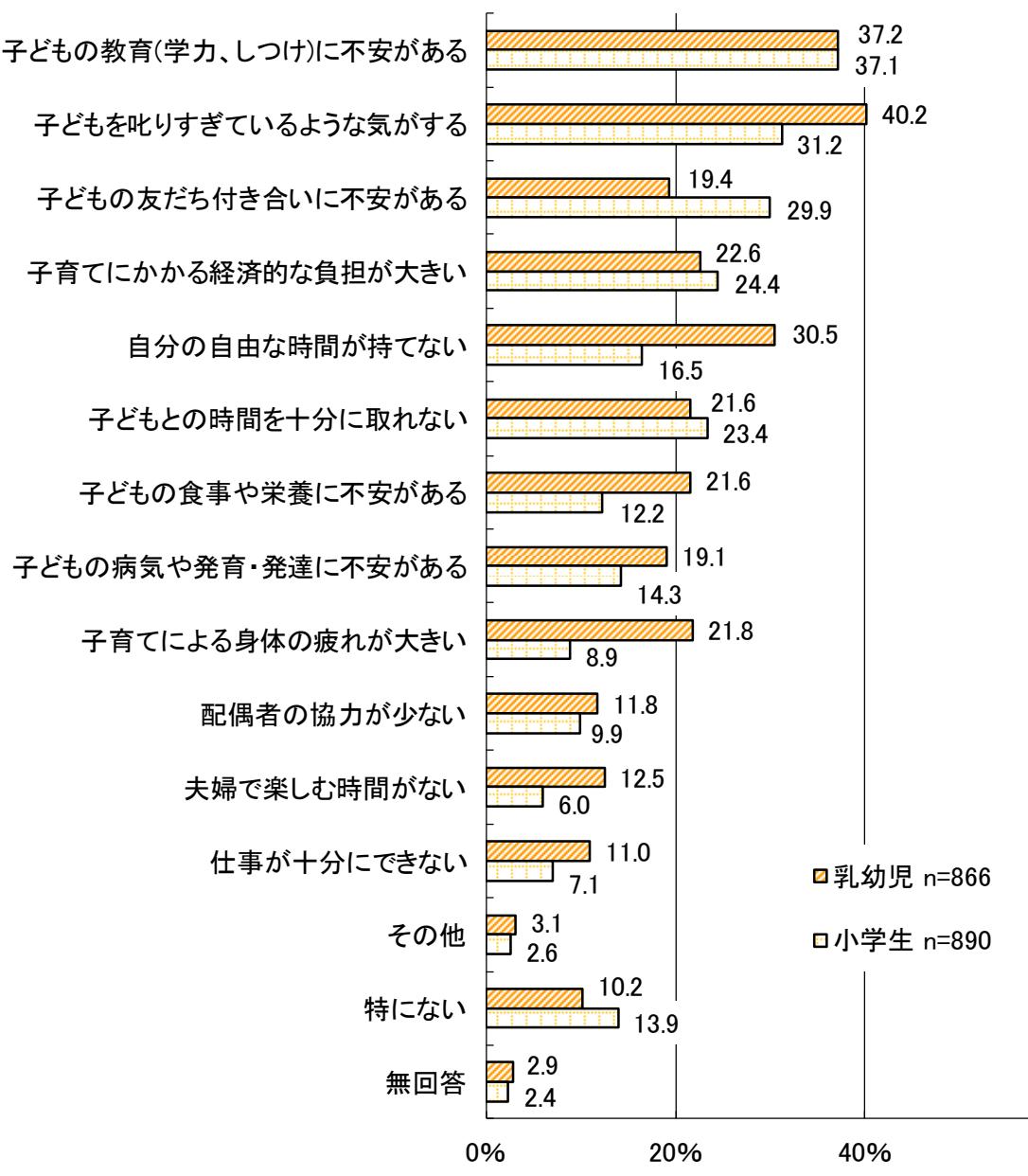
(7) 相談支援・情報提供の充実

【めざす姿】子育て支援の取組を広く市民に周知し、また、必要な人に適切なサービス利用をつなげる支援体制が整っている。

アンケート調査結果では、子育てに関して日常的に悩んでいること・気になることとして、「子どもを叱りすぎているような気がする」と「子どもの教育（学力、しつけ）に不安がある」との回答が、就学前児童、小学生の保護者ともに3割～4割と高くなっています。また、就学前児童では「自分の自由な時間が持てない」、小学生の保護者では「子どもの友だち付き合いに不安がある」もそれぞれ約3割と、比較的高い状況です。

平成25年度の前回調査と比較すると、これら上位の項目を含め、全体的に大きな変化は認められないものの、保護者が多種・多様な悩みを変わらずに抱えている様子がうかがえます。

これらの割合が少しでも少なくなるように、子育てに関する相談窓口の周知や総合的な支援体制の強化をさらに進めていくことが必要です。



個別施策	取組内容	目標・指標	担当課
利用者支援事業	利用者支援の強化のため、子育て支援センターきらら館と中央保健センター内ママほっとテラスにおいて、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行います。	利用者支援事業実施か所数…1か所（基本型、母子保健型同一施設） 【確保策】 (利用者支援事業) 第5章2－3 ⑪	健康課 こども課
民生委員・児童委員、主任児童委員による相談・助言活動の推進	子育ての悩みや育児不安を解消し、子どもが健全に育成されるよう、地域の中で民生委員・児童委員、主任児童委員による相談・助言などの活動を推進するとともに、関係機関との情報共有や連携に努めます。	民生委員・児童委員、主任児童委員による子どもに関する相談支援件数…3,000件 主任児童委員による市内小中学校訪問件数…全校	福祉総務課
		母子健康手帳交付者への周知率…100%	健康課
子育て支援の取組に関する情報発信の強化	様々な子育て支援策の活用を進め、家庭での子育て支援を図るために、ホームページ・SNS・広報いせ・保育だより・子育て支援センター機関紙等を活用し、各種子育て支援施策の広報に努めます。また、市ホームページの掲載内容の充実を図るとともに、スマートフォンでの利用などを考えた、見やすく使いやすい構成となるよう努めます。	市ホームページに掲載している子育て支援（子育て支援センター、児童手当、保育所）に関する記事へのアクセス数…50,000回	こども課
親育ち支援の充実	妊娠期から思春期における子育てに関する様々な悩みや育児不安等を解消するため、各種相談業務や子育てに関する講座等の開催、経済的な支援を通じて子どもを育てる親への支援を行います。		こども課
			健康課
子どもの権利擁護の推進	子どもが安心して自分らしく生きていくために子ども自身が必要な権利を有することについて、子どもと大人が認識持てるよう学習機会の提供や啓発を行い、子どもの権利擁護を推進します。		こども課

※表中の「目標・指標」は令和6年度末の状況です。

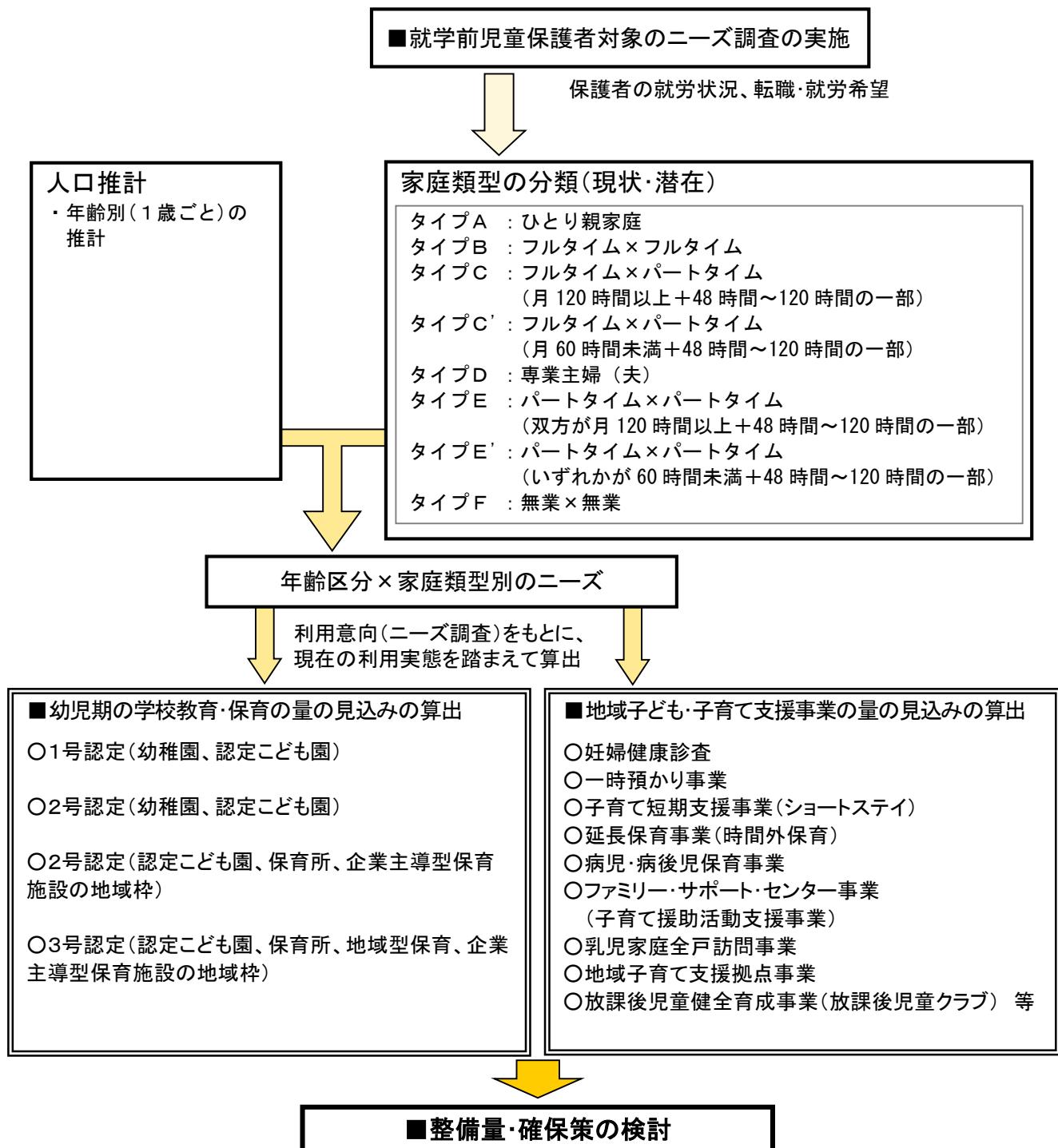


第5章 子ども・子育て支援制度に基づく量の見込みと目標設定

1 将来人口の見通しと事業量推計

1-1 事業量推計の流れ

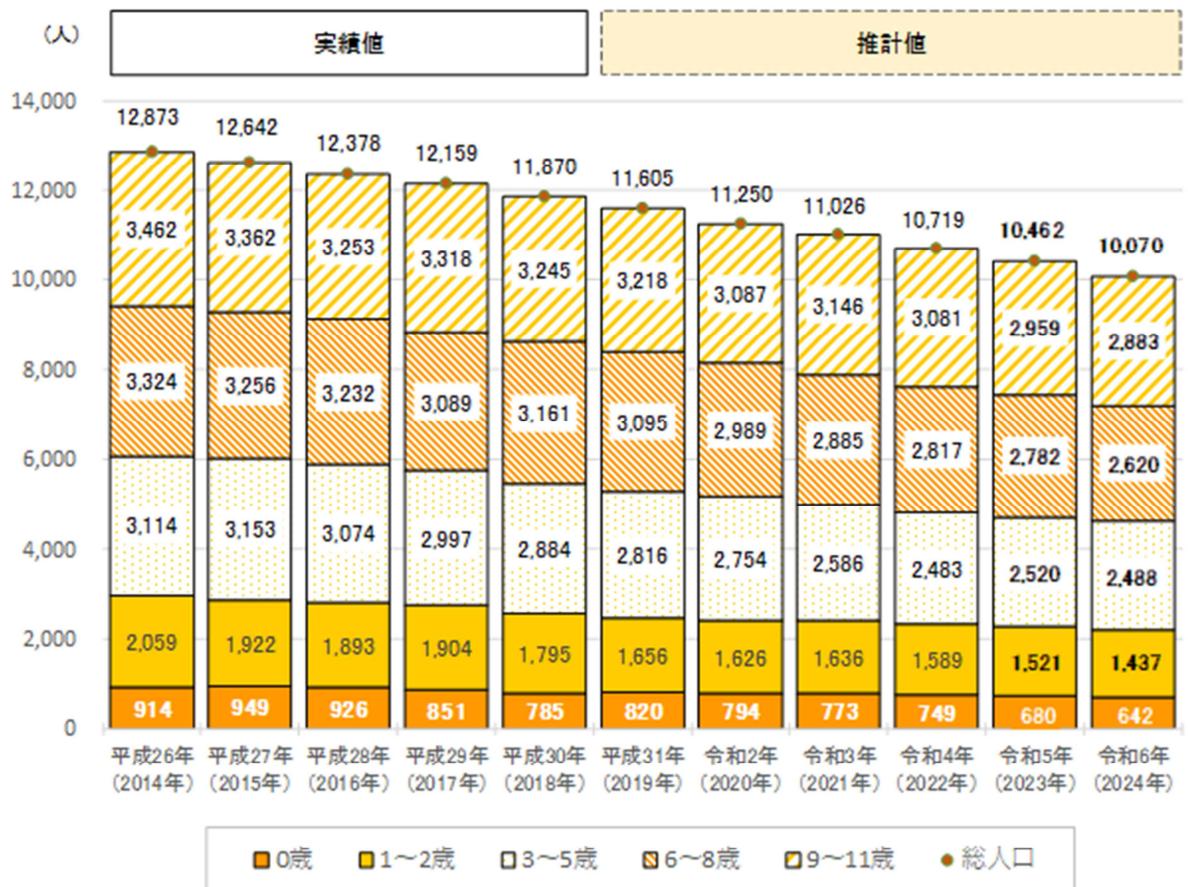
幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量は、平成30年度に実施したニーズ調査結果（意向）をもとに次の手順で推計します。



1-2 児童人口等の推計

(1) 児童人口の推計（中間見直し後）

第2章 将来の人口推計（10・11ページ）より再掲。



年齢	計画期間の推計人口（中間見直し後）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	794	773	749	680	642
1歳	831	805	784	740	698
2歳	795	831	805	781	739
3歳	859	793	829	802	787
4歳	933	860	794	896	804
5歳	962	933	860	822	899
就学前児童合計	5,174	4,995	4,821	4,721	4,567
6歳	927	967	938	880	820
7歳	1,001	922	962	926	878
8歳	1,061	996	917	976	922
9歳	1,026	1,065	1,000	916	973
10歳	1,061	1,022	1,061	995	915
11歳	1,000	1,059	1,020	1,048	995
小学校児童合計	6,076	6,031	5,898	5,741	5,503

(2) 家庭類型の算出

国の指針に基づき、保護者の就労状況をもとに下記の家族類型に分類し、それぞれの意向（ニーズ）把握を行いました。なお、潜在とは、1年以内等に就労の見込みがあるなどの状況を反映させて分類したものです。

■家庭類型(比率)

家庭類型	現 在				潜在		
	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳		1～2歳	3～5歳
タイプA	5.1%	4.4%	3.8%	6.2%	5.1%	4.4%	3.8%
タイプB	35.0%	36.8%	36.8%	33.3%	39.9%	43.0%	40.6%
タイプC	29.4%	21.1%	25.2%	34.6%	28.1%	27.2%	24.4%
タイプC'	6.7%	4.4%	5.3%	8.2%	6.5%	4.4%	4.9%
タイプD	23.4%	33.3%	28.2%	17.4%	19.9%	21.1%	25.6%
タイプE	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
タイプE'	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
タイプF	0.4%	0.0%	0.7%	0.3%	0.4%	0.0%	0.7%

図表 1 家庭類型と関連する事業の分類

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプC'：フルタイム×パートタイム (月 48 時間未満十月 48 時間～120 時間の一部) ・タイプD：専業主婦（夫） ・タイプE'：パートタイム×パートタイム (いずれかが月 48 時間未満十月 48 時間～120 時間 の一部) ・タイプF：無業×無業 	1 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) <専業主婦（夫）家庭、短就労時間家庭>
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプA：ひとり親家庭 ・タイプB：フルタイム×フルタイム ・タイプC：フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上十月 48 時間～120 時間の一部) ・タイプE：パートタイム×パートタイム (双方が月 120 時間以上十月 48 時間～120 時間 の一部) 	2 保育認定② (認定こども園及び保育所) 3 保育認定③ (認定こども園及び保育所+地域型保育)
↓ ※ただし現在幼稚園利用	2 保育認定①（幼稚園） (共働き家庭幼稚園利用のみ)

(3) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」は、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』算出の考え方（改訂版）」を踏まえつつ、ニーズ調査（アンケート調査）結果から推計する方法と、平成27年度以降の各事業の実績値を勘案し推計する方法により算出し、さらに本市の各事業の特性に応じて設定しています。

計画期間における量の見込みは、以下のとおりとします。

■各年齢別 教育・保育の量の見込み(ニーズ量)

(単位:人)

区分	実数	推計(中間見直し後)					
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数(0~5歳)	5,464	5,174	4,995	4,821	4,721	4,568	
	3~5歳児	2,884	2,754	2,586	2,483	2,520	2,488
	0~2歳児	2,580	2,420	2,409	2,338	2,201	2,079
	0歳児	785	794	773	749	680	642
1号認定	1・2歳児	1,795	1,626	1,636	1,589	1,521	1,438
	幼稚園	903	609	572	549	622	615
	保育所	1,862	2,145	2,014	1,934	1,897	1,873
	計	1,012	1,003	1,044	1,050	1,075	1,061
2号認定	0歳児	92	105	105	104	121	119
	1・2歳児	920	898	939	946	954	942
	計						
3号認定	計						

区分	対象者	利用サービス
1号認定	子どもが満3歳以上で、専業主婦(夫) 家庭、就労時間が短い家庭	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、共働きである が、幼稚園の利用希望が強いと想定さ れる家庭	・幼稚園 ・認定こども園
	子どもが満3歳以上で、共働きの家庭	・保育所 ・認定こども園 ・企業主導型保育施設の地域枠※1
3号認定	子どもが満3歳未満で、共働きの家庭	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育 ・一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)※2 ・企業主導型保育施設の地域枠

※1 企業主導型保育施設は、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外の子どもを受け入れる枠(地域枠)を設けることができます。

※2 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)は、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業。

2 量の見込みと確保策

2-1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策の記載が必要です。

(2) 区域設定

教育・保育のサービスは、利用者が居住区域を越えて利用することができます。また、教育・保育提供区域は、需給調整の判断基準の単位となるものです。

本市においては、居住区域を越えて教育・保育施設等を利用されている実態もあることから、伊勢市全域をもって一つの区域とします。

2-2 幼児期の学校教育・保育給付

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

施設型給付	1. 幼稚園	公立幼稚園	
		新制度への移行を選択する私立幼稚園	
	2. 保育所		
地域型給付	3. 認定こども園	幼保連携型認定こども園	
		幼稚園型認定こども園	
地域型給付	4. 小規模保育		
	5. 家庭的保育		
	6. 居宅訪問型保育		
	7. 事業所内保育		

【ニーズの傾向と確保の方針】

- ・児童数の減少に伴い、1号認定、2号認定の総数は緩やかな減少傾向で推移すると想定されます。
- ・母親が就労する割合の増加が想定されることから、3号認定は若干の増加を見込みます。
- ・本市では、地域によって教育・保育ニーズに違いがあり、1号及び2号認定の見込み量に対するサービスの提供は可能ですが、3号認定については体制を拡充していくこととします。

■3歳以上(1号認定・2号認定)

(単位:人)

区分		計画(中間見直し後)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み						
1号認定	幼稚園	609	572	549	557	550
		157	147	141	143	141
2号認定	保育所	1,988	1,867	1,793	1,819	1,797
	計	2,754	2,586	2,483	2,519	2,488
②確保方策						
1号認定+2号教育	特定教育・保育施設	認定こども園	485	485	485	445
		幼稚園及び預かり保育	495	495	495	445
	確認を受けない幼稚園		100	100	100	380
	過不足(②-①)		充足			→
2号認定	特定教育・保育施設	保育所	1,698	1,698	1,698	1,509
		認定こども園	602	602	602	632
	企業主導型保育の地域枠		10	10	10	10
	過不足(②-①)		充足			→



■3歳未満(3号認定)

(単位:人)

区分		計画(中間見直し後)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み						
3号認定	0歳児	105	105	104	121	119
	1・2歳児	898	939	946	954	942
	計	1,003	1,044	1,050	1,075	1,061
②確保方策(0歳児)						
特定教育・保育施設	保育所	124	126	127	140	140
	認定こども園	55	55	55	45	45
特定地域型保育事業		6	6	6	10	10
企業主導型保育の地域枠		6	6	6	6	6
②確保方策(1・2歳児)						
特定教育・保育施設	保育所	678	693	698	641	641
	認定こども園	301	302	301	300	300
特定地域型保育事業		13	13	13	35	35
企業主導型保育の地域枠		18	18	18	18	18
過不足(②-①)	充足	—	—	—	→	→
保育利用率(%) ※		49.6%	50.6%	52.4%	52.6%	54.0%
	(0歳児)	24.1%	25.0%	25.9%	27.5%	28.3%
	(1・2歳児)	62.1%	62.7%	64.8%	64.4%	66.2%

※満3歳未満の子ども全体に占める3号認定の利用定員数(確保方策)の割合(年齢区分ごとの目標値)

【認定こども園の普及に対する基本的な考え方】

幼保連携型施設(認定こども園)については、身近な地域で教育・保育を受けることができるよう、地域の実情や市民のニーズ、既存施設の状況等を踏まえて検討する必要があるとともに、地域の理解を十分に得る必要があります。これらを踏まえながら、幼稚園・保育園から認定こども園への移行に必要な支援を行い、それぞれの地域の実情に応じた段階的な整備に努めます。

【利用調整等による確保】

保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、3号認定(1・2歳)については、適切に量を見込み、必要に応じて、確保の内容について検討します。

【子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保】

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行います。

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、三重県に対し、協力を要請できることを踏まえ、三重県との連携を進めます。

2-3 地域子ども・子育て支援事業

以下の事業について、量の見込み及び確保策を設定します。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ① 妊婦健康診査
- ② 一時預かり事業
- ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ④ 延長保育事業（時間外保育）
- ⑤ 病児・病後児保育事業
- ⑥ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧ 地域子育て支援拠点事業
- ⑨ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑩ 養育支援訪問事業等
- ⑪ 利用者支援事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 妊婦健康診査

令和2年度の対象者数は、過去の利用率と人口推計の0歳児人口から837人と設定し、微減で推移すると想定します。なお、受診は最大14回可能なため、年度をまたいだ受診者もいることから、受診者数は対象者数を上回ります。

妊婦健康診査は、県内の委託医療機関及び委託助産所で妊婦全員の実施体制が整っており、100%の実施をめざします。

区分	計画（中間見直し後）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(対象者数:人)	837	815	756	714	675
②確保方策(実利用者数:人)	全ての妊婦				→
過不足(②-①)	充足				→

② 一時預かり事業

預かり保育（幼稚園における在園児を対象にした一時預かり）は、幼稚園（公立3園、私立5園）、認定こども園（公立1園、私立8園）で実施しており、現在、ニーズに対する不足はなく、今後も一定のニーズへの対応が可能です。

また、在園児以外（3歳未満の在宅児童）や登園日以外の一時預かりは、急激な増加は想定しにくいことから、2,300人日程度を見込みます。見込み量に対応できる体制は整っていますが、時期や年齢により希望する日が集中しても、いつでも利用が可能な体制を維持します。

■幼稚園における在園児を対象にした一時預かり（預かり保育）

区分		計画（中間見直し後）				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (延べ利用者数:人日)		45,298	42,534	14,878	14,442	14,261
幼稚園 在園児	1号認定	8,061	7,569	2,593	2,517	2,485
	2号認定	37,237	34,965	12,285	11,925	11,776
②確保方策 (延べ利用者数:人日)		46,000	43,000	43,000	43,000	43,000
実施園数	公立	4園	3園	3園	3園	3園
	私立	13園	13園	13園	13園	13園
過不足 (②-①)	充足	—	—	—	—	→

■在園児以外（3歳未満の在宅児童）や登園日以外の利用

区分		計画（中間見直し後）				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (延べ利用者数:人日)		2,325	2,230	2,545	2,455	2,375
②確保方策 (延べ利用者数:人日)		2,500	3,000	2,700	2,850	3,000
	実施園数	公立	4園	5園	4園	5園
実施園数	私立	1園	1園	1園	1園	2園
過不足 (②-①)	充足	—	—	—	—	→

③ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

アンケート調査結果からの利用ニーズは高く、過去の実績値からも利用は増加傾向にあると見込み、提供体制を整えています。児童虐待への対応も含め、児童養護施設や児童家庭支援センター等の社会的養護の地域資源を支援に活用するための連携に努めます。

区 分		計 画				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (延べ利用者数:人日)		39	43	46	49	53
②確保方策	延べ利用者数 (人日)	66	66	66	66	66
	実施か所数	5 か所				
過不足 (②-①)	充足	—	—	—	—	→

④ 延長保育事業(時間外保育事業)

アンケート調査からはニーズの高まりはみられず、令和2年度の延長保育の利用見込み量（実利用者数）は224人と、平成30年度の実績と同程度を見込んでいます。ある程度のニーズの増加に対してもサービスを提供できる体制を維持します。

区 分		計 画 (中間見直し後)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (実利用者数:人日)		224	230	236	243	252
②確保方策 (利用者数:人日)	公立	1 園	1 園	1 園	2 園	2 園
	私立	9 園	9 園	11 園	11 園	11 園
過不足 (②-①)	充足	—	—	—	—	→

⑤ 病児・病後児保育事業

アンケート調査では、高いニーズがうかがえます。一方で、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」との回答も多く、大幅な増加は想定しにくいことから、平成30年度実績に応じた利用を見込みます。これらのニーズに対し、確保策は整えていますが、病児・病後児保育は、定期的な利用ではなく、季節等の変動が大きいのも特徴であり、そのときの状況にあわせて看護師等を配置するなどの体制も整えています。

区分		計画（中間見直し後）				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (延べ利用者数:人日)		927	904	881	867	862
②確保方策 (延べ利用者数:人日)		960	960	881	867	864
病児・病後児 保育事業	延べ利用者数 (人日)	960	960	881	867	864
	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足 (②-①)	充足	—	—	—	—	→

⑥ ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

アンケート調査では、小学生の児童が放課後定期的に過ごす場所としてのニーズはほとんどみられませんでした。また、これまでの実績からみても、利用者は減少傾向にあります。

令和2年度以降の量の見込みは、年間延べ1,600人程度で推移するものと設定し、その量に応じて全て対応できるようすることをめざします。そのためには、事業を支える提供会員の確保に取り組んでいく必要があります。

区分		計画（中間見直し後）				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (延べ利用者数:人日)		1,654	1,629	1,070	1,040	1,010
②確保方策 (延べ利用者数:人日)		1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
会員数(人)	提供会員数	130	130	85	85	85
	両方会員数	20	20	5	5	5
過不足 (②-①)	充足	—	—	—	—	→

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

令和2年度の対象者数は人口推計の0歳児人口（794人）と想定して設定します。なお、全ての家庭への訪問体制は整っており、今後も全戸の訪問をめざします。

区分	計画（中間見直し後）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(対象者数:人)	794	773	720	680	642
②確保方策(訪問件数:人)	全ての家庭	————	————	————	→
過不足(②-①)	充足	————	————	————	→

⑧ 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターの利用は0～2歳を中心で、今後、出生数の減少が予想される中でも、潜在的なニーズやPRの強化等により、利用率の増加を見込み、令和2年度の見込み量（延べ利用者数）は、74,722人／年と想定します。

現在の6か所の子育て支援センターでは見込み量に対応できないため、令和3年度までに新たにセンターを開設することとし、地域の身近な場所で交流や育児相談ができる拠点としてさらなる充実を図ります。

区分	計画（中間見直し後）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (延べ利用者数:人日)	74,722	74,382	30,000	78,000	78,000
②確保方策	延べ利用者数 (人日)	51,800	74,800	51,800	80,000
	実施か所数	6か所	7か所	6か所	7か所
過不足(②-①)	▲22,922	充足	————	————	→



⑨ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

近年の利用状況は1,000人を超えて推移しており、平成29年度に1,190人、平成30年度は1,310人となっており、今後もニーズが高くなると想定される事業です。児童数は減少傾向にありますが、ニーズが高い地域は放課後児童クラブの定員増若しくは増設を図ります。

区分		計画（中間見直し後）				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (在籍児童数:人)		1,505	1,604	1,569	1,516	1,435
学年	1年生	451	507	491	453	419
	2年生	420	418	436	423	390
	3年生	345	356	328	343	333
	4年生	155	175	164	151	158
	5年生	80	83	87	81	75
	6年生	54	65	63	65	61
②確保量(定員:人)		1,460	1,505	1,585	1,585	1,585
実施か所数		32か所	32か所	34か所	34か所	34か所
過不足(②-①)		▲45	▲99	充足	→	→

⑩ 養育支援訪問事業等

家庭・児童への適切な支援が行われるよう、要保護児童対策地域協議会（伊勢市子ども家庭支援ネットワーク）の関係機関を中心に情報を共有し連携していきます。なお、対象家庭への支援体制は整っており、今後も対応できる体制を維持します。

区分	計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(対象家庭数)	41	40	38	37	37
②確保方策(訪問家庭数)	対象となる全ての家庭	→			
過不足(②-①)	充足	→			→

⑪ 利用者支援事業

妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の強化に向けて、現在、子育て支援センターきらら館で行う基本型と中央保健センターのママ☆ほっとテラスで行う母子保健型の利用者支援の一体的な支援の実施をめざし、母子保健コーディネーターや助産師、利用者支援専門員（保育士）が中心となって安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援の充実を図ります。

区分		計画				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (実施か所数)	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
②確保方策 (実施か所数)	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
過不足 (②-①)	基本型・特定型	充足				
	母子保健型					→

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、幼稚園へ保護者が支払う給食費の副食費相当額の費用を助成する事業です。本市の場合、令和元年度から本事業を開始しました。

区分		計画				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(支給児童数:人)		21	19	19	18	18
②確保方策(支給児童数:人)	対象者全て					→
過不足(②-①)	充足					→

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

幼稚園、保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。必要に応じて新規参入施設等の事業者を支援します。

3 新・放課後子ども総合プランに基づく取組について

① 新・放課後子ども総合プランの趣旨と目的

主に共働き家庭等において、保育所等を利用していった児童が小学校に入学すると、平日の放課後や、夏休み等長期休暇中にどこへ子どもを預けるかといった問題、いわゆる「小1の壁」に直面します。

この「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（「放課後子ども教室」）の計画的な整備等を推進します。

② 放課後児童クラブにおける目標事業量について

児童数は減少傾向にありますが、ニーズが高い地域は令和4年度までに放課後児童クラブの定員増若しくは増設を図っていきます。

区分	計画（中間見直し後）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (在籍児童数:人)	1,505	1,604	1,569	1,516	1,435
②確保量(定員:人)	1,460	1,505	1,585	1,585	1,585
実施か所数	32か所	32か所	34か所	34か所	34か所
過不足(②-①)	▲45	▲99	充足	→	→

③ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における目標事業量について

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、令和5年度までに2か所の整備をめざします。

区分	計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業実施 か所数	1か所	1か所	1か所	2か所	2か所

④ 放課後子ども教室の実施計画について

放課後子ども教室については、全小学校区を対象に実施されており、令和6年度まで維持できるように努めます。

区分	計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施日数	120日	120日	120日	120日	120日

⑤ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携実施について

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する方策については、共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーター等が情報を交換し、連携してプログラムの内容・実施日等を検討します。

⑥ 小学校の余裕教室等の活用について

小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策については、事業の実施主体である教育委員会と福祉部局の担当者が必要に応じて各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持つ中で、放課後子ども総合プランの必要性や意義等について説明を行い、理解を促していきます。

⑦ 教育委員会と福祉部局の連携について

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策は、放課後活動実施にあたっての責任体制を文書化する等明確化して連携してきます。

⑧ 特別な配慮を必要とする児童への対応

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施にあたっては、障がいのある児童など、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができる環境の配慮に留意します。

⑨ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組について

令和5年度までに、各放課後児童クラブの運営主体ならびに利用者に調査を行い、地域ごとの開所時間延長に係るニーズの把握を行います。

⑩ 放課後児童クラブが役割をさらに向上させていくための方策について

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により屋間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」、「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っています。こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ることができるよう、放課後児童支援員と話し合う機会を持ち、各放課後児童クラブがより地域の子どもたちに合った遊びや生活の提供を行うための育成支援の強化に努めます。

⑪ 放課後児童クラブにおける育成支援の周知を推進させるための方策について

放課後児童クラブの上記⑩の役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容については、本計画や市のホームページを通じて公表していきます。



第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼稚園・保育所等の子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

◆関係機関との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、本市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

2 進捗状況の管理

本計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、教育・保育関係者等から構成される「伊勢市子ども・子育て会議」において議論を行ってきました。

当会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査・審議する場に位置付けられているため、計画策定後も当会議において、年度計画の各施策の進捗状況を把握し、点検・評価を継続的に実施することにより、PDCAサイクルに基づく進行管理を行っていきます。

点検・評価等の結果は本市ホームページ等で公表します。なお、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画を見直し、必要に応じて一部改定を行うこととします。

【PDCAサイクル】





資料 編

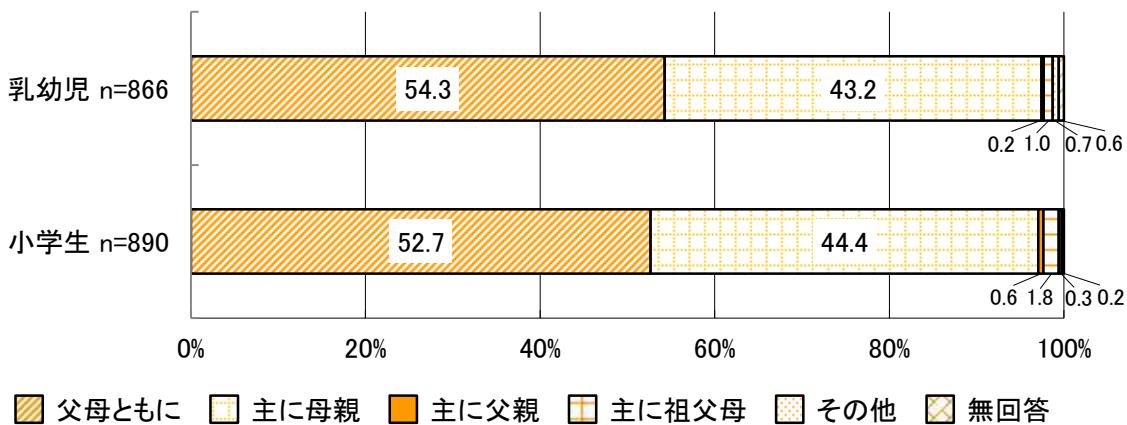
1 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要、結果(抜粋)

平成31年3月「伊勢市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書」より本編に紹介されていない調査結果について、以下に抜粋して掲載します。

(1) 宛名のお子さんとご家族の状況について

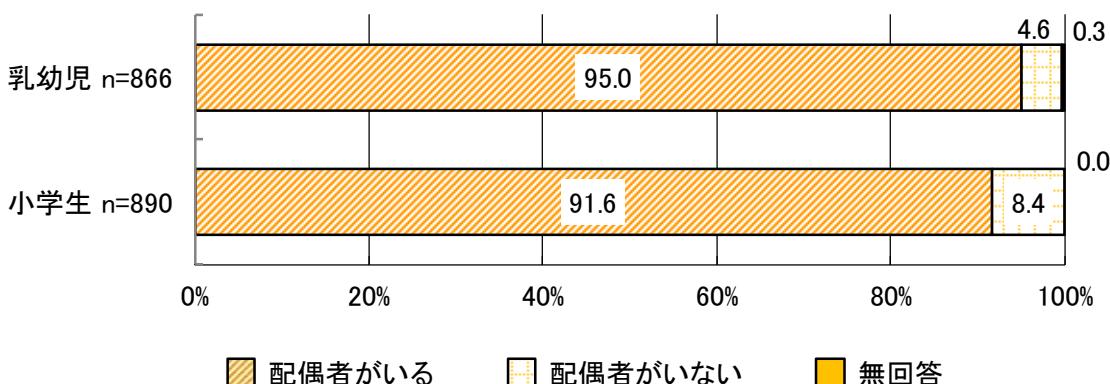
① 「お子さんの子育てを主にしている方はどなたですか。続柄は、宛名のお子さんから見た関係です。《○は1つ》」

- 乳幼児では「父母ともに」が54.3%と最も多く、次いで「主に母親」（43.2%）、「主に祖父母」（1.0%）と続いています。
- 小学生では「父母ともに」が52.7%と最も多く、次いで「主に母親」（44.4%）、「主に祖父母」（1.8%）と続いています。



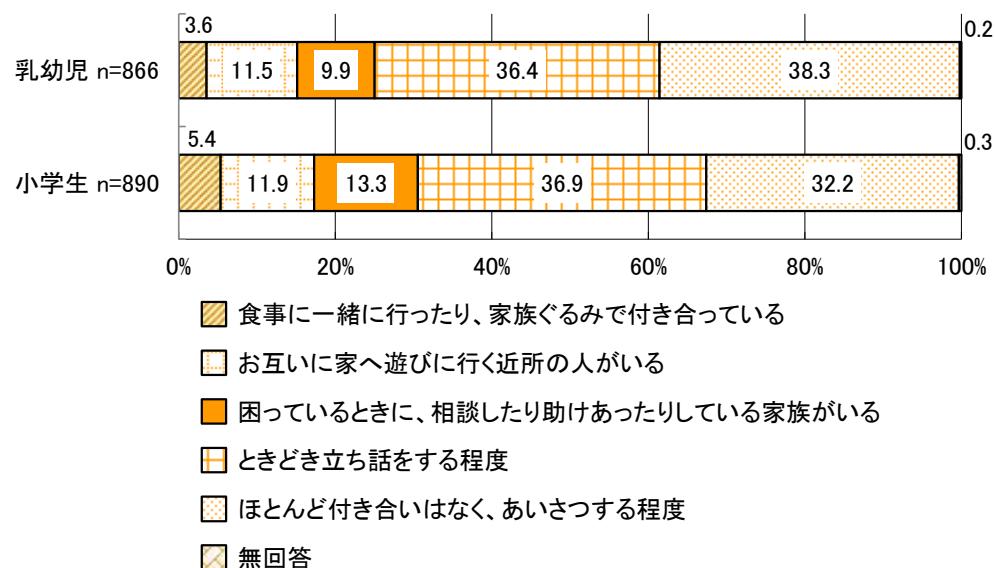
② 「あなたには配偶者(夫または妻)がいますか。《○は1つ》」

- 乳幼児では「配偶者がいる」が95.0%、「配偶者がいない」が4.6%となっています。
- 小学生では「配偶者がいる」が91.6%、「配偶者がいない」が8.4%となっています。



③ 「となり近所とのお付き合いは、どの程度おこなっていますか。《〇は1つ》」

- 乳幼児では「ほとんど付き合いはなく、あいさつする程度」が38.3%と最も多く、次いで「ときどき立ち話をする程度」（36.4%）、「お互いに家へ遊びに行く近所の人がいる」（11.5%）と続いています。
- 小学生では「ときどき立ち話をする程度」が36.9%と最も多く、次いで「ほとんど付き合いはなく、あいさつする程度」（32.2%）、「困っているときに、相談したり助けあったりしている家族がいる」（13.3%）と続いています。

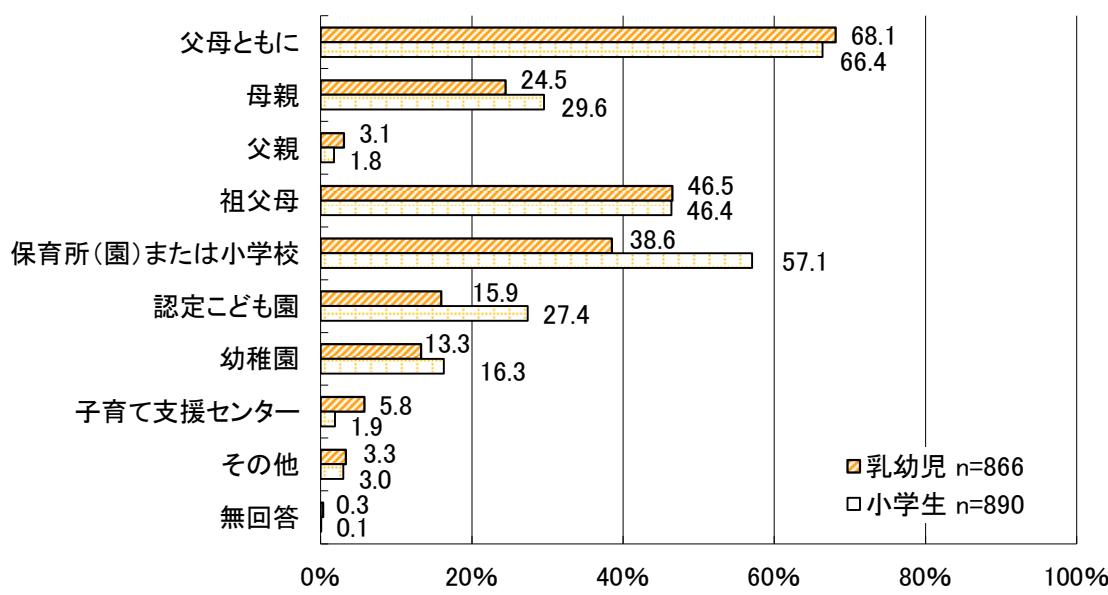


（2）宛名のお子さんの育ちをめぐる環境について

① 「お子さんの子育てに日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。

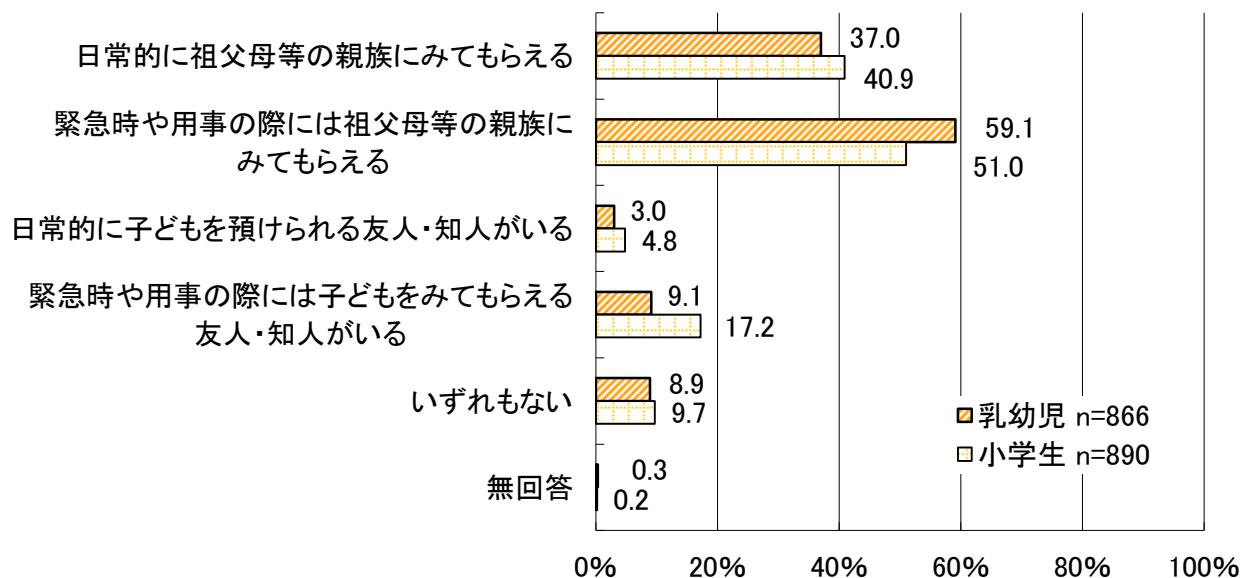
《〇はいくつでも》

- 乳幼児では「父母ともに」が68.1%と最も多く、次いで「祖父母」（46.5%）、「保育所（園）または小学校」（38.6%）と続いています。
- 小学生では「父母ともに」が66.4%と最も多く、次いで「保育所（園）または小学校」（57.1%）、「祖父母」（46.4%）と続いています。



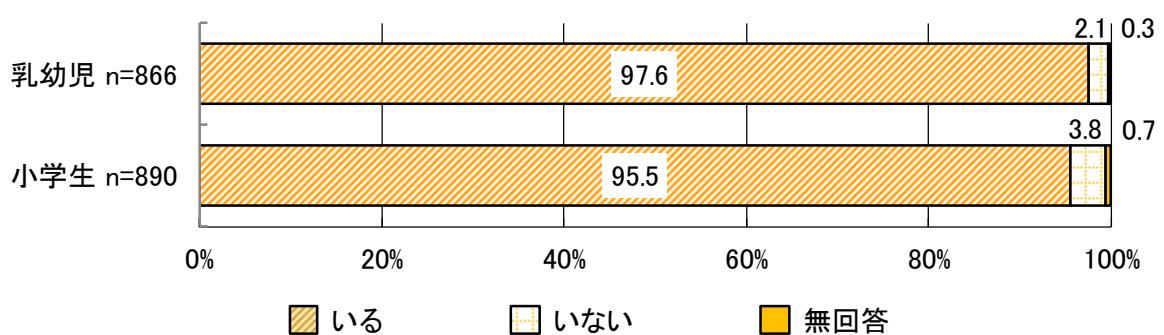
② 「日頃、お子さんをみてもらえる人はいますか。《〇はいくつでも》」

- ・ 乳幼児、小学生ともに「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」がそれぞれ 59.1%、51.0%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（それぞれ 37.0%、40.9%）と続いています。
- ・ 一方で、「いずれもない」が乳幼児で 8.9%、小学生で 9.7%となっています。



③ 「あなたは、子育てについて気軽に相談できる人(または場所)がいますか。《〇は1つ》」

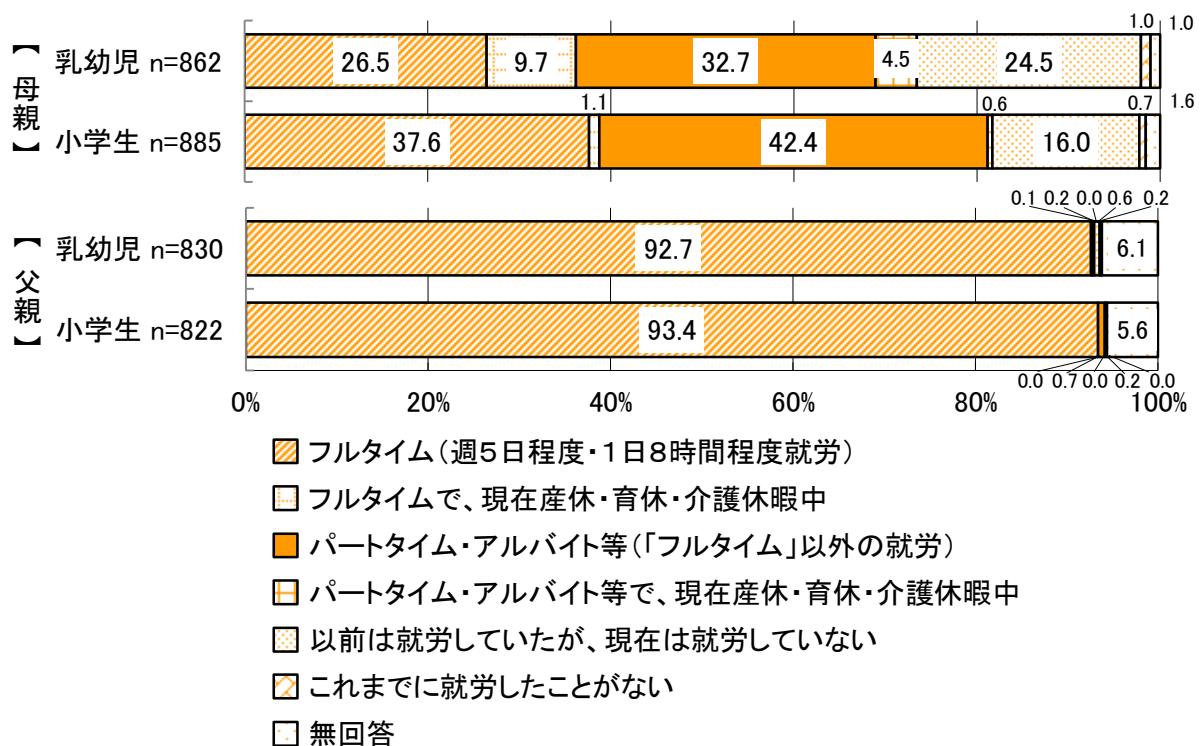
- ・ 乳幼児では「いる」が 97.6%、「いない」が 2.1%となっています。
- ・ 小学生では「いる」が 95.5%、「いない」が 3.8%となっています。



(3) 宛名のお子さんの保護者の就労状況について

① 「現在の就労状況(自営、家業に従事している場合を含む)をお聞きします。《○は1つ》」

- 乳幼児の母親の就労状況は「パートタイム・アルバイト等」が32.7%と最も多く、次いで「フルタイム」(26.5%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(24.5%)と続いています。小学生の母親の就労状況は「パートタイム・アルバイト等」が42.4%と最も多く、次いで「フルタイム」(37.6%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(16.0%)と続いています。
- 父親の就労状況は、乳幼児と小学生ともに「フルタイム」がそれぞれ92.7%、93.4%と最も多くなっています。



※前回調査との比較

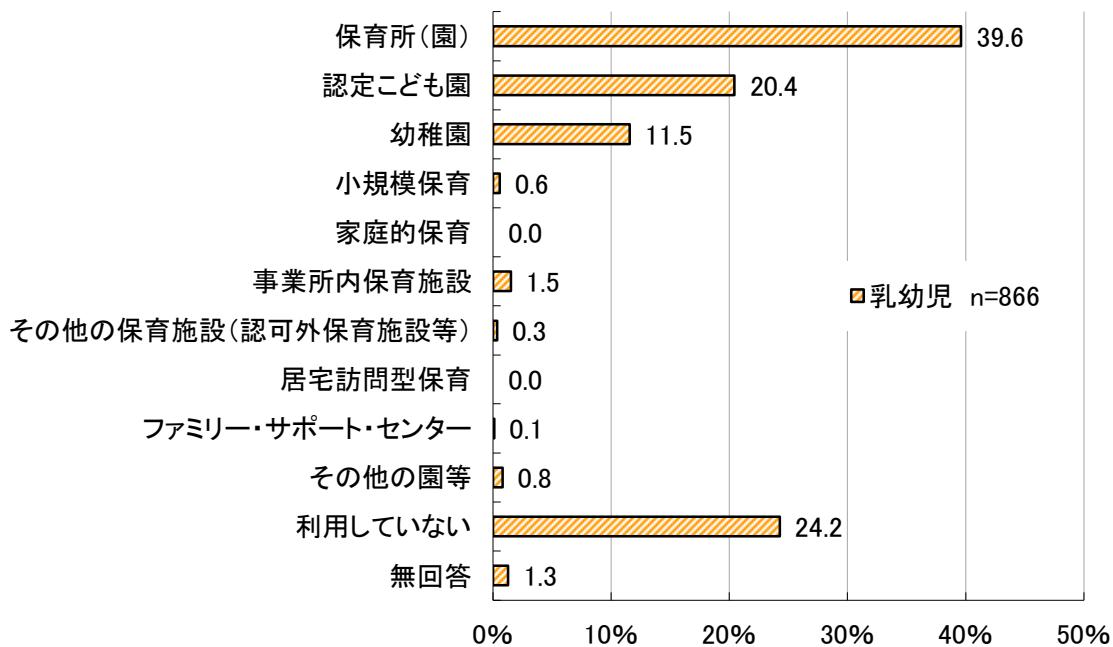
母親の就労状況	乳幼児			小学生		
	前回調査 (n=724)	本調査 (n=862)	増減	前回調査 (n=698)	本調査 (n=885)	増減
フルタイム	21.8%	26.5%	4.7%	30.9%	37.6%	6.7%
フルタイム(産休・育休・介護休暇中)	6.4%	9.7%	3.3%	0.7%	1.1%	0.4%
パート・アルバイト等	28.0%	32.7%	4.7%	42.0%	42.4%	0.4%
パート・アルバイト等(産休・育休・介護休暇中)	1.2%	4.5%	3.3%	0.0%	0.6%	0.6%
以前は就労していたが、現在は就労していない	39.1%	24.5%	-14.6%	20.5%	16.0%	-4.5%
これまでに就労したことがない	1.8%	1.0%	-0.8%	3.3%	0.7%	-2.6%
無回答	1.7%	1.0%	-0.7%	2.6%	1.6%	-1.0%

(4) 平日の保育所(園)や幼稚園の利用について

① 「お子さんは、現在、平日に次の園等を定期利用していますか。

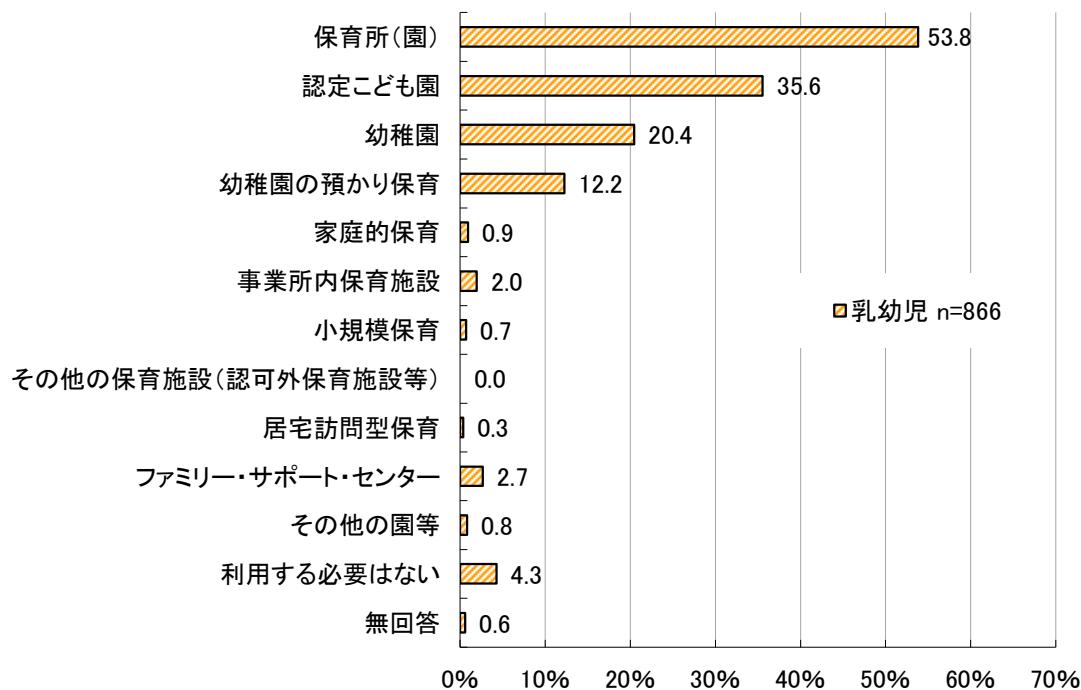
《定期利用しているものすべてに○》」

- 平日に定期利用している園等は、「保育所（園）」が39.6%と最も多く、次いで「利用していない」（24.2%）、「認定こども園」（20.4%）、「幼稚園」（11.5%）と続いています。



② 「お子さんが平日に定期利用するものとして、今後も利用を続けたい、もしくは、新たに利用したいものはどれですか。《定期利用したいものすべてに○》」

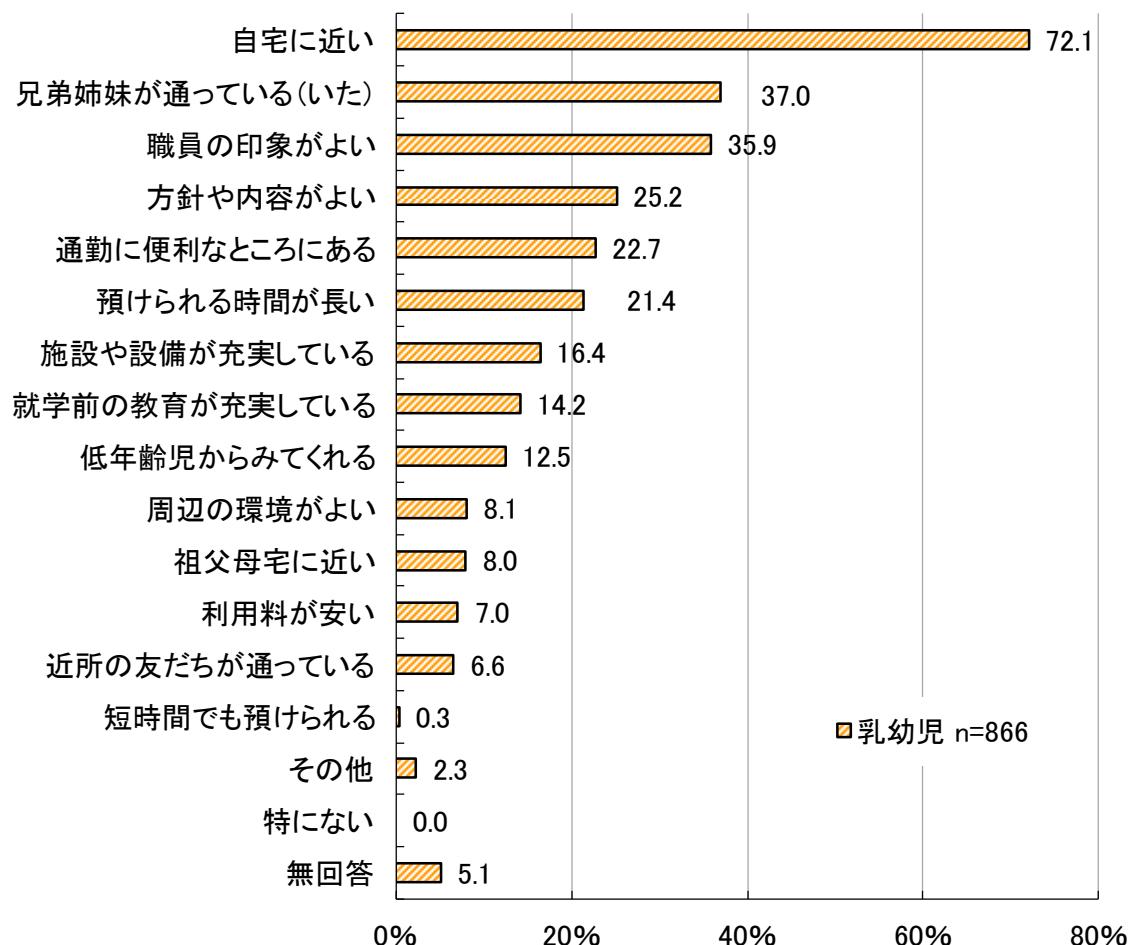
- 今後、平日に定期利用したいものは、「保育所（園）」が53.8%と最も多く、次いで「認定こども園」（35.6%）、「幼稚園」（20.4%）と続いています。



③ 「保育所(園)や幼稚園等を選ぶとき、特にどのような点を重視しますか。

《〇は3つまで》

- 保育所(園)や幼稚園等を選ぶとき、特に重視する点は、「自宅に近い」が72.1%と最も多く、次いで「兄弟姉妹が通っている(いた)」(37.0%)、「職員の印象がよい」(35.9%)、「方針や内容がよい」(25.2%)、「通勤に便利なところにある」(22.7%)と続いています。

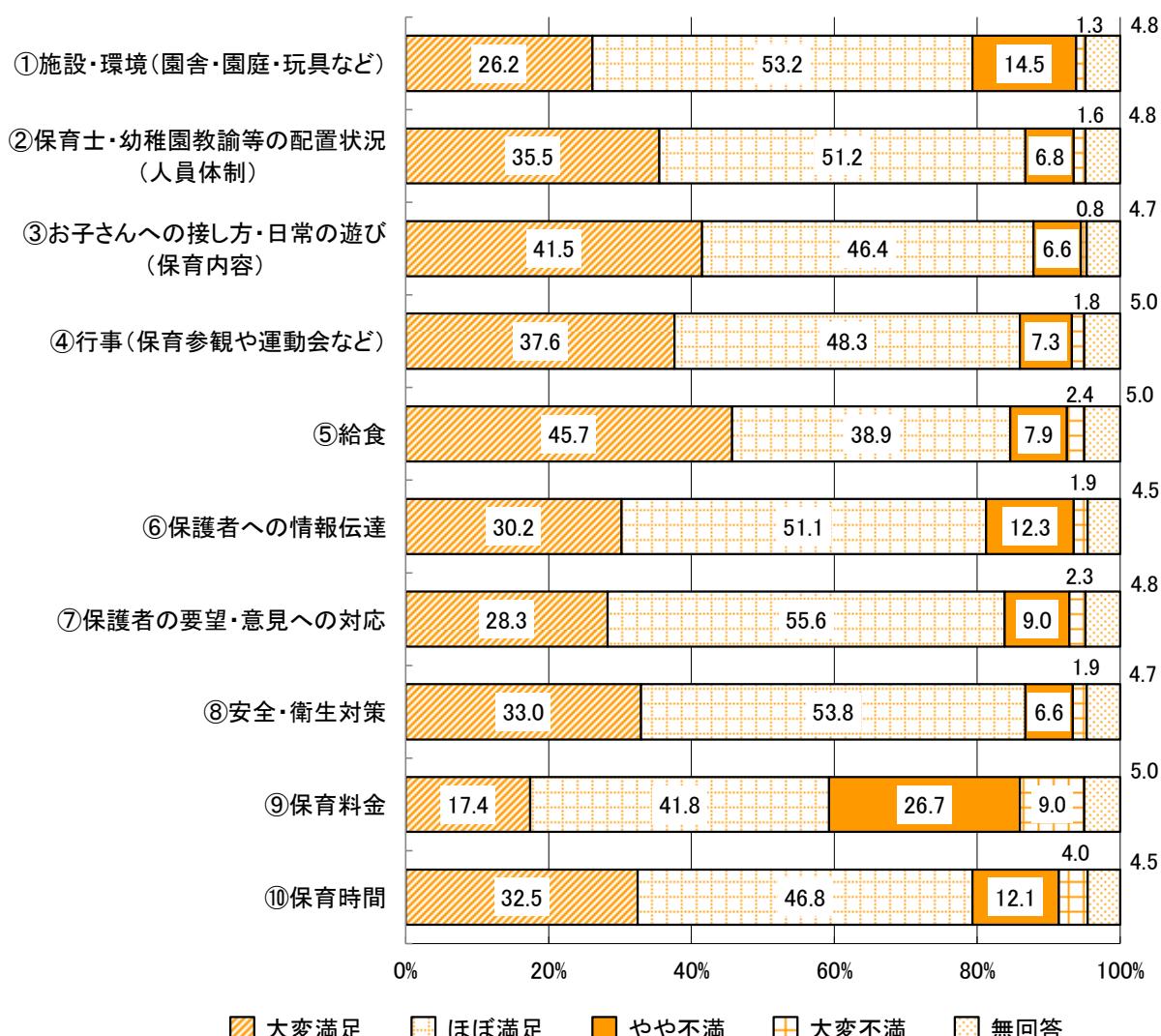


④ 「<現在、お子さんが保育所(園)、認定こども園または幼稚園を利用されている方>
保育所(園)や幼稚園等に対してどのように感じていますか。《それぞれ1つに○》」

- ・ 『満足』は、「お子さんへの接し方・日常の遊び（保育内容）」が87.9%と最も多く、次いで「保育士・幼稚園教諭等の配置状況（人員体制）」「安全・衛生対策」（ともに86.8%）と続いています。10項目のうち7項目で、『満足』が8割を超えていました。
- ・ 『不満』は、「保育料金」が35.7%と最も多く、次いで「保育時間」（16.2%）、「①施設・環境（園舎・園庭・玩具など）」（15.8%）と続いています。

※『満足』は「大変満足」と「ほぼ満足」を、『不満』は「やや不満」と「大変不満」をそれぞれ合わせたものです（四捨五入により端数が合わない場合があります）。

乳幼児 n=619

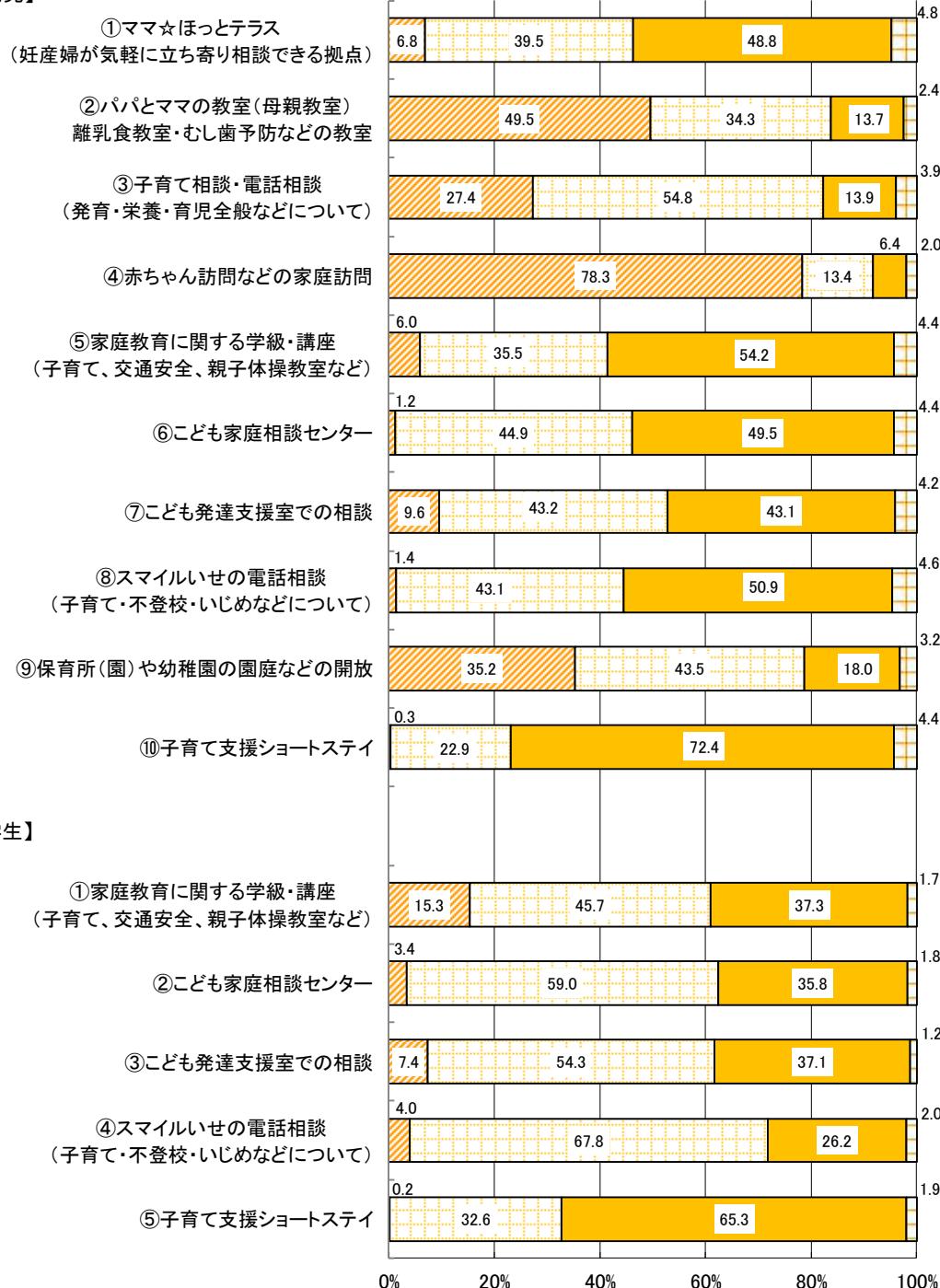


(5) 地域の子育て支援サービスについて

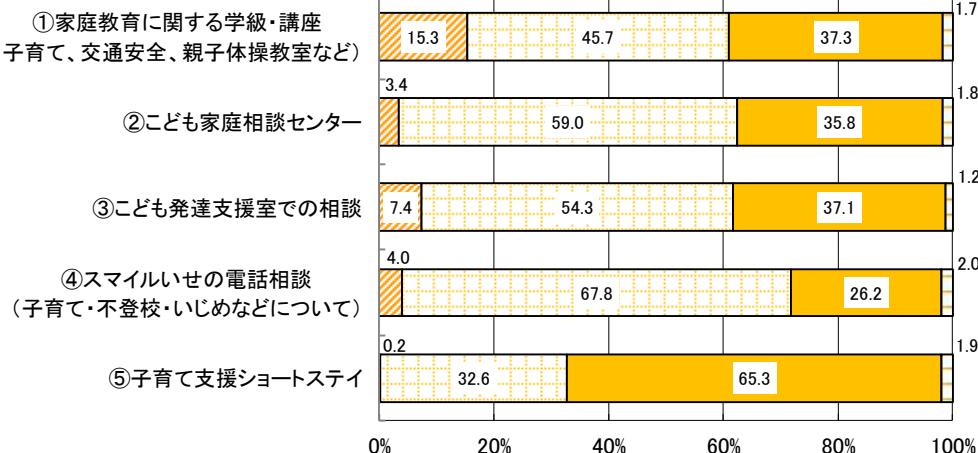
① 「次の市の事業やサービスを利用したことはありますか。《それぞれ1つに○》」

- 利用したことがある事業やサービスは、乳幼児では「赤ちゃん訪問などの家庭訪問」が78.3%と最も多く、次いで「パパとママの教室（母親教室）」（49.5%）、「保育所（園）や幼稚園の園庭開放」（35.2%）と続いています。
- 小学生では「家庭教育に関する学級・講座」が15.3%と最も多く、次いで「こども発達支援室での相談」（7.4%）と続いています。

【乳幼児】



【小学生】



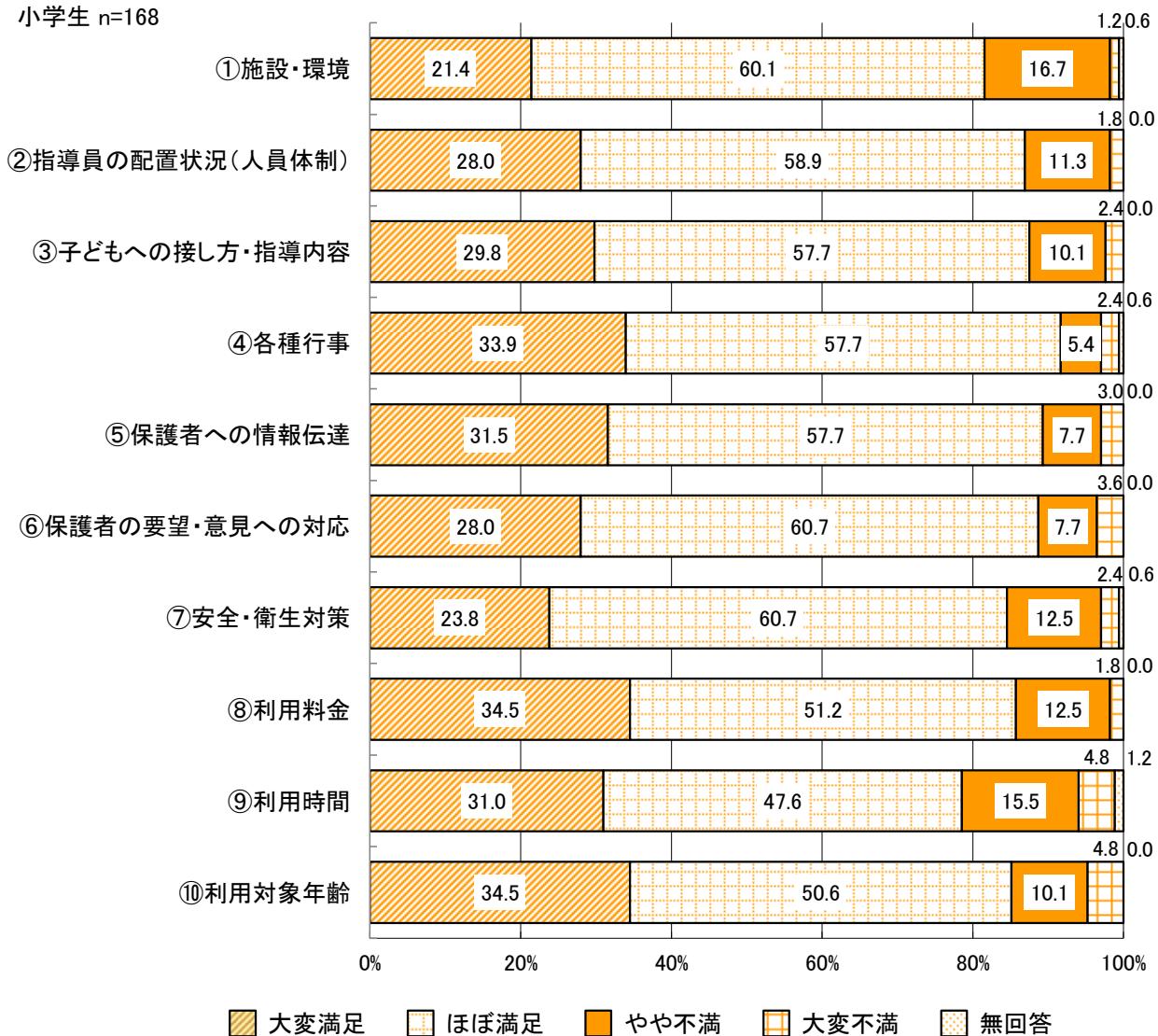
(6) 放課後の過ごし方について

① 「現在利用している放課後児童クラブに対してどのように感じていますか。《〇は1つ》」

- ・ 『満足』は、「各種行事」が91.7%と最も多く、次いで「保護者への情報伝達」(89.3%)、「保護者の要望・意見への対応」(88.7%)と続いています。10項目のうち9項目で、『満足』が8割を超えています。
- ・ 『不満』は、「利用時間」が20.2%と最も多く、次いで「施設・環境」(17.9%)、「安全・衛生対策」「利用対象年齢」(ともに14.9%)と続いています。

※『満足』は「大変満足」と「ほぼ満足」を、『不満』は「やや不満」と「大変不満」をそれぞれ合わせたものです（四捨五入により端数が合わない場合があります）。

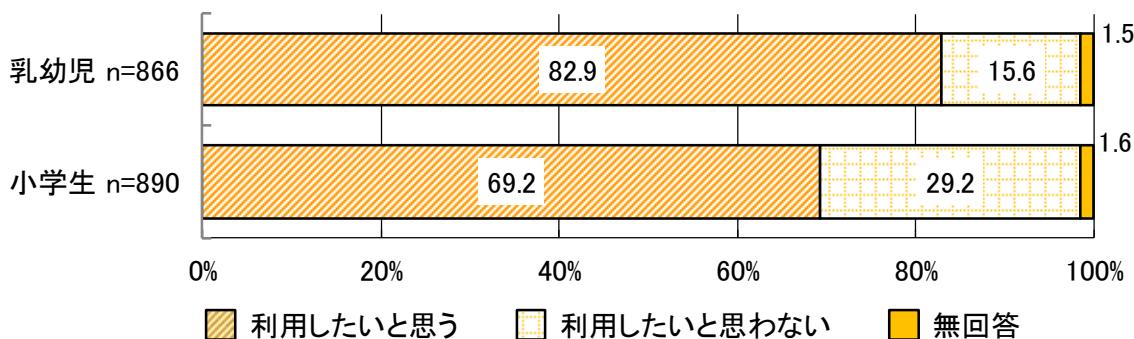
小学生 n=168



(7) 子どもの貧困対策について

① 「小学生や中学生を対象にした無料の学習支援制度(学生ボランティア等による学習の手伝い)があった場合、利用したいと思いますか。《〇は1つ》」

- ・ 乳幼児では「利用したいと思う」が82.9%、「利用したいと思わない」が15.6%となっています。
- ・ 小学生では「利用したいと思う」が69.2%、「利用したいと思わない」が29.2%となっています。



(8) 宛名のお子さんの食生活について

① 「(乳幼児は、「離乳期完了」の方)朝食・夕食をとっているのは、1週間のうち何日くらいですか。また、一緒に食事をとっている日数は1週間のうち何日ですか。」

- ・ 『毎日一緒にとっている』は、乳幼児の朝食で73.9%、夕食で84.5%、小学生の朝食で58.5%、夕食で76.2%となっています。

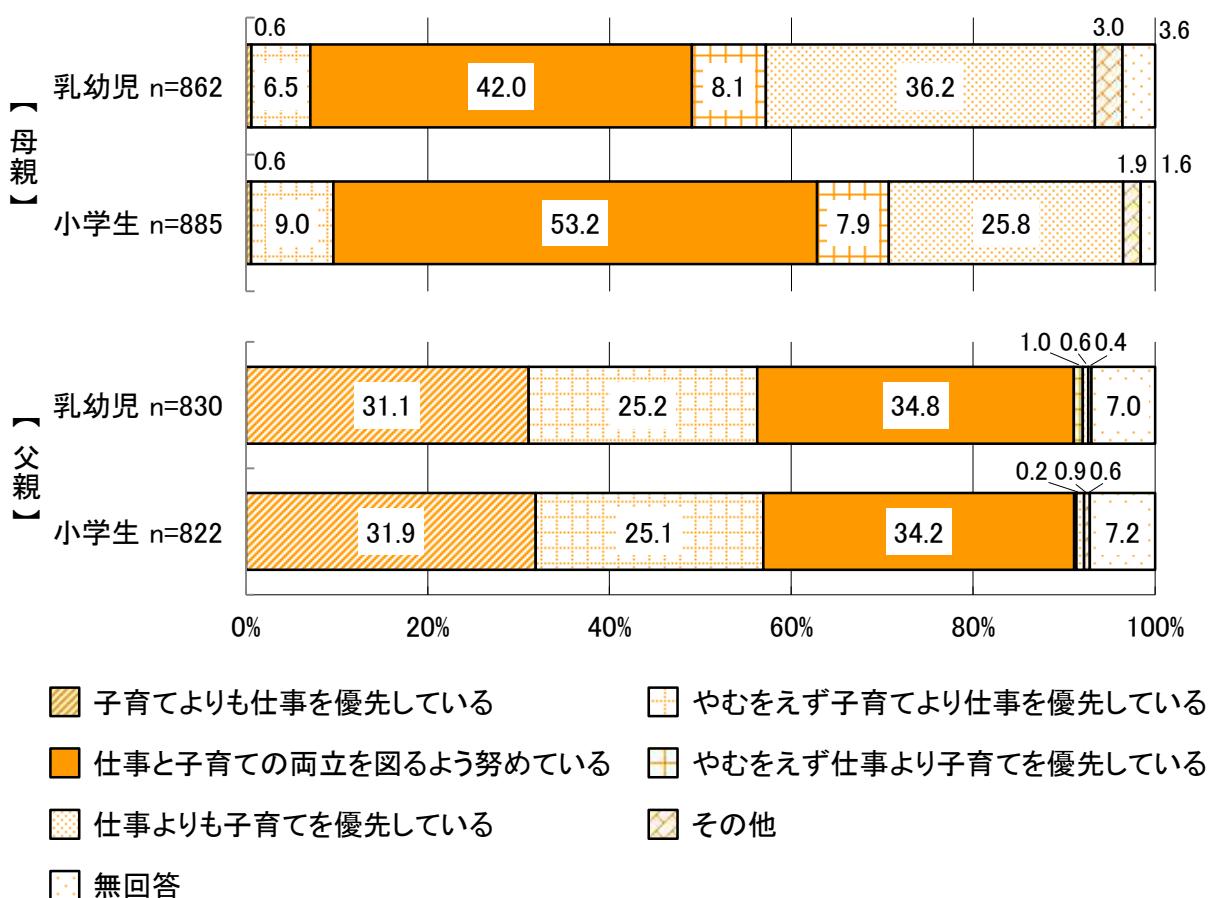
乳幼児		n数	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	無回答
朝食	あなた	782	3.2%	0.5%	1.2%	1.9%	1.4%	2.3%	0.8%	84.4%	4.3%
	子ども	782	0.3%	0.0%	0.1%	0.3%	0.1%	2.3%	1.0%	91.6%	4.3%
	一緒にとっている日数	782	5.2%	1.2%	7.5%	2.0%	2.7%	4.1%	2.3%	73.9%	1.0%
夕食	あなた	782	0.1%	0.0%	0.3%	0.4%	0.3%	1.3%	0.5%	93.0%	4.2%
	子ども	782	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.9%	0.4%	94.1%	4.3%
	一緒にとっている日数	782	0.5%	0.3%	4.3%	2.0%	1.8%	3.7%	1.5%	84.5%	1.3%

小学生		n数	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	無回答
朝食	あなた	890	2.7%	1.1%	2.2%	1.8%	1.1%	2.7%	1.3%	82.1%	4.8%
	子ども	890	0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.3%	1.5%	0.9%	91.5%	4.9%
	一緒にとっている日数	890	9.7%	3.1%	13.3%	2.4%	2.2%	5.7%	2.4%	58.5%	2.7%
夕食	あなた	890	0.2%	0.2%	0.0%	0.3%	0.6%	1.5%	0.4%	92.4%	4.4%
	子ども	890	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.1%	94.7%	4.7%
	一緒にとっている日数	890	0.3%	1.3%	4.8%	3.3%	3.0%	5.6%	3.4%	76.2%	2.0%

(9) 子育てと仕事の両立について

① 「仕事と子育てに関する保護者の方の状況をおうかがいします。《〇は1つ》」

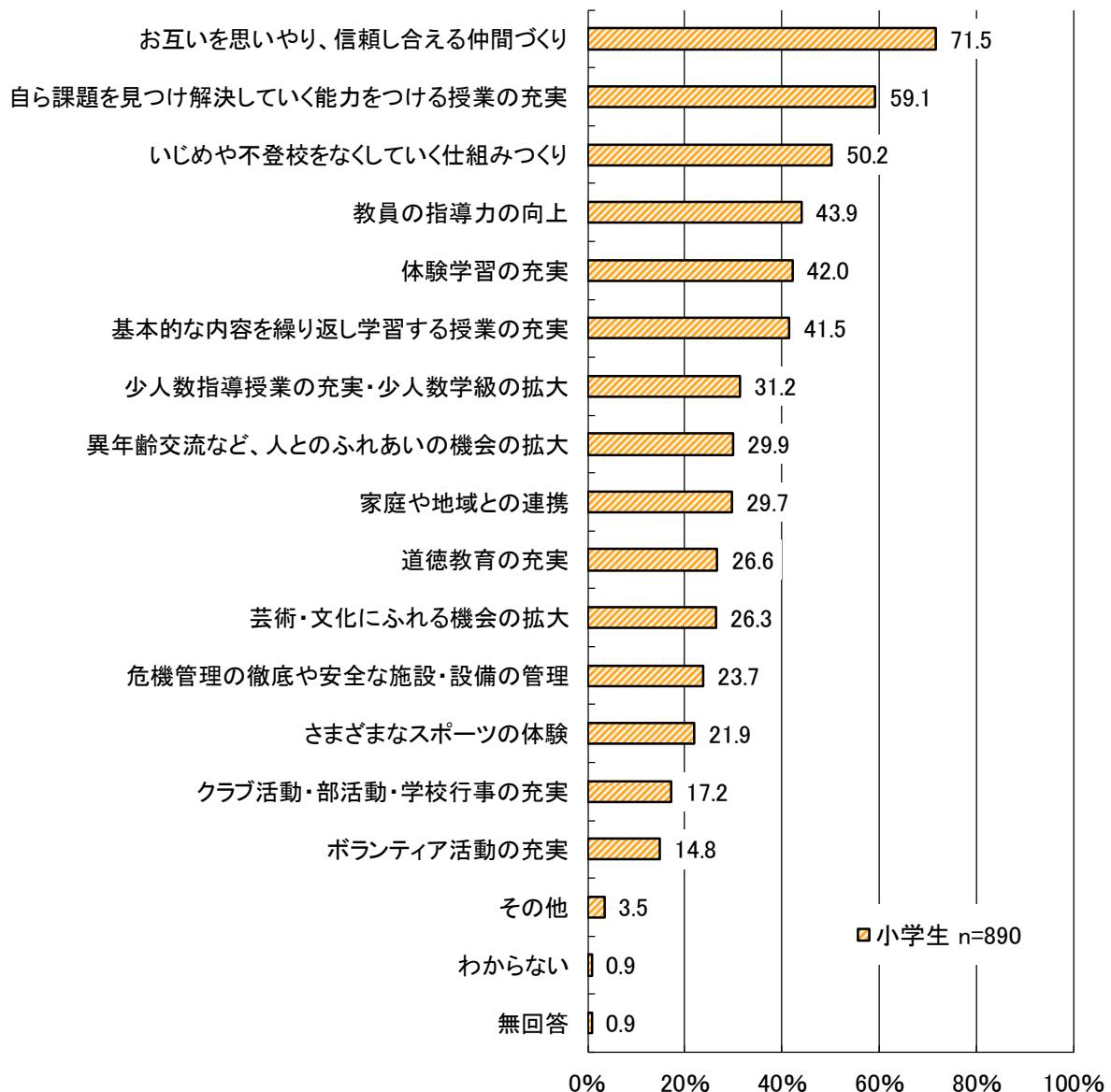
- 【母親】乳幼児では「仕事と子育ての両立を図るよう努めている」が42.0%と最も多く、次いで「仕事よりも子育てを優先している」(36.2%)、「やむをえず仕事より子育てを優先している」(8.1%)と続いています。小学生では「仕事と子育ての両立を図るよう努めている」が53.2%と最も多く、次いで「仕事よりも子育てを優先している」(25.8%)、「やむをえず子育てより仕事を優先している」(9.0%)と続いています。
- 【父親】乳幼児では「仕事と子育ての両立を図るよう努めている」が34.8%と最も多く、次いで「子育てよりも仕事を優先している」(31.1%)、「やむをえず子育てより仕事を優先している」(25.2%)と続いています。小学生でも同様に「仕事と子育ての両立を図るよう努めている」が34.2%と最も多く、次いで「子育てよりも仕事を優先している」(31.9%)、「やむをえず子育てより仕事を優先している」(25.1%)と続いています。



(10) 家庭教育、学校教育について

① 「教育環境をよくしていくためには、どのようなことに力を入れる必要があると思いますか。《〇はいくつでも》」

- 「お互いを思いやり、信頼し合える仲間づくり」が71.5%と最も多く、次いで「自ら課題を見つけ解決していく能力をつける授業の充実」（59.1%）、「いじめや不登校をなくしていく仕組みづくり」（50.2%）と続いている。

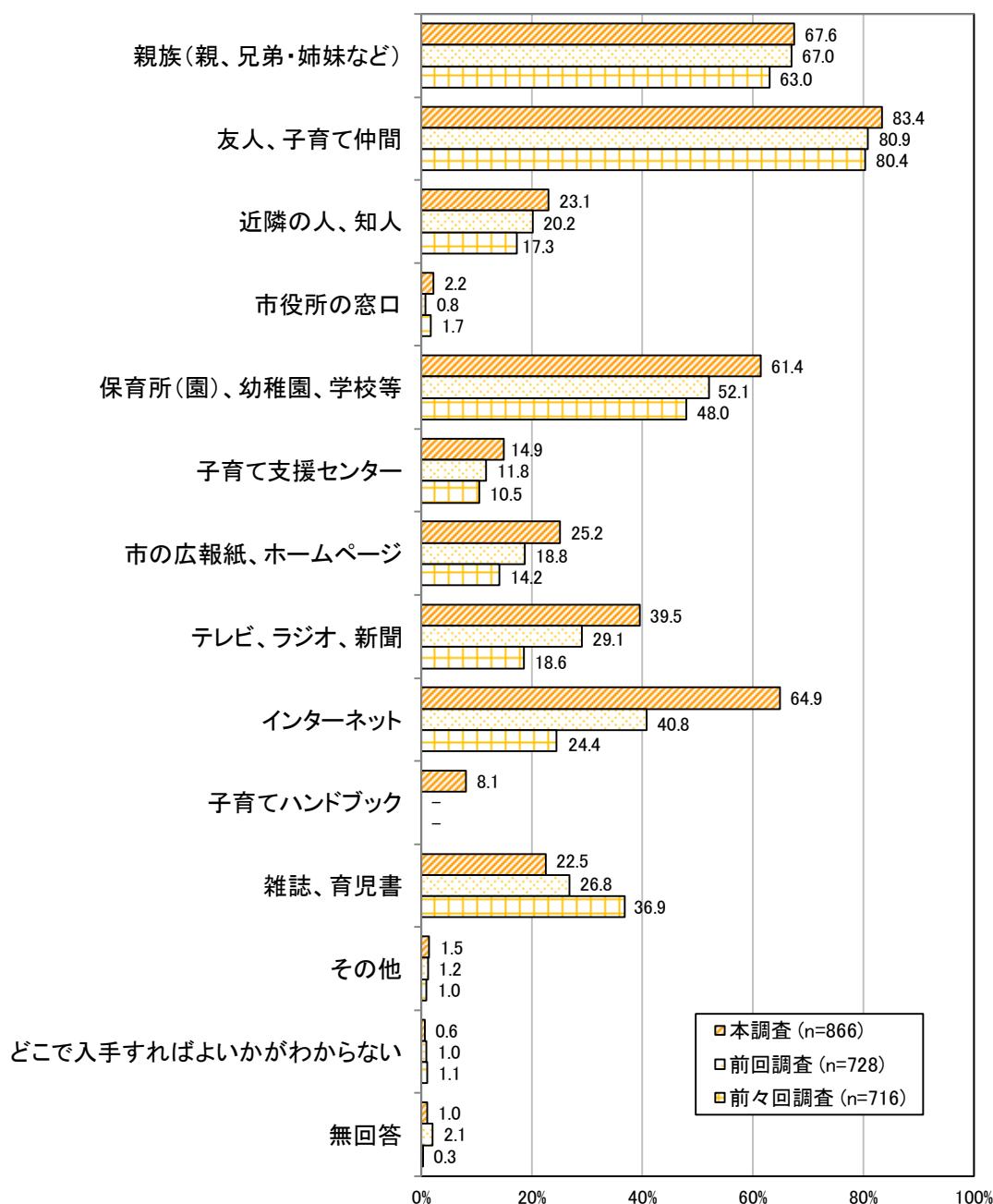


(11) 子育てと地域社会について

① 「子育てに関する情報をどのように入手していますか。《○はいくつでも》」

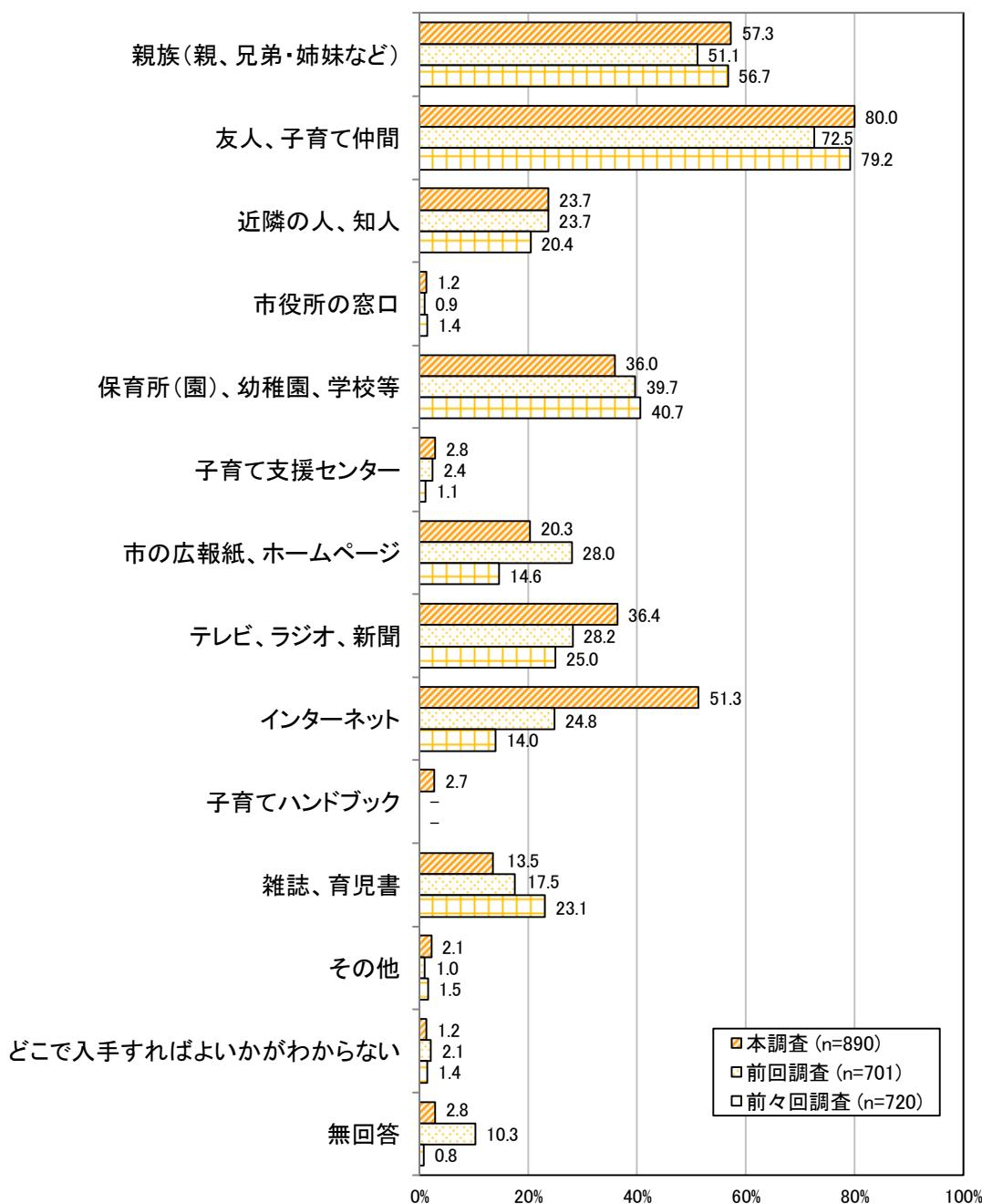
- 乳幼児では「友人、子育て仲間」が83.4%と最も多く、次いで「親族（親、兄弟・姉妹など）」（67.6%）、「インターネット」（64.9%）、「保育所（園）、幼稚園、学校等」（61.4%）と続いています。
- 前回、前々回調査と比較すると、乳幼児では「友人、子育て仲間」と「親族（親、兄弟・姉妹など）」が多いことに変化はありませんが、「雑誌、育児書」を除く全ての項目で割合が増加しています。そのうち、前回からの増加が大きいものは、順に「インターネット」（前回比：24.1 ポイント）、「テレビ、ラジオ、新聞」（同 10.4 ポイント）、「保育所（園）、幼稚園、学校等」（同 9.3 ポイント）と続いています。

<乳幼児>



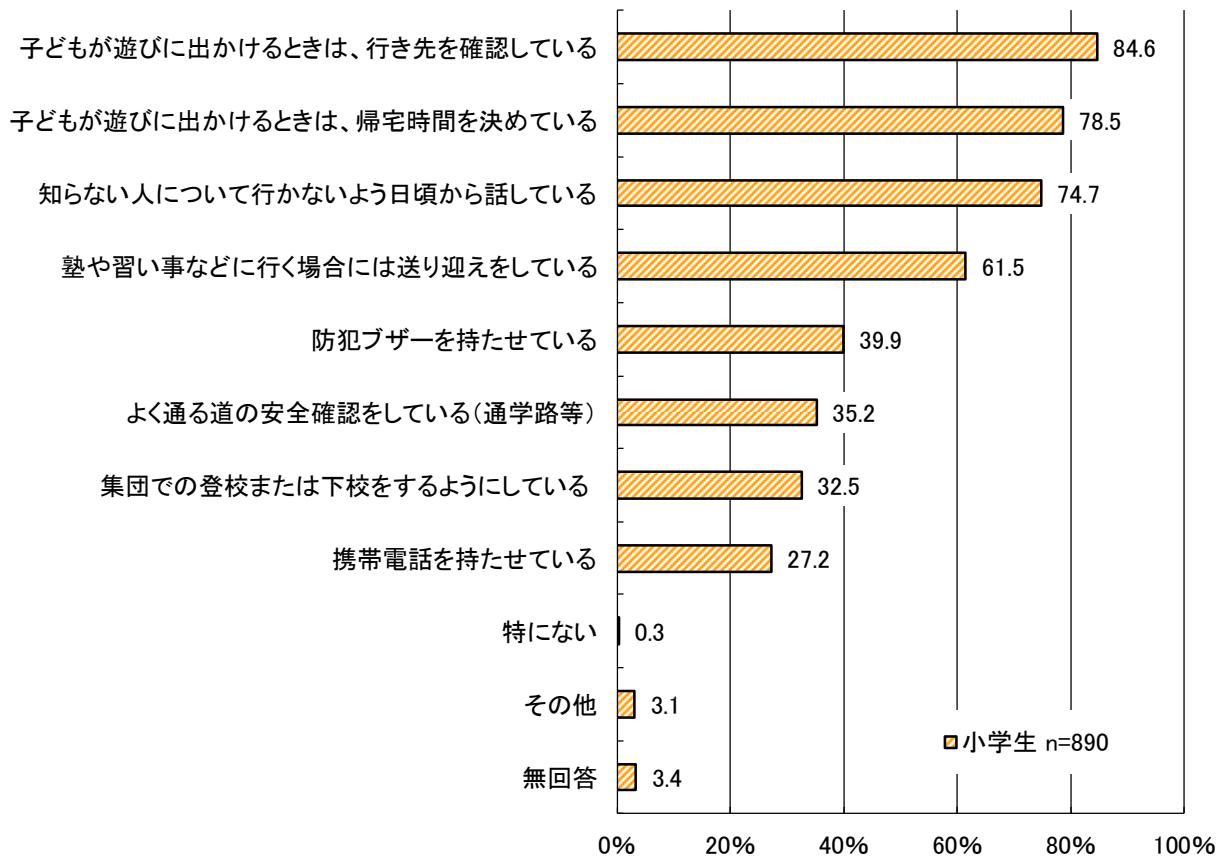
- 小学生では「友人、子育て仲間」が80.0%と最も多く、次いで「親族（親、兄弟・姉妹など）」（57.3%）、「インターネット」（51.3%）。「テレビ、ラジオ、新聞」（36.4%）と続いています。
- 前回、前々回調査と比較すると、小学生では「友人、子育て仲間」と「親族（親、兄弟・姉妹など）」が多いことに変化はありませんが、他の項目については調査ごとに上下しています。そのうち、前回からの増加が大きいものは、順に「インターネット」（前回比：26.5 ポイント）、「テレビ、ラジオ、新聞」（同 8.2 ポイント）と続いています。

<小学生>

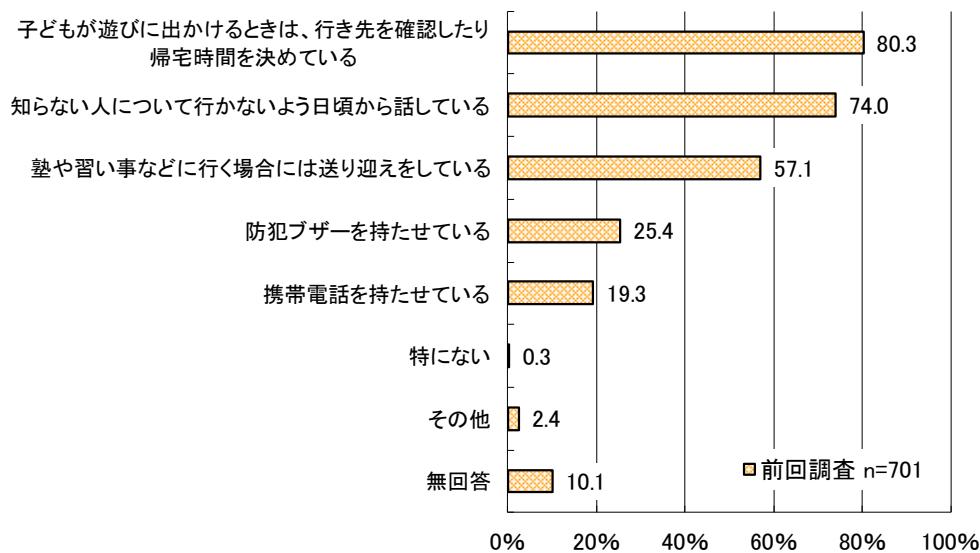


② 「子どもの安心・安全の対策として、どのようにしていますか。《〇はいくつでも》」

- 「子どもが遊びに出かけるときは、行き先を確認している」が84.6%と最も多く、次いで「子どもが遊びに出かけるときは、帰宅時間を決めている」(78.5%)、「知らない人について行かないよう日頃から話している」(74.7%)と続いています。
- 前回調査と比較すると、各項目ともに前回調査よりも割合が増加しています。前回からの増加が大きい項目は「防犯ブザーを持たせている」(25.4%→39.9%)、「携帯電話を持たせている」(19.3%→27.2%)となっています。



【前回調査との比較】※前回調査と同じ選択肢項目での参考比較

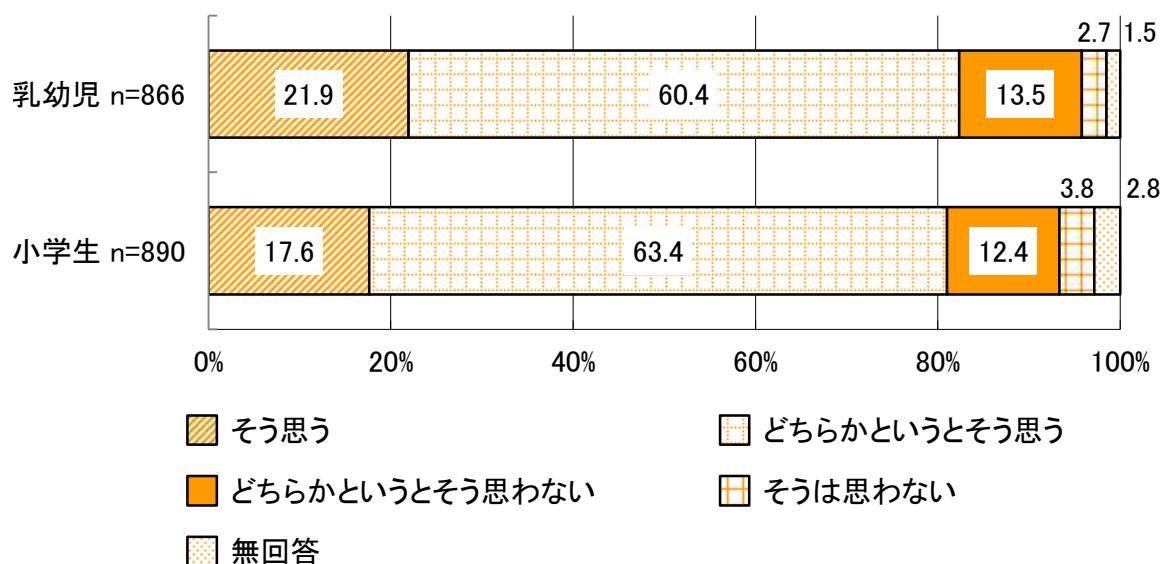


(12) 子育て全般について

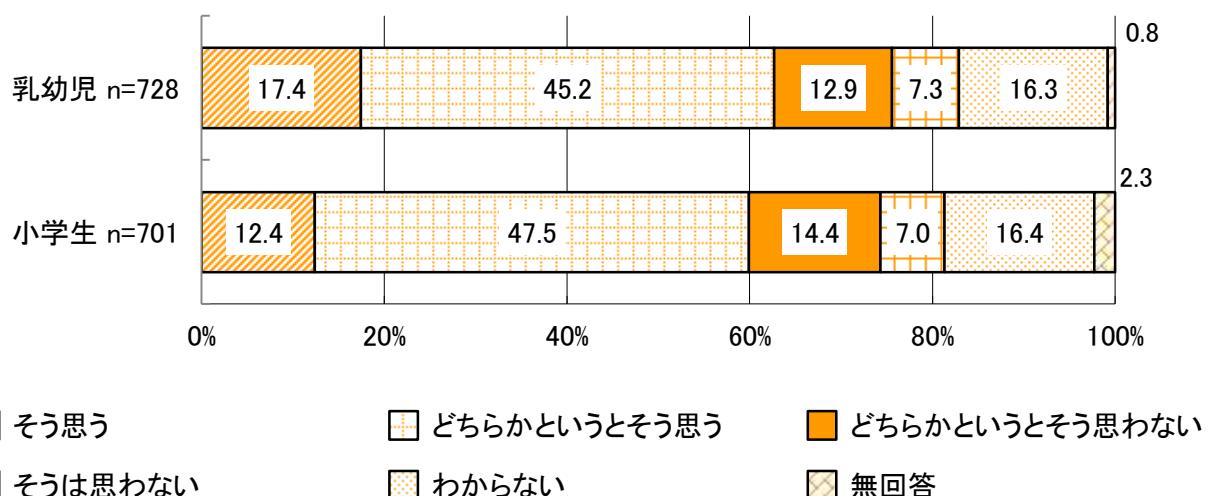
① 「伊勢市は、宛名のお子さんの子育てをしやすい市だと思いますか。《〇は1つ》」

- 乳幼児では「どちらかというとそう思う」が60.4%と最も多く、次いで「そう思う」(21.9%)、「どちらかというとそう思わない」(13.5%)、「そうは思わない」(2.7%)と続いています。
- 小学生では「どちらかというとそう思う」が63.4%と最も多く、次いで「そう思う」(17.6%)、「どちらかというとそう思わない」(12.4%)、「そうは思わない」(3.8%)と続いています。
- 乳幼児では『そう思う』が82.3%、『そう思わない』が16.2%となっています。小学生では『そう思う』が81.0%、『そう思わない』が16.2%となっています。

※『そう思う』は「そう思う」と「どちらかというとそう思う」を『そう思わない』は「どちらかというとそう思わない」と「そうは思わない」をそれぞれ合わせたものです（四捨五入により端数が合わない場合があります）。



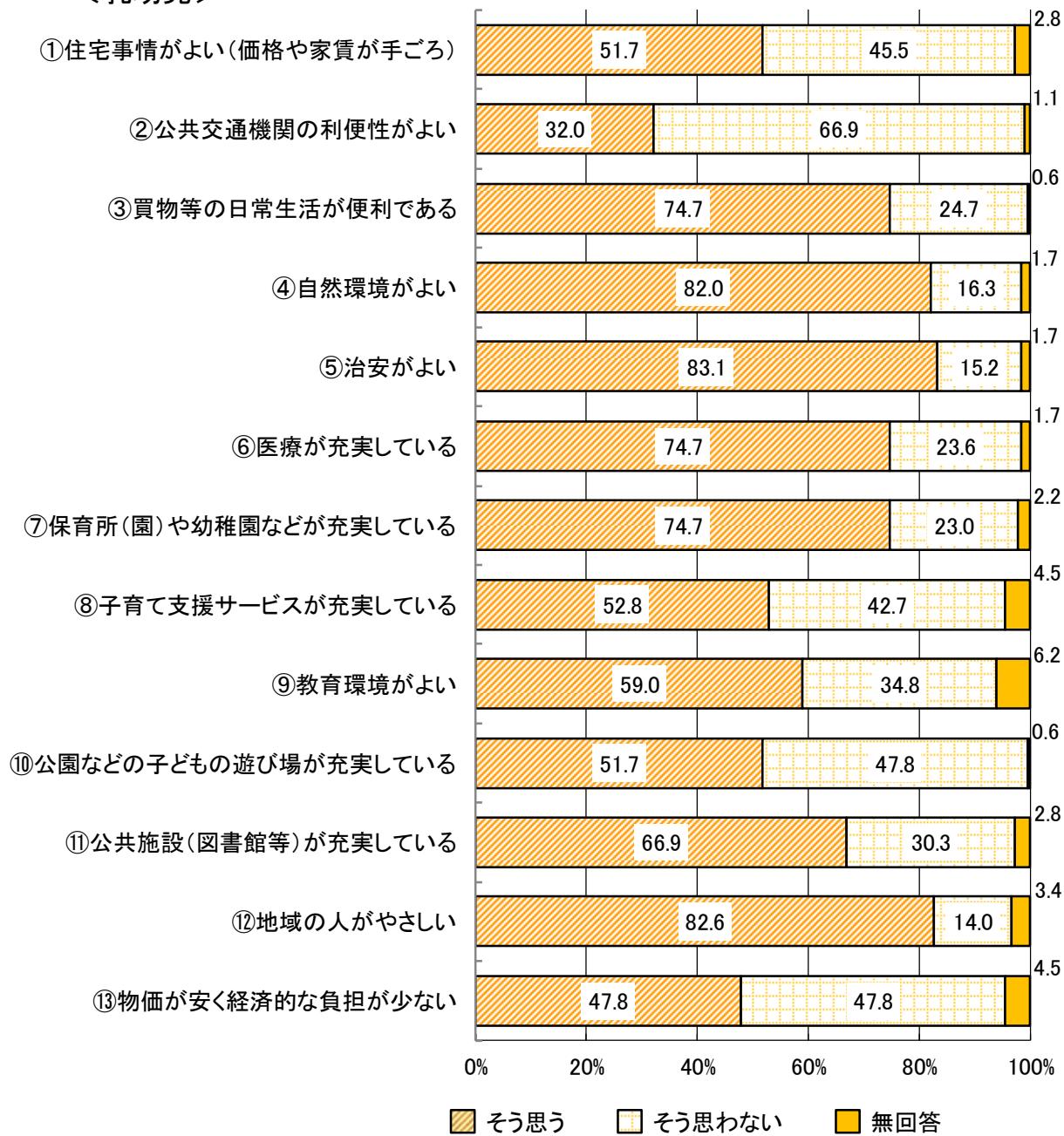
【前回調査との比較】※前回調査は、「わからない」の選択肢があるため参考掲載。



② 「(第一子が生まれた後に伊勢市に引っ越してきたとお答えの方)伊勢市へ転入した感想はいかがですか。《それぞれ〇は1つ》」

- ・ 乳幼児では、『そう思う』は「治安が良い」が83.1%と最も多く、次いで「地域の人気がやさしい」(82.6%)、「自然環境がよい」(82.0%)と続いています。
- ・ 『そう思わない』は「公共交通機関の利便性がよい」が66.9%と最も多く、次いで「公園などの子どもの遊び場が充実している」、「物価が安く経済的な負担が少ない」(ともに47.8%)と続いています。

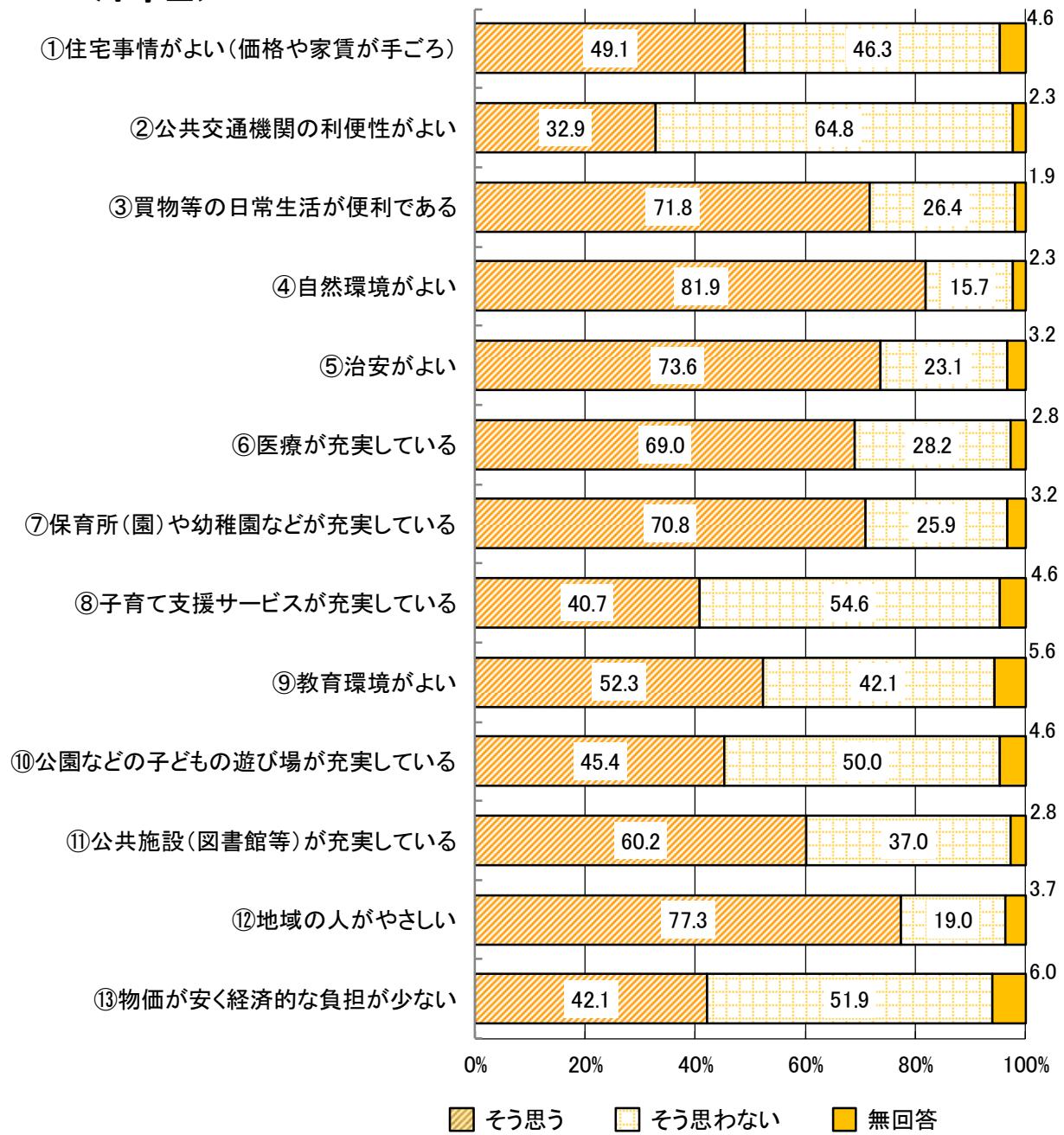
<乳幼児>



乳幼児 n=178

- 小学生では、『そう思う』は「自然環境がよい」が81.9%と最も多く、次いで「地域の人がやさしい」(77.3%)、「治安が良い」(73.6%)と続いています。
- 『そう思わない』は「公共交通機関の利便性がよい」が64.8%と最も多く、「子育て支援サービスが充実している」(54.6%)、「物価が安く経済的な負担が少ない」(51.9%)と続いています。

<小学生>



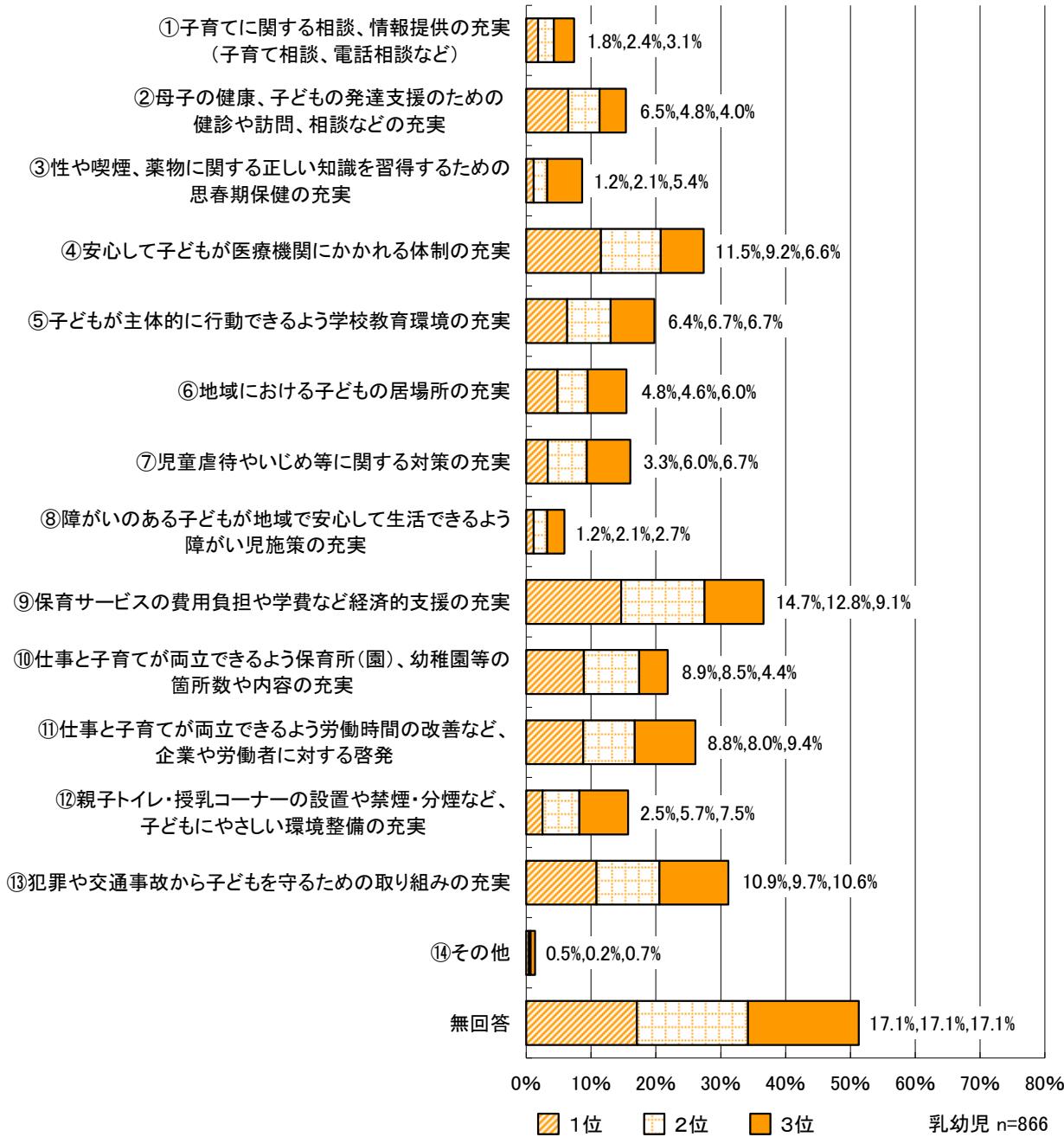
小学生 n=216

③「伊勢市の子育て支援施策に期待すること・重要なことは何ですか。次の項目から上位3つを選んでください。《各順位○は1つまで》」

- 乳幼児では「保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」が36.6%と最も多く、次いで「犯罪や交通事故から子どもを守るための取り組みの充実」(31.2%)、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の充実」(27.4%)と続いている。

※上記は1位から3位までを足し合わせたものです（四捨五入により端数が合わない場合があります）。

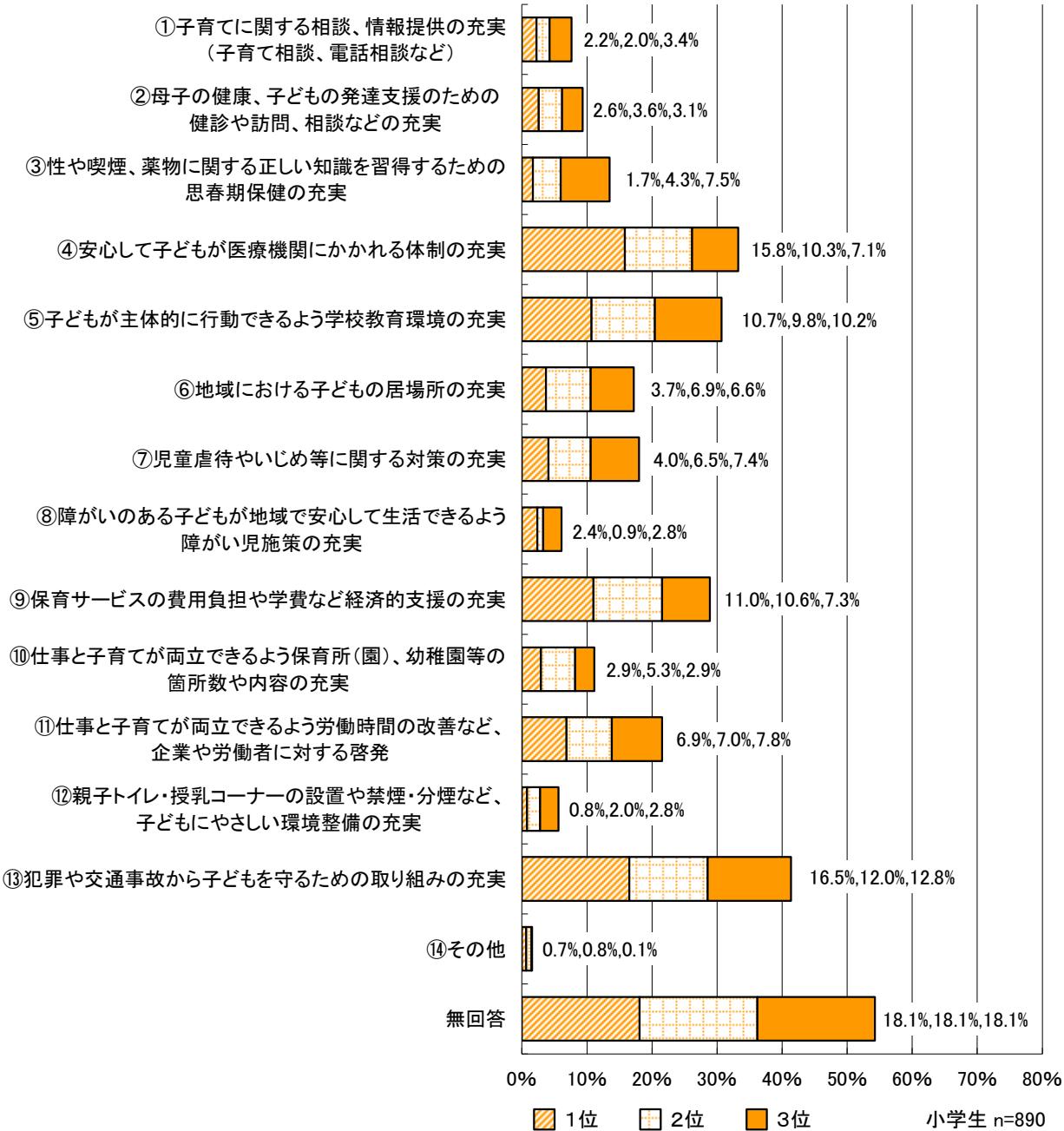
<乳幼児>



- 小学生では「犯罪や交通事故から子どもを守るための取り組みの充実」が41.3%と最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかる体制の充実」（33.3%）、「子どもが主体的に行動できるよう学校教育環境の充実」（30.7%）と続いています。

※上記は1位から3位までを足し合わせたものです（四捨五入により端数が合わない場合があります）。

<小学生>



2 伊勢市子ども・子育て会議委員名簿、会議開催状況

◎伊勢市子ども・子育て会議委員

(令和2年3月31日現在)

区分	組織	氏名	備考
学識経験者	皇學館大学	深草 正博	会長
医療関係者	伊勢地区医師会	花田 基	
	伊勢地区歯科医師会	田口 昇	
福祉・教育 関係者	伊勢市民生委員児童委員協議会連合会	濱口 美恵子	
	伊勢市小中学校長会	田垣 実	
	伊勢私立幼稚園・認定こども園協会	尾関 均	
	伊勢市私立保育連盟	伊寿 秀夫	副会長
	NPO 法人三重みなみ子どもネットワーク	秋山 則子	
	いせ放課後児童クラブ指導員の会	森 尚哉	
商工関係者	伊勢商工会議所	中村 佳子	
市民・保護者 関係者	伊勢市総連合自治会	杉山 謙三	
	伊勢市PTA連合会	道清 紀子	
	たんぽぽ読書会	北川 和子	
	伊勢私立幼稚園・認定こども園協会	重田 光風	
	伊勢市私立保育連盟	柴原 紫織	
労働関係者	伊勢地区労継承センター	玉木 明	
行政関係者	伊勢保健所	藤田 典子	
	南勢志摩児童相談所	近 正樹	
	伊勢市健康福祉部	鳥堂 昌洋	

(順不同、敬称略)

◎会議開催状況

○平成 30 年度

第 1 回会議（平成 30 年 12 月 13 日）

第 2 期伊勢市子ども・子育て支援事業計画の策定及びニーズ調査の調査票について

第 2 回会議（平成 31 年 3 月 14 日）

第 2 期伊勢市子ども・子育て支援事業計画の策定及びニーズ調査結果の中間報告について

○令和元年度

第 1 回会議（令和元年 7 月 4 日）

会長・副会長の選任

第 2 期伊勢市子ども・子育て支援事業計画の策定及びニーズ調査結果の最終報告について

第 2 回会議（令和元年 9 月 5 日）

第 2 期伊勢市子ども・子育て支援事業計画（素案）の策定について

第 3 回会議（令和元年 10 月 31 日）

第 2 期伊勢市子ども・子育て支援事業計画（素案）の策定について

第 4 回会議（令和 2 年 1 月 23 日）

第 2 期伊勢市子ども・子育て支援事業計画（最終案）の策定について（市への答申）

3 伊勢市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 7 月 10 日
伊勢市条例第 17 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(会長等)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。



第2期伊勢市子ども・子育て支援事業計画

発行:令和2年3月
編集:伊勢市健康福祉部こども課

〒516-8601
三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
TEL:0596-21-5561
FAX:0596-21-5555
E-mail:kodomo@city.ise.mie.jp